



はなさく生命

2024年3月

かんたん告知 ☒

はなさく一時金

引受緩和型3大疾病一時給付保険(無解約払戻金型)

ご契約のしおり・約款

ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

給付金等の
お支払い

ご契約後の
取扱い

その他
お知らせ

約款

約款別表

はなさく生命

日本生命グループ

はじめに

この冊子には、ご契約に関する大切なことがらが記載されています。
必ずご一読いただき、内容をご確認ください。

この冊子は「ご契約のしおり」「約款」の2つの内容で構成されています。

ご契約のしおり

ご契約についての大切な事項（告知義務、保障内容、給付金等をお支払いできない場合、諸手続き等）をわかりやすく説明しています。

約款

“ご契約のご加入から消滅までのとりきめ”を記載しています。



ご契約のしおり (ご契約のしおり 1～58)



目的別もくじ	2
--------	---



主な保険用語のご説明	4
------------	---



ご契約にあたって

1 商品の特徴	7
2 申込みに際して	8
○保険契約の成立	8
○クーリング・オフ制度	8
○申込みに際してのご留意点	9
3 申込みに際して現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約に加入する場合	10
4 健康状態等の告知義務	11
5 責任開始（保障の開始）と契約日	14



しくみ

6 保障内容	15
■ ①引受緩和型 3 大疾病一時給付保険（無解約払戻金型）【主契約】	15
■ ②引受緩和型がん一時給付特約	22
■ ③引受緩和型先進医療特約	24
■ ④引受緩和型抗がん剤・ホルモン剤治療特約	25
■ ⑤引受緩和型 3 大疾病保険料払込免除特約	27



保険料の払込み

7 保険料払込方法・保険料の払込期月等	29
8 保険料の払込みの猶予期間と保険契約の消滅	32



給付金等のお支払い

9 給付金等の請求	33
10 指定代理請求人・法定相続人による請求	35
11 給付金のお支払い時の保険料の精算	37
12 給付金等をお支払いできない場合	39



ご契約後の取扱い

13 解約と解約払戻金	45
14 ご契約後の保障内容の見直し	47
15 死亡時支払金受取人の変更	48
16 住所等の変更にともなう手続き	49
17 生命保険と税金	50



その他お知らせ

18 その他お知らせ	52
■ はなさく生命の組織運営	52
■ 個人情報の取扱い	52
■ 個人情報保護方針	53
■ 生命保険契約者保護機構	54
■ 契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度	56



約款（約款 1 ～39）

● 引受緩和型 3 大疾病一時給付保険 （無解約払戻金型）普通保険約款	3	● 引受緩和型 3 大疾病保険料払込免除 特約	24
● 引受緩和型がん一時給付特約	17	● 口座振替扱特約	29
● 引受緩和型先進医療特約	19	● クレジットカード扱特約	30
● 引受緩和型抗がん剤・ホルモン剤治療 特約	22	● 約款別表	31



ご契約のしおり

ご契約についての大切な事項（告知義務、保障内容、給付金等をお支払いできない場合、諸手続き等）をわかりやすく説明しています。



目的別もくじ

こんなときは？		このページをご確認ください。	
ご契約 「ご契約にあたって」	保険用語の意味がわからない	→ 4 ページ	主な保険用語のご説明
	この保険の特徴や付加できる特約について知りたい	→ 7 ページ	1. 商品の特徴
	申込みを撤回したい	→ 15 ページ	6. 保障内容
	告知義務について知りたい	→ 8 ページ	2. 申込みに際して クーリング・オフ制度
	いつから保障が開始されるのか知りたい	→ 11 ページ	4. 健康状態等の告知義務
保険料 「保険料について」	保険料の払込方法を変更したい	→ 14 ページ	5. 責任開始（保障の開始）と契約日
	いつまでに保険料を払込むのか知りたい	→ 29 ページ	7. 保険料払込方法・保険料の払込期月等
	保険料の払込みができなかった	→ 29 ページ	7. 保険料払込方法・保険料の払込期月等
		→ 32 ページ	8. 保険料の払込みの猶予期間と 保険契約の消滅

給付金等をご請求されるときは

保険証券と当冊子で契約内容をご確認ください。

① 給付金等の請求者（受取人）は誰か、また、支払事由に該当しているかをご確認ください。

6. 保障内容

P.15

② 給付金等をお支払いできない場合に該当していないかをご確認ください。

6. 保障内容

P.15

12. 給付金等をお支払いできない場合 P.39

給付金等 給付金等について	給付金等の支払対象になるのか知りたい	→	15 ページ	6. 保障内容
	給付金等が支払われないケースについて知りたい	→	39 ページ	12. 給付金等をお支払いできない場合
	給付金等の請求について知りたい	→	33 ページ	9. 給付金等の請求
	受取人が請求できない場合の給付金等の請求について知りたい	→	35 ページ	10. 指定代理請求人・法定相続人による請求
	保険料の払込みの免除について知りたい	→	21 ページ	6. 保障内容 ①引受緩和型 3 大疾病一時給付保険（無解約払戻金型）【主契約】 保険料の払込みの免除
		→	27 ページ	6. 保障内容 ⑤引受緩和型 3 大疾病保険料払込免除特約
ご契約後 ご契約後について	減額したい	→	47 ページ	14. ご契約後の保障内容の見直し
	解約したい	→	45 ページ	13. 解約と解約払戻金
	受取人を変更したい	→	48 ページ	15. 死亡時支払金受取人の変更
	住所・名前等が変わった	→	49 ページ	16. 住所等の変更にとまなう手続き
	税金について知りたい	→	50 ページ	17. 生命保険と税金

ご契約のしおり

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

給付金等のお支払い

ご契約後の取扱い

その他お知らせ

③ 請求の流れをご確認ください。

9. 給付金等の請求

P.33

④ 詳しい手続き方法は、
はなさく生命までご連絡ください。
(お問合せ先は裏表紙をご確認ください。)



主な保険用語のご説明

う	受取人 (うけとりじん) 給付金等を受取る人をいいます。
か	解約払戻金 (かいやくはらいもどしきん) 保険契約を解約された場合等に、契約者に払戻すお金をいいます。
き	基準給付金額 (きじゅんきゅうふきんがく) 主契約の給付金の支払額の基準となる金額をいいます。
け	給付金 (きゅうふきん) 入院をしたときや、所定の手術を受けたとき等にお支払いするお金をいいます。
け	契約応当日 (けいやくおうとうび) 毎月または毎年の契約日に対応する日をいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。 〔例〕 契約日が6月1日の場合 月単位の契約応当日 ⇒ 毎月の1日 年単位の契約応当日 ⇒ 毎年の6月1日
	契約者 (けいやくしゃ) 当社と保険契約を結び、保険契約上の権利（例えば、契約内容変更等の請求権）と義務（例えば、保険料支払義務）を有する人をいいます。
	契約年齢 (けいやくねんれい) 契約日における被保険者の満年齢のことをいいます。 〔例〕 35歳7カ月の被保険者の方の契約年齢は35歳になります。 なお、「ご契約後の被保険者の年齢」は、年単位の契約応当日ごとに契約年齢に1歳を加えて計算した年齢のことをいいます。 ※当冊子における年齢は、「契約年齢」または「ご契約後の被保険者の年齢」で記載しており、満年齢の場合は、満〇歳と記載しています。
	契約日 (けいやくび) 保険期間等の計算の基準日をいいます。
こ	告知義務 (こくちぎむ) 契約者や被保険者は保険契約の申込みに際して、過去の傷病歴、現在の健康状態等、「告知書」で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま正確にもれなくお知らせ（告知）いただくことを要します。これを告知義務といいます。
	告知義務違反 (こくちぎむいはん) 「告知書」の質問事項に対して、事実が告げられなかったときには、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。
	告知書 (こくちしょ) 保険契約の申込みに際して、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態等について記入していただく書面のことをいいます。 ※情報端末上の告知画面を含みます。

し	指定代理請求人 (していだいりせいきゅうにん)	所定の給付金等について、その給付金等の受取人が給付金等を請求できない所定の事情があるとき、給付金等の受取人に代わって請求を行うために、被保険者の同意を得てあらかじめ契約者が指定した人をいいます。(請求時において被保険者の戸籍上の配偶者等、所定の範囲内であることを要します。)
	支払限度 (しはらいげんど)	約款で定める、給付金のお支払いに関する通算の支払回数等の限度のことをいいます。
	支払事由 (しはらいじゆう)	約款で定める、給付金をお支払いする場合をいいます。
	支払事由該当日 (しはらいじゆうがいとうび)	給付金の支払事由に該当した日のことをいいます。
	死亡時支払金受取人 (しぼうじしはらいきんうけとりになん)	契約者が被保険者の同意を得て指定した人で、被保険者が死亡した場合に、死亡払戻金等があるときに、これらを受取ることができる人をいいます。
	死亡払戻金 (しぼうはらいもどしきん)	保険料払込期間が有期の場合で、保険料払込期間満了後に被保険者が死亡したときにお支払いするお金をいいます。(保険料払込期間が終身の場合には、死亡払戻金はありません。)
せ	主契約 (しゅけいやく)	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容のことをいいます。(特約は含まれません。)
	責任開始時／責任開始日 (せきにんかいしじ／せきにんかいしび)	当社が保険契約上の保障を開始する時点を負任開始時といい、その責任開始時を含む日を責任開始日といいます。
	責任準備金 (せきにんじゅんびきん)	将来の給付金等をお支払いするために保険料の中から積立てるお金をいいます。
と	特則 (とくそく)	主契約および特約の契約内容のある特定の事項について、追加・変更を定めた約束のことをいいます。
	特約 (とくやく)	主契約の保障内容をさらに充実させる等、主契約とは異なる特別な約束をする目的で、主契約に付加する契約内容のことをいいます。
は	払込期月 (はらいこみきげつ)	毎回の保険料をお払込みいただく期間をいい、具体的な払込期月は次のとおりです。 ●第1回目の保険料の払込期月 責任開始日から翌月の末日まで ●第2回目以後の保険料の払込期月 月単位の契約応当日(年払の場合は年単位の契約応当日)の属する月の1日から末日まで
ひ	被保険者 (ひほけんしゃ)	保険の保障の対象となる人のことをいいます。

ご契約のしおり

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

給付金等のお支払い

ご契約後の取扱い

その他お知らせ

ほ	保険期間 (ほけんきかん)	当社が保険契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。この期間内に入院・手術等の支払事由が発生した場合等に、給付金の支払対象となります。
	保険証券 (ほけんしょうけん)	保険契約の給付金額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載したものをいいます。
	保険料 (ほけんりょう)	契約者にお支払いいただくお金をいいます。
	保険料期間 (ほけんりょうきかん)	保険料が充当される期間のことをいいます。 月単位の契約応当日からその翌月の月単位の契約応当日（年払の場合は、年単位の契約応当日からその翌年の年単位の契約応当日）の前日までの期間となります。 * 第1回目の保険料の保険料期間は、契約日からその翌月の月単位の契約応当日（年払の場合は、契約日からその翌年の年単位の契約応当日）の前日までの期間です。
	保険料払込期間 (ほけんりょうはらいこみきかん)	保険料をお支払いいただく期間のことをいいます。
	保険料率 (ほけんりょうりつ)	保険料を計算する際に用いる率のことをいいます。保険料は、基準となる給付金額等に保険料率を乗じて計算されます。
め	免責事由 (めんせきじゆう)	約款で定める、支払事由に該当した場合でも、給付金をお支払いできない特定の場合等のことをいいます。
や	約款 (やっかん)	ご契約のご加入から消滅までのとりきめを記載したもので、普通保険約款と特約約款があります。
ゆ	猶予期間 (ゆうよきかん)	保険料の払込みを猶予する期間のことをいいます。 月払・年払ともに、払込期月の翌月の1日から翌々月末日までの期間となります。この期間内に保険料の払込みがない場合、保険契約は消滅します。
よ	予定利率 (よていりりつ)	保険料を算出するにあたり、将来の資産運用による一定の運用収益をあらかじめ見込み、その分の保険料を割引くときの割引率をいいます。

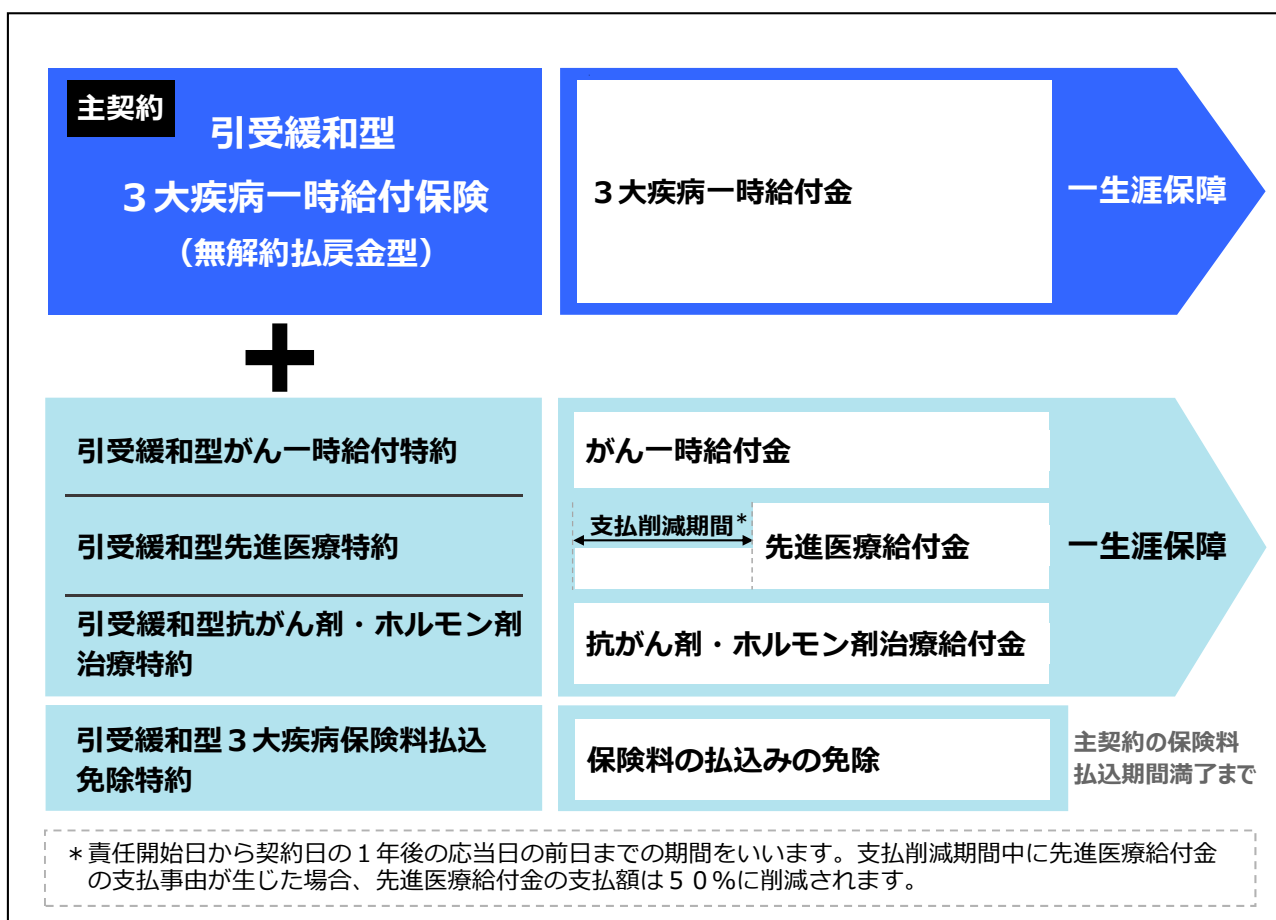


ご契約にあたって

1 商品の特徴

この商品は、引受基準を緩和することで健康に不安のある方でも加入しやすいように設計された、がんをはじめとする3大疾病による所定の治療等を一生にわたって一時金で保障する商品です。各種特約の付加により、保障内容を充実させることができます。

<しくみ図>



ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

給付金等の
お支払い

ご契約後の
取扱い

その他
お知らせ



ご注意

- この商品に契約者配当金はありません。また、この商品に死亡保険金はありません。
- この商品は、告知項目を限定し引受基準を緩和することで、健康に不安のある方でも加入しやすいように設計されています。このため、保険料は当社の他の医療保険と比べて割増しされています。
- 健康状態について、より詳細に告知いただくことにより、保険料が割増しされていない当社の他の医療保険にご加入いただける場合があります。(ただし、健康状態によっては、ご契約に特別な条件がつく場合があります。)
- 責任開始日から契約日の1年後の応当日の前日までの支払削減期間中に先進医療給付金の支払事由が生じた場合、先進医療給付金の支払額は50%に削減されます。

2 申込みに際して

保険契約の成立

保険契約は、お客様からの申込みを当社が承諾した場合に成立します。

- 当社が保険契約の申込みを承諾した場合は、「保険証券」を発行します。
- 生命保険募集人^①**は、契約締結の代理権を有さないため、申込みを承諾する権限がなく、保険契約を成立させることができません。（生命保険募集人は、契約締結の媒介を行います。）

《契約締結の「媒介」と「代理」について》

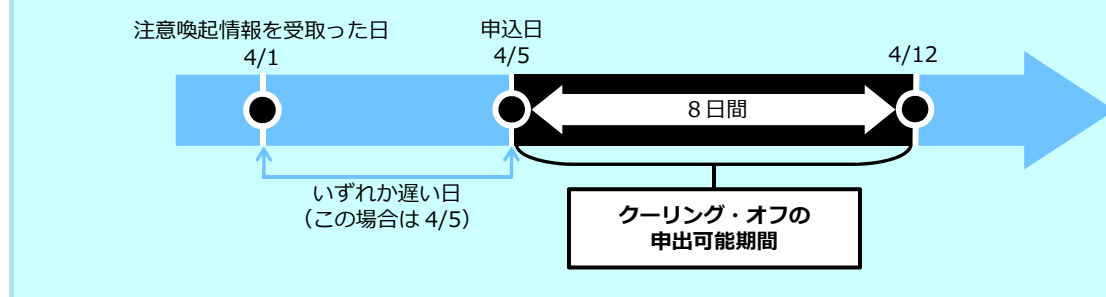
- ・媒介 ⇒ 生命保険募集人が契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約の申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は成立します。
- ・代理 ⇒ 生命保険募集人が契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約の申込みに対して承諾をすれば保険契約は成立します。

クーリング・オフ制度

保険契約の申込みの撤回または保険契約の解除ができます。

- 保険契約の申込日または注意喚起情報を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録による申出により、保険契約の申込みの撤回または保険契約の解除ができます。

《例》



- クーリング・オフを行った場合で、すでにお払込みいただいた保険料があるときには、当社はその金額を返金します。
- 次のいずれかの方法で、クーリング・オフの申出可能期間内にお申出ください。

^① 生命保険募集人 募集代理店やはなさく生命 通販受付ダイヤル等のオペレーターを含みます。

【書面による場合】

書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。

期間内（8日以内の消印有効）に、はなさく生命保険株式会社あてに送付してください。

【記載事項】

- ①申込みの撤回等をする旨
- ②申込みの撤回等をする理由（任意）
- ③証券番号（生命保険契約申込書（お客様控）の右上に記載）
- ④申込者または契約者の住所・電話番号
- ⑤申込者または契約者の氏名（自署）

【書面の送付先】 〒100-8691 日本郵便（株）銀座郵便局 私書箱52号
はなさく生命保険株式会社 クーリング・オフ受付担当 行

【電磁的記録による場合】

当社では主たる窓口として、当社ホームページをご案内しています。

期間内（8日以内）に、当社ホームページに記載の手順に沿って必要事項をご入力の上、お申出ください。

申込みに際してのご留意点

（1）当社の確認担当者^①が、申込内容等の確認をお願いすることがあります。

- 当社の確認担当者が、訪問または電話により、契約者・被保険者に次の事項の確認をお願いすることがあります。

- ・申込内容がお客様の意向に沿っているか
- ・告知内容に相違がないか
- ・ご登録いただいたお客様情報に相違がないか 等

- 訪問の際には、本人確認をいたします。次のいずれかの書類をご提示ください。

- ・運転免許証 ・パスポート ・写真付住民基本台帳カード
- ・年金手帳 ・写真付社員証 ・写真付学生証
- ・マイナンバーカード（表面） 等

（2）「保険証券」をご確認ください。

- 当社が保険契約の申込みを承諾した場合は、「保険証券」を発行しますので、当社ホームページ（[マイページ](#)^②）にてご確認ください。^③

「保険証券」には保険契約の給付金額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載しておりますので、保険契約が成立しましたら、「保険証券」の内容が、申込内容と相違がないかご確認ください。
万一、ご契約内容に相違や不明な点がありましたら、当社までご連絡ください。

- 「保険証券」は、保険契約の成立時のみ発行します。

ご契約内容については、当社ホームページ（マイページ）にていつでも確認することができます。

① 確認担当者 当社が委託した確認担当者を含みます。

② マイページ ご契約成立後に開設されるお客様専用 WEB サイトのことをいいます。

③ 「保険証券」について書面での確認を希望された場合には、書面にて「保険証券」を発行します。

3

申込みに際して現在加入している保険契約を 解約・減額して新しい保険契約に加入する場合

現在加入している保険契約を解約・減額し、新しい保険契約に加入する場合、次の点が不利益となります。

＜現在加入している保険契約について不利益となる点＞

解約払戻金	解約・減額の際にお支払いする金額は、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。保険種類やご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額です。
配当金	一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利等を失う場合があります。

＜新しい保険契約について不利益となる点＞

保険料	保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率等は、現在加入している保険契約と新しい保険契約とで異なることがあります。 ・新しい保険契約の予定利率が現在加入している保険契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。
制度等	新しい保険契約では、保険料の払込みがない場合、保険料の払込みの猶予期間の満了をもって、保険契約が消滅します。^① ・保険契約の復活の取扱い（消滅した保険契約を元に戻す取扱い）はありません。 ・保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。 ご契約時に健康状態等を告知する義務があります。 ・新しい保険契約の責任開始^②日を起算日として、告知義務違反^③による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消の規定等についても、新しい保険契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。 ・告知が必要な傷病歴等がある場合は、新しい保険契約の引受けができなかったり、その告知をしなかったために新しい保険契約が解除・取消となったりすることがあります。
給付金のお支払い等	現在加入している保険契約のままであれば、給付金のお支払いや保険料の払込みを免除することができる場合であっても、新しい保険契約では、責任開始時前に生じた傷病や不慮の事故等を原因とする入院等について、給付金のお支払いや保険料の払込みを免除することができないことがあります。

① 詳細は、「8. 保険料の払込みの猶予期間と保険契約の消滅」をご確認ください。

② 責任開始 「5. 責任開始（保障の開始）と契約日」参照

③ 告知義務違反 「4. 健康状態等の告知義務」参照

4 健康状態等の告知義務

告知義務

契約者や被保険者は、ご契約時に健康状態等を当社に告知する義務があります。

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。初めから健康状態のよくない人や危険度の高い職業に従事されている人等が無条件に加入すると、保険料負担の公平性が保たれません。したがって、契約者や被保険者には、健康状態等について当社に告知する義務があります。

告知の方法

契約者や被保険者は、「告知書」で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

- 告知事項は「告知書^①」に記載しています。
- 告知にあたり、生命保険募集人^②が、傷病歴や健康状態等について事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。
- 健康状態等の告知の内容によっては、お引受けをお断りする場合があります。



- 生命保険募集人や当社の確認担当者^③に口頭で伝えただけでは告知にはなりません。
「告知書」にてお知らせいただいたことが告知となります。生命保険募集人や当社の確認担当者には告知を受ける権限がありません。
そのため、これらの者に口頭で伝えたり、健康診断の結果資料等を提示したりしても告知にはなりません。

ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

給付金等の
お支払い

ご契約後の
取扱い

その他
お知らせ

① 告知書 情報端末上の告知画面を含みます。
② 生命保険募集人 募集代理店やはなさく生命 通販受付ダイヤル等のオペレーターを含みます。
③ 確認担当者 当社が委託した確認担当者を含みます。

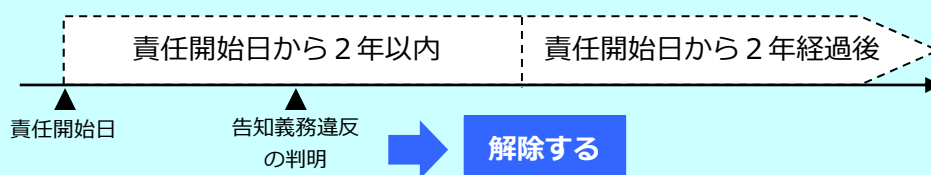
告知義務違反

「告知義務違反」があった場合、当社は保険契約または特約を解除することがあります。

- 契約者や被保険者の故意または重大な過失により、事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知したりした場合、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻さず、解約払戻金があれば、その金額を契約者にお支払いします。
- 告知義務違反による保険契約または特約の解除に関する取扱いは、「**責任開始**^①日から告知義務違反が判明するまでの期間」によって、次のとおりとなります。

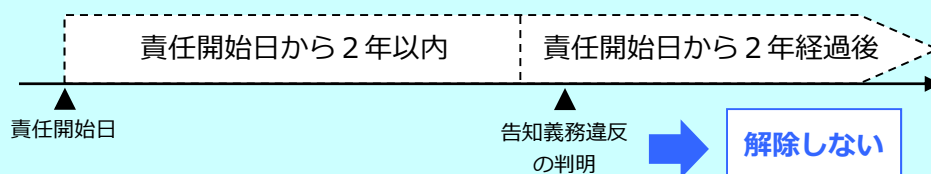
《責任開始日から2年以内に告知義務違反が判明したケース》

告知義務違反として保険契約または特約を解除することがあります。
この場合、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除を行いません。



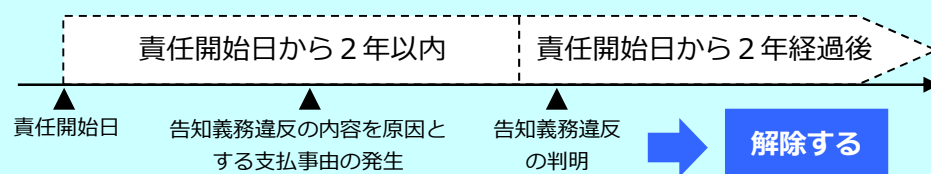
《責任開始日から2年経過後に告知義務違反が判明したケース》

告知義務違反による解除を行いません。



ただし、責任開始日から2年以内に解除の原因となる事実により、給付金の支払事由や保険料の払込みの免除事由が発生していた場合には、保険契約または特約を解除することがあります。^②

この場合、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除を行いません。



- 保険契約または特約を解除した場合でも、給付金の支払事由や保険料の払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらないときには、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除を行います。

① 責任開始 「5. 責任開始（保障の開始）と契約日」の「責任開始（保障の開始）」参照

② 責任開始時前に原因が生じていたことにより、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除が行われない場合も同様の取扱いとなります。

■告知義務違反として保険契約または特約を解除する場合以外にも、給付金をお支払いできないことがあります。

例えば、告知義務違反の内容が特に重大な場合、**詐欺による取消^①**を理由として、保険契約または特約を取消することがあります。この場合、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

告知にあたり、**生命保険募集人^②**が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、当社は保険契約または特約を解除することはできません。

ただし、こうした生命保険募集人の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められるときには、当社は保険契約または特約を解除することがあります。

ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

給付金等の
お支払い

ご契約後の
取扱い

その他
お知らせ

① 詐欺による取消 「12. 給付金等をお支払いできない場合」参照

② 生命保険募集人 募集代理店やはなさく生命 通販受付ダイヤル等のオペレーターを含みます。

5 責任開始（保障の開始）と契約日

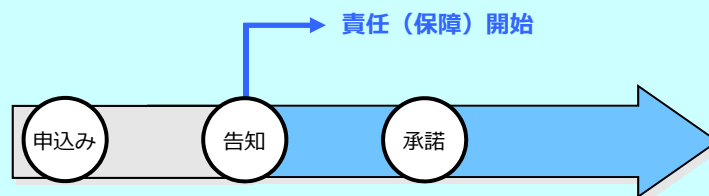
責任開始（保障の開始）

当社が保険契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時から、当社は契約上の責任（保障）を開始します。

- 保険契約は、保険契約の申込みを当社が承諾した場合に成立します。
- 承諾した場合は、「**保険証券^①**」を発行します。

《責任開始（保障の開始）の例》

当社が保険契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時にさかのぼって、責任（保障）を開始します。



※申込みが告知より遅い場合には、申込みが完了した時から責任（保障）を開始します。

契約日

契約日は、月払契約、年払契約ともに責任開始日の属する月の翌月1日となります。

- 契約年齢、保険期間、保険料払込期間は契約日を基準に計算します。
- ご契約時に、「契約日に関する特則」を適用する場合、契約日は責任開始日と同一の日になります。
- 契約日および責任開始日は「保険証券」で確認できます。

① 保険証券 「2. 申込みに際して」の「申込みに際してのご留意点」参照



しくみ

6 保障内容

①引受緩和型 3 大疾病一時給付保険(無解約払戻金型)【主契約】

保障内容

被保険者が 3 大疾病により所定の治療を受けた場合等に、給付金をお支払いします。
(各疾病の種類における支払事由の詳細は、次ページ以降のそれぞれの該当箇所をご確認ください。)

疾病の種類	支払事由の概要	支払額	支払限度
がん ^①	初回 がんと診断確定されたとき 2 回目以後 がんにより 1 日以上入院をしたとき	初回 初回 2 倍型： 基準給付金額× 2 倍 同額型： 基準給付金額 2 回目以後 1 回につき、基準給付金額	支払回数無制限 (1 年に 1 回) 支払回数無制限 (1 年に 1 回) 支払回数無制限 (1 年に 1 回)
心疾患	心疾患により所定の入院をしたとき または手術を受けたとき		支払回数無制限 (1 年に 1 回)
脳血管疾患	脳血管疾患により所定の入院をしたとき または手術を受けたとき		支払回数無制限 (1 年に 1 回)

■被保険者が所定の高度障害状態または身体障害状態になった場合、以後の保険料の払込みを免除します。

選択できる型

ご契約時に給付金額の型を選択することで、保障内容を設定できます。

型の種類	選択できる型	しくみ
給付金額の型 (1 つの疾病の種類に 対する初回給付金額)	初回 2 倍型 同額型	・ 2 種類の型から選択できます。 ・ 1 つの疾病の種類に対する初回のお支払いについて、基準給付金額の 2 倍または同額の 3 大疾病一時給付金をお支払いします。 (初回 2 倍型を選択された場合、初回の支払額は、疾病の種類ごとにそれぞれ基準給付金額の 2 倍です。)

① がん 上皮内がん（上皮内がんには、子宮頸がん 0 期・非浸潤がん・食道上皮内がん・大腸粘膜内がん等があります。）や皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みます。詳細は、約款別表 4 4 をご確認ください。

■死亡保険金や保険料払込期間中の解約払戻金^①はありません。

保険料払込期間経過後において被保険者が死亡した際に、解約払戻金がある場合は、解約払戻金と同額の死亡払戻金を死亡時支払金受取人^②にお支払いします。

■ご契約時に選択した型をご契約後に変更することはできません。

■心疾患、脳血管疾患を発病しただけでは支払事由に該当せず、3大疾病一時給付金はお支払いできません。

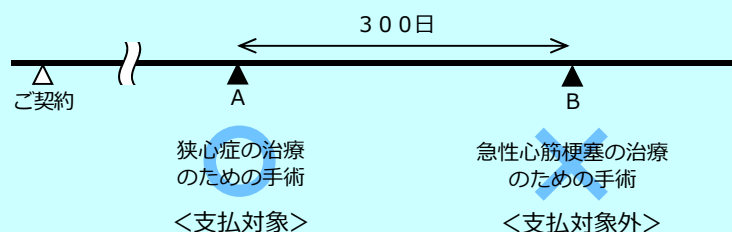
心疾患、脳血管疾患による3大疾病一時給付金は、所定の入院をしたときや所定の手術を受けたときにお支払いします。

■3大疾病一時給付金は疾病の種類ごとにそれぞれ1年の間に1回のお支払いとなるため、すでに支払事由に該当し、お支払いしている疾病の種類について、1年の間に再び支払事由に該当しても、3大疾病一時給付金をお支払いできません。

《具体例》

<同一疾病種類の場合>

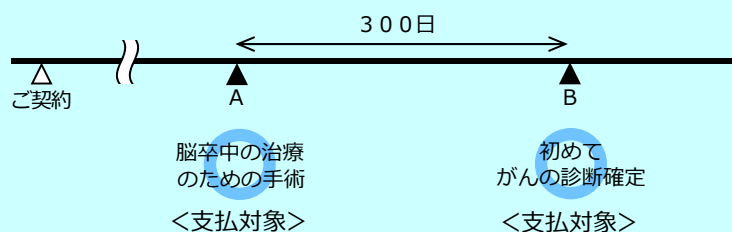
- 保険期間中に、狭心症の治療のための手術を受け（下図のA）、3大疾病一時給付金のお支払いを受けた後、300日経過後に、急性心筋梗塞の治療のための手術を受けた（下図のB）場合



AおよびBはいずれも心疾患に該当しますが、心疾患による3大疾病一時給付金は1年の間に1回のお支払いになるため、Aについては3大疾病一時給付金のお支払いの対象となりますが、Bについては3大疾病一時給付金をお支払いできません。

<異なる疾病種類の場合>

- 保険期間中に、脳卒中の治療のための手術を受けた（下図のA）後、300日経過後に、初めてがんの診断確定を受けた（下図のB）場合



異なる疾病の種類を原因としているため、1年未満でも、A・Bそれぞれ3大疾病一時給付金のお支払いの対象となります。

■病院または診療所^⑤以外への入院^④や、病院または診療所^⑤以外で受けた手術^⑥は支払対象となりません。

■1つの手術を2日以上にわたって受けた場合は、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。



① 解約払戻金 「13. 解約と解約払戻金」参照

② 死亡時支払金受取人 死亡時支払金受取人は契約者が被保険者の同意を得てあらかじめご指定ください。

③ 病院または診療所 約款別表16参照

④ 入院 約款別表14参照

⑤ 病院または診療所 約款別表32参照

⑥ 手術 約款別表45参照

がんの保障

お支払いできる場合

➡「12. 給付金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者ががんにより所定の事由に該当した場合、給付金をお支払いします。

■被保険者が保険期間中に次の支払事由^①に該当した場合、給付金をお支払いします。

	支払事由	支払額	支払限度	受取人
がんによる3大疾病一時給付金	初回 責任開始日の5年前の応当日の翌日から責任開始時までにごがん ^② と診断確定されていない被保険者が、責任開始時以後に初めてがんと病理組織学的所見（生検）により診断確定 ^③ されたとき	初回2倍型： 基準給付金額 ×2倍 同額型： 基準給付金額	支払回数無制限 (ただし、1年の間に1回)	被保険者
	2回目以後 直前に支払われたがんによる3大疾病一時給付金の支払事由該当日の1年後の応当日以後に、責任開始時以後に病理組織学的所見（生検）により診断確定されたがんの治療のため、 1日以上入院 ^{④⑤} をしたとき	(1回につき) 基準給付金額		



- がんによる3大疾病一時給付金の2回目以後の支払事由は、初回と異なり、がんによる1日以上入院をしたことを要します。
- がん以外の疾病または傷害による入院中に、がんを併発したときは、そのがんの治療の開始日にがんの治療のための入院を開始したものとみなします。
- 直前に支払われたがんによる3大疾病一時給付金の支払事由該当日の1年後の応当日に、がんによる入院をしているときは、その日に入院を開始したものとみなします。

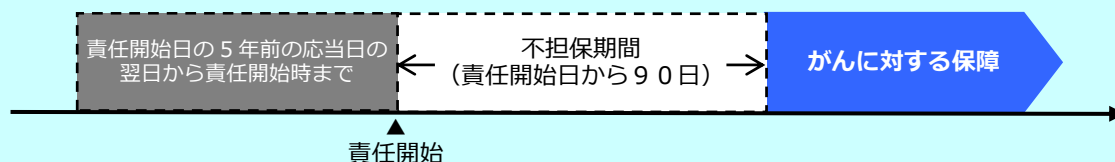
① 支払事由の詳細は、約款をご確認ください。
 ② **がん** 上皮内がん（上皮内がんには、子宮頸がん0期・非浸潤がん・食道上皮内がん・大腸粘膜内がん等があります。）や皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みます。詳細は、約款別表4-4をご確認ください。
 ③ がんの病理組織学的所見（生検）による診断確定について、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
 ④ **1日以上入院** 入院日数が1日（日帰り入院）とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払の有無等を参考にして判断します。
 ⑤ **入院** 約款別表1-4参照

お支払いできない場合

がんと診断確定される時期によっては、給付金をお支払いできない場合があります。

《がんに対する保障のイメージ》

- がんに対する保障については、責任開始日から90日間は不担保期間となり、不担保期間が経過した後に保障を開始します。（その他の疾病の種類については、責任開始時から保障を開始します。）



- 被保険者が責任開始日の5年前の応当日の翌日から責任開始時までにかんがんと診断確定されていた場合、3大疾病一時給付金はお支払いできません。
この場合、責任開始時以後に新たにかんがんと診断確定された場合であっても、3大疾病一時給付金はお支払いできません。^①
ただし、がん以外の疾病の種類については保障します。

なお、契約者および被保険者が、保険契約締結の際に、責任開始日の5年前の応当日の翌日から責任開始時までにかんがんと診断確定されていた事実を知らなかったときは、がん以外の疾病の種類による3大疾病一時給付金および付加している特約の支払事由に該当していない場合に限り、責任開始日から180日以内に契約者から保険契約の解除をお申出いただくことで、保険契約を解除し、当社はすでに払込まれた保険契約の保険料を契約者に払戻します。^②

- 被保険者が不担保期間中にがんがんと診断確定された場合、3大疾病一時給付金はお支払いできません。

不担保期間が経過した後に、新たにかんがんと病理組織学的所見（生検）により診断確定された場合には、3大疾病一時給付金の支払対象となります。ただし、不担保期間中に診断確定されたがんの再発・転移等と認められるときは、3大疾病一時給付金はお支払いできません。

① 不担保期間が経過した後に診断確定された場合であっても、3大疾病一時給付金はお支払いできません。

② 当社が告知義務違反または重大事由により、保険契約を解除する場合は、当取扱いはいりません。詳細は、「12. 給付金等をお支払いできない場合」の「(3) 告知義務違反による解除の場合」および「(6) 重大事由による解除の場合」をご確認ください。

心疾患の保障

お支払いできる場合

➡「12. 給付金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が心疾患により所定の入院をした場合または手術を受けた場合、給付金をお支払いします。

■被保険者が保険期間中に次の支払事由^①に該当した場合、給付金をお支払いします。

	支払事由	支払額	支払限度	受取人
心疾患による3大疾病一時給付金	初回 責任開始時以後の疾病を原因として、次のいずれかに該当したとき ^② (1) 急性心筋梗塞 ^③ を発病し、その急性心筋梗塞の治療のため、1日以上入院 ^④ をしたとき、または手術 ^⑤ を受けたとき (2) 急性心筋梗塞以外の心疾患 ^⑥ を発病し、その心疾患の治療のため、継続20日以上入院をしたとき、または手術を受けたとき	初回2倍型： 基準給付金額 × 2倍 同額型： 基準給付金額	支払回数無制限 (ただし、1年の間に1回)	被保険者
	2回目以後 直前に支払われた心疾患による3大疾病一時給付金の支払事由該当日の1年後の応当日以後に、上記(1)(2)の入院をしたとき、または手術を受けたとき	(1回につき) 基準給付金額		



- 直前に支払われた心疾患による3大疾病一時給付金の支払事由該当日の1年後の応当日に、急性心筋梗塞による入院をしているときは、その日に入院を開始したものとみなします。
- 急性心筋梗塞以外の心疾患による入院について、継続20日以上入院をしたことにより3大疾病一時給付金が支払われたときは、20日に達した日に支払事由に該当したものとみなします。また、直前に支払われた心疾患による3大疾病一時給付金の支払事由該当日の1年後の応当日に、急性心筋梗塞以外の心疾患による継続20日以上入院をしているときは、その日に入院日数が20日に達したものとみなします。

① 支払事由の詳細は、約款をご確認ください。

② 責任開始時前に生じた疾病を原因として発病した心疾患を直接の原因として、責任開始時以後に入院または手術を受けた場合でも、責任開始時以後にその疾病の症状が悪化したことまたはその疾病と医学上重要な関係にある疾病が生じたことにより、心疾患を直接の原因とする入院または手術の必要があると医師によって診断されたときは、責任開始時以後の原因によるものとみなし、給付金のお支払いの対象となります。詳細は、約款をご確認ください。

③ 急性心筋梗塞、心疾患 約款別表4-4参照

④ 1日以上入院 入院日数が1日(日帰り入院)とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払の有無等を参考にして判断します。

⑤ 入院 約款別表1-4参照

⑥ 手術 約款別表4-5参照

脳血管疾患の保障

お支払いできる場合

➡「12. 給付金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が脳血管疾患により所定の入院をした場合または手術を受けた場合、給付金をお支払いします。

■被保険者が保険期間中に次の支払事由^①に該当した場合、給付金をお支払いします。

	支払事由	支払額	支払限度	受取人
脳血管疾患による3大疾病一時給付金	初回 責任開始時以後の疾病を原因として、次のいずれかに該当したとき ^② (1) 脳卒中 ^③ を発病し、その脳卒中の治療のため、 1日以上 の入院 ^④ をしたとき、または手術 ^⑤ を受けたとき (2) 脳卒中以外の脳血管疾患 ^⑥ を発病し、その脳血管疾患の治療のため、継続20日以上入院をしたとき、または手術を受けたとき	初回2倍型： 基準給付金額 × 2倍 同額型： 基準給付金額	支払回数無制限 (ただし、1年の間に1回)	被保険者
	2回目以後 直前に支払われた脳血管疾患による3大疾病一時給付金の支払事由該当日の1年後の応当日以後に、上記(1)(2)の入院をしたとき、または手術を受けたとき	(1回につき) 基準給付金額		



- 直前に支払われた脳血管疾患による3大疾病一時給付金の支払事由該当日の1年後の応当日に、脳卒中による入院をしているときは、その日に入院を開始したものとみなします。
- 脳卒中以外の脳血管疾患による入院について、継続20日以上入院をしたことにより3大疾病一時給付金が支払われたときは、20日に達した日に支払事由に該当したものとみなします。また、直前に支払われた脳血管疾患による3大疾病一時給付金の支払事由該当日の1年後の応当日に、脳卒中以外の脳血管疾患による継続20日以上入院をしているときは、その日に入院日数が20日に達したものとみなします。

① 支払事由の詳細は、約款をご確認ください。

② 責任開始時前に生じた疾病を原因として発病した脳血管疾患を直接の原因として、責任開始時以後に入院または手術を受けた場合でも、責任開始時以後にその疾病の症状が悪化したことまたはその疾病と医学上重要な関係にある疾病が生じたことにより、脳血管疾患を直接の原因とする入院または手術の必要があると医師によって診断されたときは、責任開始時以後の原因によるものとみなし、給付金のお支払いの対象となります。詳細は、約款をご確認ください。

③ 脳卒中、脳血管疾患 約款別表44参照

④ 1日以上入院 入院日数が1日(日帰り入院)とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払の有無等を参考にして判断します。

⑤ 入院 約款別表14参照

⑥ 手術 約款別表45参照

保険料の払込みの免除

保険料の払込みを免除できる場合

➡保険料の払込みを免除できない場合については、「12. 給付金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が所定の高度障害状態または身体障害状態になった場合、以後の保険料の払込みを免除します。

- 被保険者が保険料払込期間中に次の保険料の払込みの免除事由^①に該当した場合、以後の保険料（主契約および主契約に付加されている特約すべての保険料）の払込みを免除します。

保険料の払込みの免除事由

責任開始時以後に生じた不慮の事故^②による傷害で、その事故の日から180日以内に高度障害状態^③または身体障害状態^④に該当したとき



- 所定の高度障害状態や身体障害状態は、公的な身体障害認定基準等とは要件が異なります。
- 保険料の払込みの免除事由に該当した場合、その時まで到来している保険料期間の未払込保険料が払込まれなければ、当社は保険料の払込みを免除できません。

引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約が付加されている場合は、がん（または悪性新生物）・心疾患・脳血管疾患により所定の事由に該当したときにも、以後の保険料の払込みを免除します。詳しくは、「6. 保障内容」の「⑤引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約」をご確認ください。

① 保険料の払込みの免除事由の詳細は、約款をご確認ください。

② 不慮の事故 約款別表2参照

③ 高度障害状態 約款別表10参照

④ 身体障害状態 約款別表11参照

②引受緩和型がん一時給付特約

お支払いできる場合

➡「12. 給付金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者ががんにより所定の事由に該当した場合、給付金をお支払いします。

■被保険者が保険期間中に次の支払事由^①に該当した場合、給付金をお支払いします。

	支払事由	支払額	支払限度	受取人
がん一時給付金	初回 責任開始日の5年前の応当日の翌日から責任開始時までにごがん ^② と診断確定されていない被保険者が、責任開始時以後に初めてがんと病理組織学的所見（生検）により診断確定 ^③ されたとき	(1回につき) 給付金額	支払回数無制限 (ただし、1年の間に1回)	被保険者
	2回目以後 直前に支払われたがん一時給付金の支払事由該当日の1年後の応当日以後に、責任開始時以後に病理組織学的所見（生検）により診断確定されたがんの治療のため、 1日以上^{④⑤}の入院^⑥ をしたとき			



- がん一時給付金の2回目以後の支払事由は、初回と異なり、がんによる1日以上^④の入院をしたことを要します。
- がん以外の疾病または傷害による入院中に、がんを併発したときは、そのがんの治療の開始日にがんの治療のための入院を開始したものとみなします。
- 直前に支払われたがん一時給付金の支払事由該当日の1年後の応当日に、がんによる入院をしているときは、その日に入院を開始したものとみなします。
- 病院または診療所^⑥以外への入院は支払対象となりません。
- 主契約が消滅したときは、引受緩和型がん一時給付特約は消滅します。

① 支払事由の詳細は、約款をご確認ください。

② **がん** 上皮内がん（上皮内がんには、子宮頸がん0期・非浸潤がん・食道上皮内がん・大腸粘膜内がん等があります。）や皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みます。詳細は、約款別表2-4をご確認ください。

③ がんの病理組織学的所見（生検）による診断確定について、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

④ **1日以上^④の入院^⑥** 入院日数が1日（日帰り入院）とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払の有無等を参考にして判断します。

⑤ **入院** 約款別表1-4参照

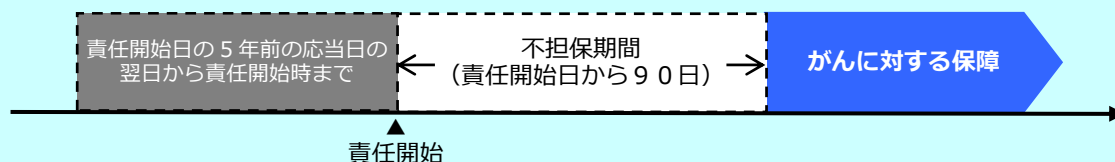
⑥ **病院または診療所** 約款別表1-6参照

お支払いできない場合

がんと診断確定される時期によっては、給付金をお支払いできない場合があります。

《がんに対する保障のイメージ》

- がんに対する保障については、責任開始日から90日間は不担保期間となり、不担保期間が経過した後に保障を開始します。



- 被保険者が責任開始日の5年前の応当日の翌日から責任開始時までのがんと診断確定されていた場合には、引受緩和型がん一時給付特約は無効となり、がん一時給付金はお支払いできません。

この場合、契約者および被保険者が、引受緩和型がん一時給付特約の付加の際に、責任開始日の5年前の応当日の翌日から責任開始時までのがんと診断確定されていた事実を知らなかったときは、すでに払込まれた引受緩和型がん一時給付特約の保険料を契約者に払戻します。

契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでに払込まれた引受緩和型がん一時給付特約の保険料を払戻しません。

- 被保険者が不担保期間中ながんと診断確定された場合には、引受緩和型がん一時給付特約は無効となり、がん一時給付金はお支払いできません。
この場合、すでに払込まれた引受緩和型がん一時給付特約の保険料を契約者に払戻します。

ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

給付金等の
お支払い

ご契約後の
取扱い

その他
お知らせ

③引受緩和型先進医療特約

お支払いできる場合

→「12. 給付金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が所定の先進医療による療養を受けた場合、給付金をお支払いします。

■被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、給付金をお支払いします。^①

	支払事由	支払額	支払限度	受取人
先進医療 給付金	疾病または不慮の事故 ^② による傷害で、先進医療 ^③ による療養 ^④ を受けたとき ^⑤	先進医療にかかる 技術料 ^⑥ と同額 〔支払削減期間 ^⑦ 中は 上記金額の50%〕	支払額を通算して 2,000万円	被 保 険 者



■先進医療については、次の制限があります。

- ・療養を受けた時点で先進医療に該当するものに限りします。^⑧
- ・先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りします。
- ・先進医療に該当する技術には、それぞれ適応症（対象となる疾患・症状等）が定められており、医療技術・適応症・実施する医療機関によっては、先進医療給付金のお支払いの対象にならないことがあります。^⑨

■先進医療として厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は、随時見直されますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。

■同一の療養を複数回にわたって受けた場合でも、一連の療養^⑩に該当するときは、その一連の療養を1回の先進医療による療養とみなして先進医療給付金をお支払いします。

■公的医療保険制度等の改正または医療技術の変化が支払事由に関する規定に影響する場合には、主務官庁の認可を得て、支払事由に関する規定を変更することがあります。この場合、変更する2カ月前までに契約者あてに連絡します。

■次のいずれかに該当したときには、引受緩和型先進医療特約は消滅します。

- ・主契約が消滅したとき
- ・先進医療給付金を支払限度までお支払いしたとき

■同一の被保険者において、先進医療給付のある当社の特約を重複して付加することはできません。

① 給付金の支払事由への該当は、責任開始時以後に生じた疾病・責任開始時以後に生じた不慮の事故等による傷害を直接の原因とする療養である場合に限りします。ただし、責任開始時前に生じた疾病を原因として先進医療による療養を受けた場合でも、責任開始時以後にその疾病の症状が悪化したことまたはその疾病と医学上重要な関係にある疾病が生じたことにより、先進医療による療養の必要があると医師によって診断されたときは、責任開始時以後の原因によるものとみなし、給付金のお支払いの対象となります。詳細は、約款をご確認ください。

② 不慮の事故 約款別表2参照

③ 先進医療 約款別表27参照

④ 療養 約款別表26参照

⑤ 不慮の事故以外の外因による傷害で、先進医療による療養を受けたときを含みます。

⑥ 先進医療にかかる技術料 被保険者が受けた先進医療技術に対する被保険者の支払額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた金額をいいます。（約款別表28参照）

⑦ 支払削減期間 責任開始日から契約日の1年後の応当日の前日までの期間をいいます。

⑧ ご契約時点ではお支払いの対象となる先進医療に該当した療養でも、その後に医療技術・適応症・実施する医療機関が見直され、療養を受けた時点で先進医療に該当しない場合は、先進医療給付金のお支払いはできません。

⑨ 医療技術名が、厚生労働大臣が先進医療として認めるものと同じでも、適応症または実施する医療機関が先進医療として認められるものに該当しない場合は、お支払いの対象となる先進医療にはあたらないため、先進医療給付金のお支払いはできません。例えば、患者申出療養として身近な医療機関で先進的な医療を受けられた場合でも、先進医療給付金のお支払いはできません。

⑩ 一連の療養 約款別表29参照

④引受緩和型抗がん剤・ホルモン剤治療特約

お支払いできる場合

→「12. 給付金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が所定の抗がん剤・ホルモン剤による治療のため、所定の入院または通院をした場合、給付金をお支払いします。

■被保険者が保険期間中に次の支払事由^①に該当した場合、給付金をお支払いします。

	支払事由	支払額	支払限度	受取人
抗がん剤・ ホルモン剤 治療給付金	責任開始日の5年前の応当日の翌日から責任開始時まででにがん ^② と診断確定されていない被保険者が、責任開始時以後に病理組織学的所見（生検）により診断確定 ^③ されたがんの抗がん剤・ホルモン剤による治療 ^④ のため、所定の入院 ^⑤ または通院 ^⑥ をしたとき	（支払事由に該当した日の属する月ごとに） 給付金額	支払月数を通算して60カ月	被保険者

支払対象となる入院または通院

- 公的医療保険制度^⑦にもとづく医科診療報酬点数表^⑧または歯科診療報酬点数表^⑨によって抗がん剤・ホルモン剤^⑩にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院^{⑪⑫}

■抗がん剤・ホルモン剤の処方を複数月分まとめて受けた場合には、その投薬期間にかかわらず、その処方せん料の算定対象となる処方せんが発行された日を、支払事由に該当する入院または通院をした日とします。

■次の入院または通院は支払対象となりません。

- ・処方せん料が算定される通院をし、その処方せんにもとづく抗がん剤・ホルモン剤の支給を実際には受けていない場合
- ・病院または診療所^⑬以外への入院または通院

■公的医療保険制度等の改正または医療技術の変化が支払事由に関する規定に影響する場合には、主務官庁の認可を得て、支払事由に関する規定を変更することがあります。この場合、変更する2カ月前までに契約者あてに連絡します。

■次のいずれかに該当したときには、引受緩和型抗がん剤・ホルモン剤治療特約は消滅します。

- ・主契約が消滅したとき
- ・抗がん剤・ホルモン剤治療給付金を支払限度までお支払いしたとき



ご注意

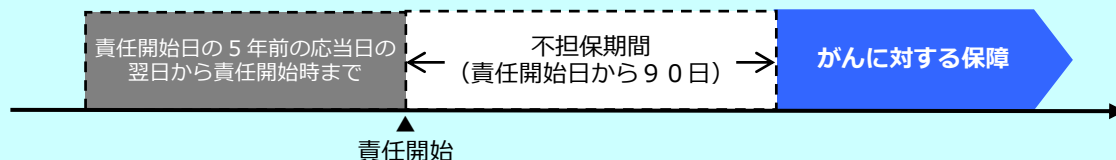
① 支払事由の詳細は、約款をご確認ください。
 ② がん 上皮内がん（上皮内がんには、子宮頸がん0期・非浸潤がん・食道上皮内がん・大腸粘膜内がん等があります。）や皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みます。詳細は、約款別表24をご確認ください。
 ③ がんの病理組織学的所見（生検）による診断確定について、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
 ④ 抗がん剤・ホルモン剤による治療 約款別表40参照
 ⑤ 入院、通院 約款別表31参照。通院には、往診や訪問診療等、医師が治療のために被保険者の自宅等を訪問したときを含みます。
 ⑥ 「公的医療保険制度」は約款別表5、「医科診療報酬点数表」は約款別表37、「歯科診療報酬点数表」は約款別表38参照
 ⑦ 抗がん剤・ホルモン剤 約款別表39参照
 ⑧ 厚生労働大臣が定める診断群分類点数表により診療報酬が算定される入院のうち、薬剤料または処方せん料に相当する費用が含まれる入院を含みます。
 ⑨ 薬剤料または処方せん料の算定対象となる入院については、薬剤料の算定対象となる治療を受けた日または処方せん料の算定対象となる処方せんを発行された日を入院した日とします。
 ⑩ 病院または診療所 約款別表16参照

お支払いできない場合

がんと診断確定される時期によっては、給付金をお支払いできない場合があります。

《がんに対する保障のイメージ》

- がんに対する保障については、責任開始日から90日間は不担保期間となり、不担保期間が経過した後に保障を開始します。



- 被保険者が責任開始日の5年前の応当日の翌日から責任開始時までになんと診断確定されていた場合には、引受緩和型抗がん剤・ホルモン剤治療特約は無効となり、抗がん剤・ホルモン剤治療給付金はお支払いできません。

この場合、契約者および被保険者が、引受緩和型抗がん剤・ホルモン剤治療特約の付加の際に、責任開始日の5年前の応当日の翌日から責任開始時までになんと診断確定されていた事実を知らなかったときは、すでに払込まれた引受緩和型抗がん剤・ホルモン剤治療特約の保険料を契約者に払戻します。

契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでに払込まれた引受緩和型抗がん剤・ホルモン剤治療特約の保険料を払戻しません。

- 被保険者が不担保期間中にがんと診断確定された場合には、引受緩和型抗がん剤・ホルモン剤治療特約は無効となり、抗がん剤・ホルモン剤治療給付金はお支払いできません。
- この場合、すでに払込まれた引受緩和型抗がん剤・ホルモン剤治療特約の保険料を契約者に払戻します。

⑤引受緩和型 3 大疾病保険料払込免除特約

保険料の払込みを免除できる場合

→保険料の払込みを免除できない場合については、「12. 給付金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者ががん（または悪性新生物）・心疾患・脳血管疾患により所定の事由に該当した場合、以後の保険料の払込みを免除します。

■ご契約時に保障範囲の型を選択することで、保障内容を設定できます。

型の種類	選択できる型	しくみ
保障範囲の型 (保障範囲となる疾病の種類)	上皮内がん保障あり型 上皮内がん保障なし型	・2種類の型から保障範囲を選択できます。 ・選択した型に応じた疾病の種類ごとの所定の事由に該当したときに、以後の保険料の払込みを免除します。

■ご選択いただいた保障範囲の型に応じて、被保険者が保険期間中に次のいずれかの保険料の払込みの免除事由^①に該当した場合、以後の保険料（主契約および主契約に付加されている特約すべての保険料）の払込みを免除します。^②

疾病の種類	保険料の払込みの免除事由	
	上皮内がん保障あり型	上皮内がん保障なし型
がん または 悪性新生物	責任開始日の5年前の応当日の翌日から責任開始時までにはがん ^③ と診断確定されていない被保険者が、責任開始時以後に初めてがんと病理組織学的所見（生検）により診断確定 ^④ されたとき	責任開始日の5年前の応当日の翌日から責任開始時までには悪性新生物 ^⑤ と診断確定されていない被保険者が、責任開始時以後に初めて悪性新生物と病理組織学的所見（生検）により診断確定 ^④ されたとき
心疾患	責任開始時以後の疾病を原因として、次のいずれかに該当したとき ^⑥ (1) 急性心筋梗塞 ^⑦ を発病し、その急性心筋梗塞の治療のため、1日以上入院 ^⑧ をしたとき、または手術 ^⑨ を受けたとき (2) 急性心筋梗塞以外の心疾患 ^⑦ を発病し、その心疾患の治療のため、継続20日以上入院をしたとき、または手術を受けたとき	
脳血管疾患	責任開始時以後の疾病を原因として、次のいずれかに該当したとき ^⑥ (1) 脳卒中 ^⑦ を発病し、その脳卒中の治療のため、1日以上入院 ^⑧ をしたとき、または手術 ^⑨ を受けたとき (2) 脳卒中以外の脳血管疾患 ^⑦ を発病し、その脳血管疾患の治療のため、継続20日以上入院をしたとき、または手術を受けたとき	

■この特約の保険料の払込みの免除事由に該当し、かつ、主契約の3大疾病一時給付金の請求があったときには、この特約による保険料の払込みの免除についても契約者から請求があったものとして取扱います。

① 保険料の払込みの免除事由の詳細は、約款をご確認ください。

② 主契約の保障として、所定の高度障害状態または身体障害状態になったときにも、以後の保険料の払込みを免除します。詳しくは、「6. 保障内容」の「⑤引受緩和型 3 大疾病一時給付保険（無解約払戻金型）【主契約】」をご確認ください。

③ がん 上皮内がん（上皮内がんには、子宮頸がん0期・非浸潤がん・食道上皮内がん・大腸粘膜内がん等があります。）や皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みます。詳細は、約款別表4-6をご確認ください。

④ がんまたは悪性新生物の病理組織学的所見（生検）による診断確定について、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

⑤ 悪性新生物 上皮内がん（上皮内がんには、子宮頸がん0期・非浸潤がん・食道上皮内がん・大腸粘膜内がん等があります。）や皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。詳細は、約款別表4-6をご確認ください。

⑥ 責任開始時前に生じた疾病を原因として発病した心疾患または脳血管疾患を直接の原因として、責任開始時以後に入院または手術を受けた場合でも、責任開始時以後にその疾病の症状が悪化したことまたはその疾病と医学上重要な関係にある疾病が生じたことにより、心疾患または脳血管疾患を直接の原因とする入院または手術の必要があると医師によって診断されたときは、責任開始時以後の原因によるものとみなし、保険料の払込みの免除の対象となります。詳細は、約款をご確認ください。

⑦ 急性心筋梗塞、心疾患、脳卒中、脳血管疾患 約款別表4-6参照

⑧ 1日以上入院 入院日数が1日（日帰り入院）とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払の有無等を参考にして判断します。

⑨ 「入院」は約款別表1-4、「手術」は約款別表4-5参照



- ご契約時に選択した型をご契約後に変更することはできません。
- 病院または診療所^①以外への入院や、病院または診療所^②以外で受けた手術は保険料の払込みの免除の対象となりません。
- 心疾患、脳血管疾患を発病しただけでは保険料の払込みの免除事由に該当せず、保険料の払込みは免除できません。
心疾患、脳血管疾患による保険料の払込みの免除は、所定の入院をしたときや所定の手術を受けたときに保険料の払込みを免除します。
- 急性心筋梗塞以外の心疾患または脳卒中以外の脳血管疾患による入院について、継続20日以上入院をしたことにより保険料の払込みが免除されたときは、20日に達した日に保険料の払込みの免除事由に該当したものとみなします。
- 1つの手術を2日以上にわたって受けた場合は、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。
- 保険料の払込みの免除事由に該当した場合、その時までに来ている保険料期間の未払込保険料が払込まなければ、当社は保険料の払込みを免除できません。

保険料の払込みを免除できない場合

＜上皮内がん保障あり型の場合＞

がんと診断確定された場合でも、保険料の払込みを免除できない場合があります。

＜上皮内がん保障なし型の場合＞

悪性新生物と診断確定された場合でも、保険料の払込みを免除できない場合があります。

- 被保険者が責任開始日の5年前の応当日の翌日から責任開始時までにかん（または悪性新生物）と診断確定されていた場合、保険料の払込みを免除できません。
この場合、責任開始時以後に新たにがん（または悪性新生物）と診断確定された場合であっても、保険料の払込みを免除できません。^③

なお、契約者および被保険者が、引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約の付加の際に、責任開始日の5年前の応当日の翌日から責任開始時までにかん（または悪性新生物）と診断確定されていた事実を知らなかったときは、心疾患または脳血管疾患による保険料の払込みの免除事由または主契約の保険料の払込みの免除事由に該当していない場合に限り、責任開始日から180日以内に契約者から引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約の解除をお申出いただくことで、引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約を解除し、次の（1）と（2）の差額を契約者に払戻します。^④

（1）すでに払込まれた保険料の金額

（2）すでに払込まれた保険料について、引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約を付加しなかった場合の保険料率を適用して計算した金額

- 被保険者が不担保期間（責任開始日から90日間）中にがん（または悪性新生物）と診断確定された場合、保険料の払込みを免除できません。

不担保期間が経過した後に、新たにがん（または悪性新生物）と病理組織学的所見（生検）により診断確定された場合には、保険料の払込みの免除の対象となります。ただし、不担保期間中に診断確定されたがん（または悪性新生物）の再発・転移等と認められるときは、保険料の払込みを免除できません。

① 病院または診療所 約款別表16参照

② 病院または診療所 約款別表32参照

③ 不担保期間（責任開始日から90日間）が経過した後に診断確定された場合であっても、保険料の払込みは免除できません。

④ 当社が告知義務違反または重大事由により、引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約を解除する場合は、当取扱いはいりません。詳細は、「12. 給付金等をお支払いできない場合」の「（3）告知義務違反による解除の場合」および「（6）重大事由による解除の場合」をご確認ください。



保険料の払込み

7 保険料払込方法・保険料の払込期月等

保険料払込方法

保険料の払込経路には、口座振替扱、クレジットカード扱があります。
保険料の払込回数には、月払（年12回払込み）、年払（年1回払込み）があります。^①

払込経路（払込回数）	取扱内容
口座振替扱（月払、年払）	銀行等の金融機関 ^② の口座から、自動的に保険料が振替えられます。
クレジットカード扱（月払、年払）	クレジットカード ^② により、保険料をお払込みいただきます。

- 各経路に応じて口座振替扱特約、クレジットカード扱特約を付加していただきます。当社が特約の付加を取扱っていない場合は、その経路への変更はできません。

保険料の払込期月

毎回の保険料をお払込みいただく期間のことを、払込期月といいます。
保険料は払込期月中にお払込みください。

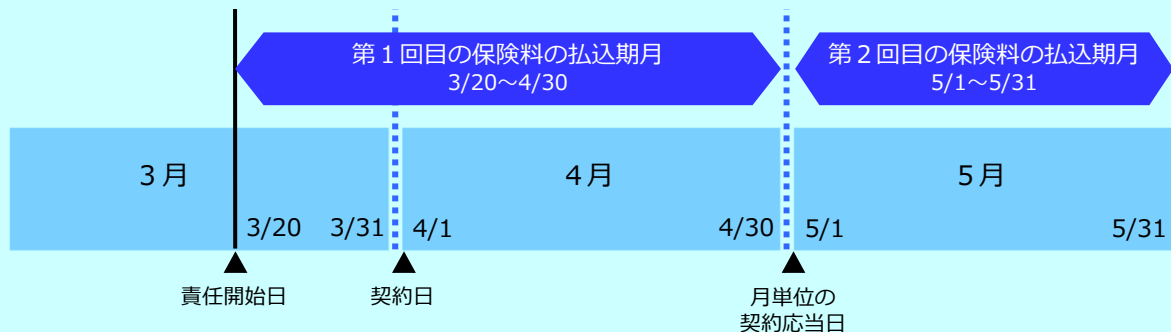
- 保険料の払込期月は次のとおりです。

	払込期月
第1回目の保険料	責任開始日から翌月の末日まで
第2回目以後の保険料	月単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで (年払の場合は、年単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで)

《保険料の払込期月の例》

【月払契約】 責任開始日：3月20日 / 契約日：4月1日 / 月単位の契約応当日：各月1日

- 第1回目の保険料：3月20日から4月30日の間にお払込みください。
- 第2回目の保険料：5月1日から5月31日の間にお払込みください。



① 保険料払込回数は相互に変更することができます。この場合、所定の年単位の契約応当日から保険料払込回数を変更します。
なお、保険料の払込みが免除されたときは変更できません。

② 銀行等の金融機関、クレジットカード 当社が指定した銀行等の金融機関、クレジットカード発行会社に限ります。

保険料期間

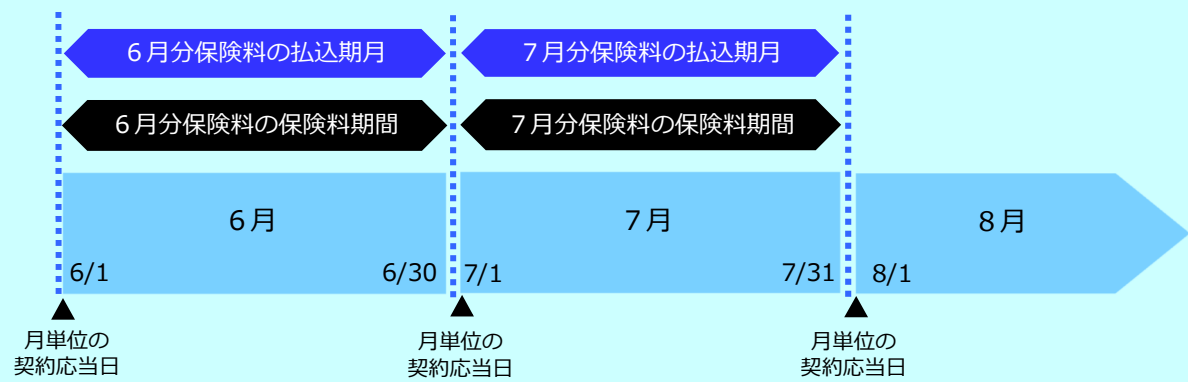
払込まれた保険料が充当される期間を、保険料期間といいます。

■ 保険料期間は次のとおりです。

	保険料期間
第 1 回目の保険料	契約日から翌月の月単位の契約応当日の前日まで (年払の場合は、契約日からその翌年の年単位の契約応当日の前日まで)
第 2 回目以後の保険料	月単位の契約応当日からその翌月の月単位の契約応当日の前日まで (年払の場合は、年単位の契約応当日からその翌年の年単位の契約応当日の前日まで)

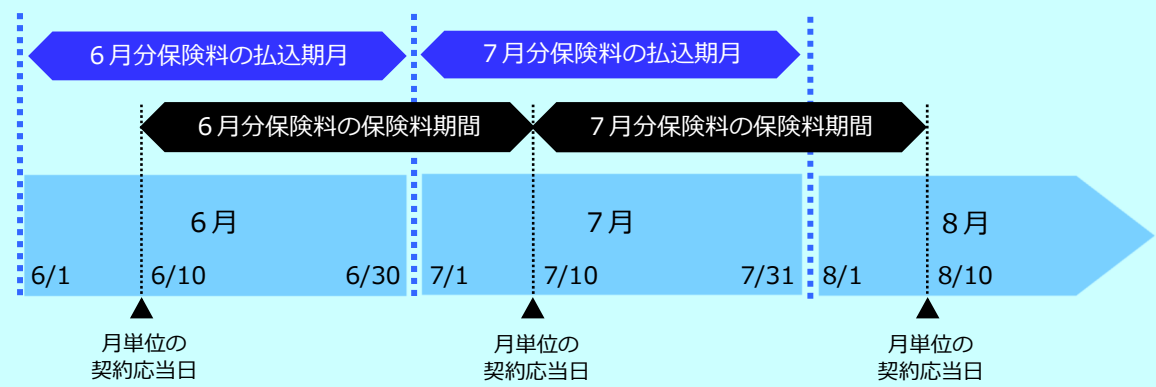
《保険料期間の例 1》

【月払契約】 契約日：4月1日 / 月単位の契約応当日：各月1日



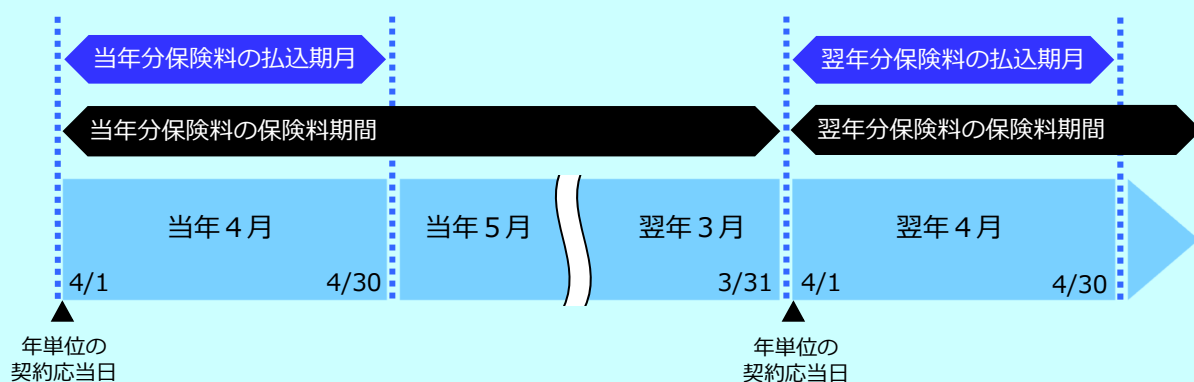
《保険料期間の例 2》

【月払契約】 契約日：4月10日 / 月単位の契約応当日：各月10日
(契約日に関する特則を適用)



《保険料期間の例3》

【年払契約】 契約日：4月1日 / 年単位の契約応当日：毎年4月1日



保険契約の消滅等による払戻し（年払契約の場合）

保険契約の消滅等^①により保険料の払込みが不要となった場合、払込まれた保険料の一部に相当する額を契約者に払戻します。

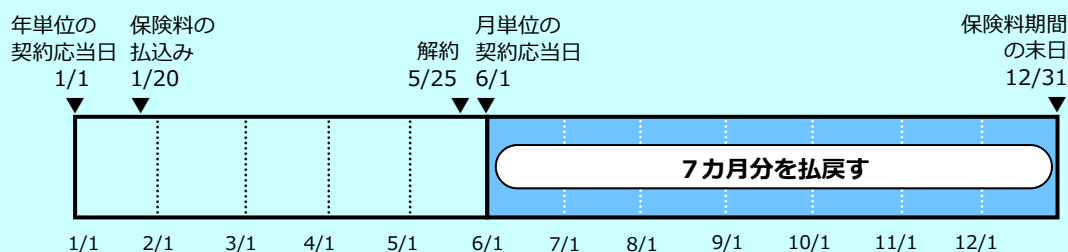
保険料相当額を払戻す場合	年払契約で、保険料が払込まれた後に、保険契約の消滅等により保険料の払込みが不要になった場合
払戻す金額	すでに払込まれた保険料のうち、次の期間に対応する保険料相当額 期間：保険料の払込みが不要となった日の翌日以後、最初に到来する月単位の契約応当日から、その保険料期間の末日までの月数

《保険契約の消滅等による払戻しの例》

【年払契約】 年単位の契約応当日：1月1日 月単位の契約応当日：各月1日
保険料の払込み：1月20日 解約：5月25日

保険料の払込みが不要となった日は保険契約を解約した5月25日であり、その翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日は6月1日となります。

この場合、6月1日から12月31日までの7カ月分の保険料相当額を払戻します。



ご注意

- 保険料の払込回数が月払の保険契約については、上記「保険契約の消滅等による払戻し」の取扱いはありません。
- 給付金のお支払いにより保険契約または特約が消滅する場合、保険料相当額は、給付金の受取人にお支払いします。
- 被保険者の死亡により保険契約が消滅する場合、保険料相当額は、死亡時支払金受取人にお支払いします。

① 消滅等 保険契約の減額や保険料の払込みの免除等を含みます。

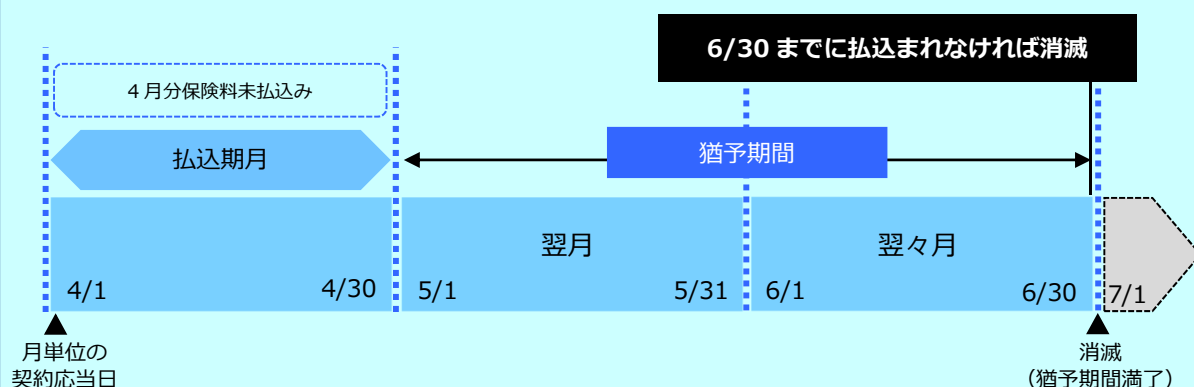
8 保険料の払込みの猶予期間と保険契約の消滅

保険料の払込みについては、払込期月の翌月の1日から翌々月末日までの猶予期間があります。

- 払込期月内に保険料の払込みがない場合でも、すぐに保険契約が消滅しないように保険料の払込みの猶予期間を設けていますが、猶予期間内に保険料が払込まれないときは、保険契約は猶予期間の満了をもって消滅します。

《保険料の払込みの猶予期間と保険契約の消滅の例》

【月払契約】 契約日：1月1日 / 月単位の契約応当日：各月1日



- この保険には、保険契約の復活の取扱い（消滅した保険契約を元に戻す取扱い）はありません。
- この保険には、保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。
- 払込期月内に保険料の払込みがない場合、保険料の払込みについて携帯電話番号を宛先とするメッセージサービスや郵送等によりお知らせする場合があります。そのため、当社にご登録いただいた通信先（携帯電話番号等）・住所について変更がある場合、必ずご連絡ください。^①
- 猶予期間満了日が**営業日**^②でない場合であっても、消滅日は変更されません。

① 詳細は、「16. 住所等の変更にともなう手続き」をご確認ください。

② **営業日** 営業日とは、次の日を除く日をいいます。（2024年3月現在の取扱いです。）

- ・土曜日、日曜日
- ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・12月31日から翌年1月3日



給付金等のお支払い

9 給付金等の請求

給付金の支払事由等に該当した場合には、すみやかに当社にご連絡ください。

■ 給付金の請求は次の請求手続の流れに沿って給付金の受取人から行ってください。^①

1

確認

事前にご確認ください。

- ご連絡いただいた際には、右記の事項についてお伺いしますので、事前にご確認ください。
※ご契約内容や請求内容によっては、右記以外の事項をお伺いすることがあります。

- ・証券番号
- ・契約者名、被保険者名
- ・事故や病気等、請求の原因
- ・請求内容 [入院、手術 (名称) 等]
- ・請求に関する日付 (入院日と退院日、受傷日等)

2

連絡

当社にご連絡ください。

- はなさく生命までご連絡ください。(お問合せ先は裏表紙をご確認ください。)^②
- 被保険者が受取人の場合で、受取人が請求できない事情によっては、あらかじめ指定した指定代理請求人、または所定の法定相続人から請求できます。(詳細は、「10. 指定代理請求人・法定相続人による請求」をご確認ください。)

当社

請求方法をご案内します。

○お客様にご準備いただく書類等の詳しいご案内と、ご請求に必要な書類をお送りします。

3

提出

必要書類をご提出ください。

- 当社へご提出いただく書類に、必要事項を記入・押印してください。
※公的書類や診断書をご用意される際の費用は、お客様ご自身のご負担となります。^③
- すべての書類の準備が整いましたら、当社へご提出ください。

当社

ご提出いただいた書類の内容を確認し、給付金を送金します。

- ご提出いただいた書類の内容を当社にて確認します。
※確認の結果によっては、給付金をお支払いできない場合があります。
- ご提出いただいた書類の他に事実の確認を必要としない場合は、必要事項が完備された書類が当社に到達した日の翌日から5営業日以内に給付金をお支払いします。
※被保険者を診療した医師への照会等、事実の確認のため日数を要する場合は、5営業日以内のお支払いができません。
- 給付金は、請求時にご指定いただいた金融機関の口座に送金します。

4

受取

受取内容 (金額) をご確認ください。

- 支払額の明細書が届きましたら、受取内容 (金額) をご確認ください。

■ お客様情報、申込内容、告知内容または給付金等の請求内容等の確認のため、当社の確認担当者^④が、契約者・被保険者・受取人に訪問や電話をすることがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認することがあります。

① 保険料の払込みの免除の請求は契約者から行ってください。

② 所定の要件を満たしている場合、マイページ (ご契約成立後に開設されるお客様専用 WEB サイト) からのご請求が可能です。詳細は当社ホームページをご確認ください。

③ 当社所定の診断書 (原本) を提出されたものの、給付金等がまったく受取れない場合、所定の要件を満たしているときには診断書取得費用相当額 (一律 5,000 円およびその金額に対する消費税) をお支払いします。(2024 年 3 月現在の取扱いです。)

④ 確認担当者 当社が委託した確認担当者を含みます。

ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

給付金等の
お支払い

ご契約後の
取扱い

その他
お知らせ

給付金等のお支払いの時期

給付金等の請求があった場合、当社は**必要書類が当社に到達した日^①**の翌日から5営業日以内に給付金等をお支払いします。

ただし、当社にご提出いただいた書類だけではお支払いするための確認ができない場合、5営業日以内にお支払いできないことがあります。

- 当社にご提出いただいた書類だけでは確認ができず、5営業日^②以内にお支払いできない場合は、次の取扱いとなります。

	給付金等をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
(1)	給付金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 ^③ ア. 給付金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 イ. 給付金等のお支払いの免責事由に該当する可能性がある場合 ウ. 告知義務違反に該当する可能性がある場合 エ. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	書類が当社に到達した日の翌日から45日以内
(2)	上記(1)の確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合 ア. 弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会が必要な場合 イ. 刑事手続の結果についての捜査機関または裁判所への照会が必要な場合 ^④ ウ. 日本国外における確認が必要な場合	書類が当社に到達した日の翌日から180日以内

- 支払期限を超えて給付金等をお支払いする場合は、所定の利息をつけてお支払いします。



- 給付金等をお支払いするための確認等に際し、契約者、被保険者または給付金等の受取人が**正当な理由なくその確認等を妨げ、またはその確認等に応じなかった場合^⑤**は、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金等をお支払いできません。

給付金等の請求権の時効

給付金等を請求できる期間は、その請求ができるようになった時から3年間となります。

- 給付金等を請求できるようになった時から3年を超えると「時効」となり、その権利を失いますのでご注意ください。

① 必要書類が当社に到達した日 必要事項が完備された書類が当社に到達した日をいいます。

② 営業日 営業日とは、次の日を除く日をいいます。(2024年3月現在の取扱いです。)

- ・土曜日、日曜日
- ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・12月31日から翌年1月3日

③ (2)に該当しない場合に限りです。

④ (1)の「イ」または「エ」の確認を行う場合に限りです。

⑤ 当社の指定した医師による必要な診断に応じなかった場合を含みます。

10 指定代理請求人・法定相続人による請求

被保険者が受取人の場合で、受取人が給付金等を請求できないときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わって請求を行うことができます。

■ 契約者は被保険者の同意を得て、あらかじめ1名を指定代理請求人にご指定ください。

■ 指定代理請求の内容は、次のとおりです。

代理請求できる 場合	受取人が給付金等を請求できない次の事情があるとき、代理請求できます。 ・ 給付金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合 ・ 当社が認める傷病名を知らされていない場合 ・ その他給付金等を請求できない特別な事情があると当社が認めた場合
指定代理請求人の 範囲	給付金等の請求時において、次の範囲内であることを要します。 (1) 被保険者と次の関係にある人 (ア) 戸籍上の配偶者 (イ) 直系血族 (ウ) 兄弟姉妹 (エ) 同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 (2) 上記のほか、被保険者と次の関係にある人で、当社が認めた人 (オ) 同居または生計を一にしている人 (カ) 財産管理を行っている人 (キ) 死亡時支払金受取人 (ク) 上記(オ)～(キ)と同等の関係にある人
代理請求できる 給付金等	● 3大疾病一時給付金 ● がん一時給付金 ● 先進医療給付金 ● 抗がん剤・ホルモン剤治療給付金 ● 保険料の払込みの免除^①

■ 契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。

■ 指定代理請求人を指定されている場合は、支払事由、保険料の払込みの免除事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。



■ 指定代理請求人として給付金等を請求できない場合があります。

故意に給付金の支払事由等を生じさせた人、または故意に受取人を請求できない状態にした人は、指定代理請求人として給付金等を請求できません。

■ 給付金を指定代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

^① 契約者と被保険者が同一人である場合に限りです。

法定相続人による給付金の請求

被保険者が死亡した場合、被保険者が受取人となっている給付金については、被保険者の法定相続人のうち、他の法定相続人を代理する1人からご請求ください。

■被保険者の法定相続人のうち、他の法定相続人を代理する1人は、次の順位で定まります。

- ①死亡時支払金受取人
- ②指定代理請求人
- ③配偶者
- ④法定相続人の協議により定めた人

■請求できる給付金は次のとおりです。

- | | |
|------------|------------------|
| ●3大疾病一時給付金 | ●がん一時給付金 |
| ●先進医療給付金 | ●抗がん剤・ホルモン剤治療給付金 |



- 故意に給付金の支払事由を生じさせた人、または故意に被保険者を死亡させた人は、給付金を請求できません。
- 給付金をお支払いした場合、その後、他の法定相続人から重複してその給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

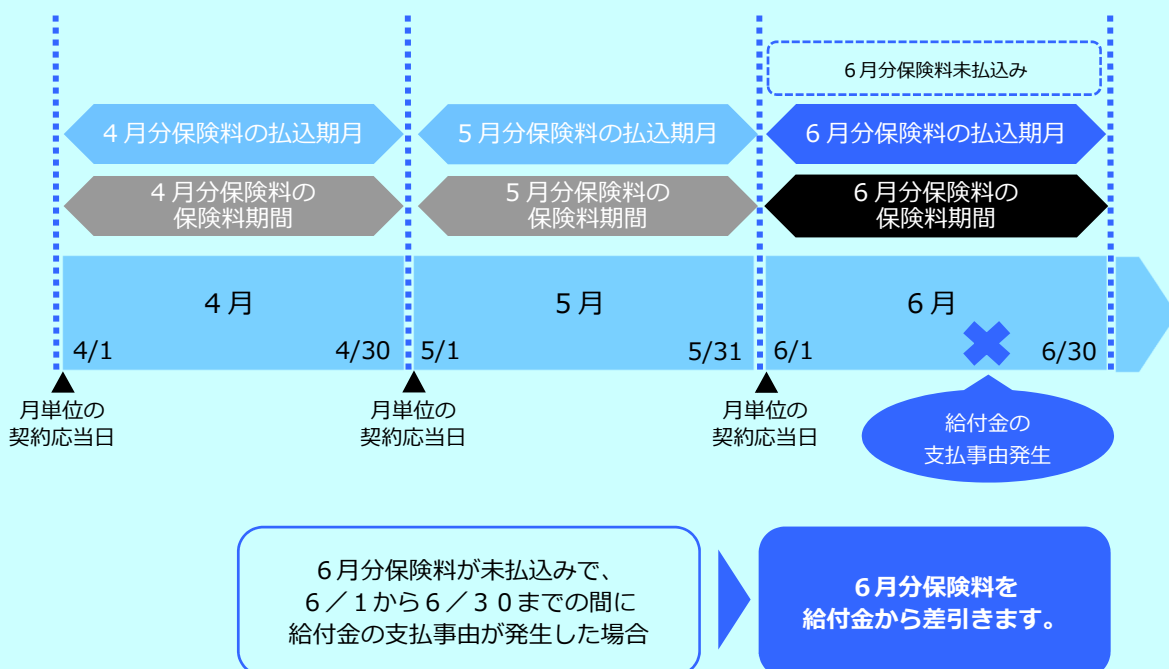
11 給付金のお支払い時の保険料の精算

給付金をお支払いする際、未払込保険料がある場合は、給付金から未払込保険料を差引いてお支払いします。

- 給付金の支払事由に該当した場合で、その時までに来ている保険料期間の未払込保険料がある場合は、当社はお支払いする給付金から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。

《未払込保険料がある場合の給付金のお支払い例①》

【月払契約】 契約日：2月1日 月単位の契約応当日：各月1日



ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

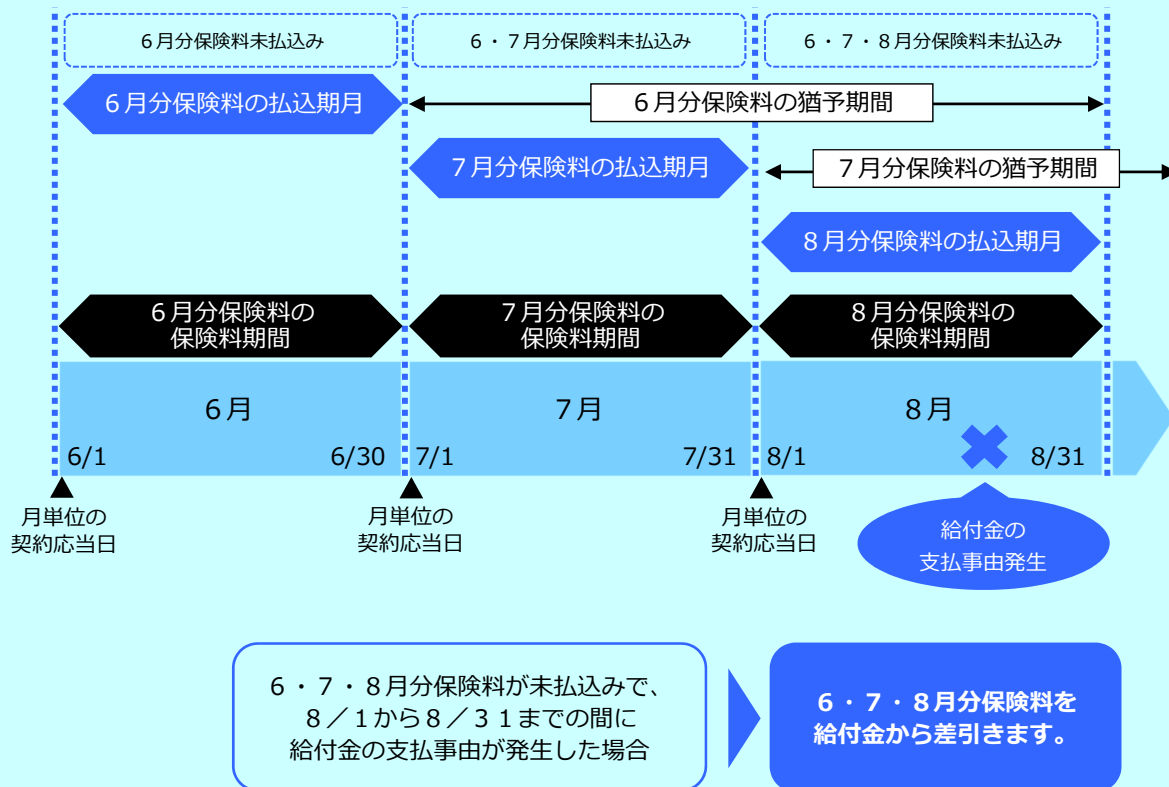
給付金等の
お支払い

ご契約後の
取扱い

その他
お知らせ

《未払込保険料がある場合の給付金のお支払い例②》

【月払契約】 契約日：2月1日 月単位の契約応当日：各月1日



- お支払いする給付金から未払込保険料を差引くことができない場合は、未払込保険料を全額お払込みください。
未払込保険料の払込みがない場合には、給付金をお支払いできません。

12 給付金等をお支払いできない場合

お支払いできない場合

支払事由に該当しない場合や免責事由に該当した場合等は、当社は給付金のお支払いや保険料の払込みの免除をすることができません。^①

がんによる3大疾病一時給付金、がん一時給付金および抗がん剤・ホルモン剤治療給付金のお支払いができない場合や、引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約のがん（または悪性新生物）による保険料の払込みを免除できない場合については、「6. 保障内容」のそれぞれのページもあわせてご確認ください。

(1) 支払事由に該当しない場合

■ 給付金は、約款に定める支払事由に該当しない場合はお支払いできません。

また、保険料の払込みの免除事由に該当しない場合は保険料の払込みを免除できません。

例えば、次の給付金は、**責任開始**^②時前に生じた傷病や不慮の事故等を原因とする場合には、支払事由に該当しないため、お支払いできません。この場合、保険料の払込みの免除もできません。

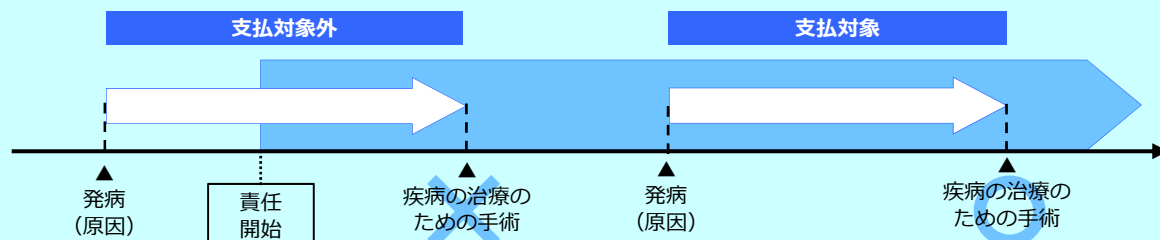
責任開始時前に生じた傷病や不慮の事故等を原因とする場合に、お支払いできない給付金

●がん以外による3大疾病一時給付金^③

●先進医療給付金

《支払事由に該当しない場合の例》

■ 手術の原因となった疾病の発病が責任開始時前の場合は、支払事由に該当しないため支払対象外となります。



■ 傷病や不慮の事故等が責任開始時前に生じている場合でも、次の場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなし、給付金の支払対象となります。

- ・ 3大疾病一時給付金^③および先進医療給付金のお支払いについて、責任開始時以後にその疾病の症状が悪化したことまたはその疾病と医学上重要な関係にある疾病が生じたことにより、入院等の必要があると医師によって診断された場合
- ・ 先進医療給付金のお支払いについて、責任開始日から2年経過後に先進医療による療養を受けた場合

① お支払いできない場合や保険料の払込みを免除できない場合の詳細は、約款をご確認ください。

② 責任開始 「5. 責任開始（保障の開始）と契約日」の「責任開始（保障の開始）」参照

③ がん以外による3大疾病一時給付金が対象となります。がんによる3大疾病一時給付金におけるがんと診断確定される時期による給付金をお支払いできない場合については、「6. 保障内容」の「①引受緩和型3大疾病一時給付保険（無解約払戻金型）【主契約】」の「がんの保障」をご確認ください。

(2) 免責事由^①に該当した場合

■ 次のいずれかにより、支払事由に該当しても給付金をお支払いできません。

給付金等について、「●」が記載されているケースに該当した場合、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除はできません。

給付金等 給付金をお支払いできない場合等(免責事由)	先進医療給付金	保険料の払込みの免除 ^②
契約者または被保険者の故意 ^③ または重大な過失	●	●
被保険者の犯罪行為	●	●
被保険者の精神障害の状態を原因とする事故	●	●
被保険者の泥酔の状態を原因とする事故	●	●
被保険者が無免許で運転 ^④ している間に生じた事故	●	●
被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故	●	●
被保険者の薬物依存	●	
頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見 ^⑤ のないもの（原因を問いません。）	●	

(3) 告知義務違反^⑥による解除の場合

■ 契約者や被保険者の故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知したりした場合、当社は保険契約または特約を解除することがあります。

この場合、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除を行うことはできず、解約払戻金があるときはこれを契約者にお支払いします。また、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

ただし、給付金の支払事由や保険料の払込みの免除事由の発生が、告知義務違反の原因と直接関係のない場合には、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除を行います。

(4) 詐欺による取消の場合

■ 契約者、被保険者または給付金の受取人の詐欺により保険契約の締結が行われたものと認められる場合、当社は保険契約または特約を取消することがあります。

この場合、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除を行うことはできず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

① 保険料の払込みを免除しない場合を含みます。

② 引受緩和型3大疾病一時給付保険（無解約払戻金型）【主契約】の規定に基づき所定の高度障害状態または身体障害状態により、保険料の払込みが免除される場合をいいます。

③ 「被保険者の故意」には自殺行為、自傷行為を含みます。

④ 無免許で運転 法令に定める運転資格を持たない運転をいいます。したがって、運転免許の効力停止中も含みます。

⑤ 他覚所見 医師が視診、触診や画像診断等によって症状を裏付けることができるものをいいます。

⑥ 告知義務違反 「4. 健康状態等の告知義務」の「告知義務違反」参照

(5) 不法取得目的による無効の場合

- 契約者が給付金（保険料の払込みの免除を含みます。）を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的で保険契約の締結が行われたものと認められる場合、保険契約または特約は無効となります。

この場合、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除を行うことはできず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

(6) 重大事由による解除の場合

- 次の（Ａ）～（Ｅ）のいずれかの事項に該当した場合、当社は保険契約または特約を解除することがあります。

この場合、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除を行うことはできず、解約払戻金があるときはこれを契約者にお支払いします。また、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

- （Ａ）契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（保険料の払込みの免除を含みます。）を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で故意に保険事故を発生させたとき^①
- （Ｂ）給付金（保険料の払込みの免除を含みます。）の請求に関して、その受取人に詐欺があったとき^②
- （Ｃ）保険契約の重複により給付金額等の合計額が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- （Ｄ）契約者、被保険者、給付金の受取人または死亡時支払金受取人が、**反社会的勢力**^③に該当すると認められるとき、またはこれらの**反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係**^④を有していると認められるとき
- （Ｅ）上記（Ａ）～（Ｄ）のほか、当社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、当社が保険契約または特約の存続が困難と判断する、上記（Ａ）～（Ｄ）と同等の重大な事由があるとき

(7) 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱の場合の特例

- 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱が原因で主契約の保険料の払込みの免除事由に該当した場合で、該当する被保険者の数の増加が保険契約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の一部または全部についてその払込みを免除しない場合があります。

- 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱が原因で先進医療給付金の支払事由に該当した場合で、該当する被保険者の数の増加が特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、先進医療給付金を削減してお支払いする場合またはお支払いしない場合があります。

^① 未遂の場合を含みます。

^② **反社会的勢力** 暴力団、暴力団員（脱退後５年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

^③ **反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係** 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、契約者、給付金の受取人もしくは死亡時支払金受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

給付金をお支払いできる場合・お支払いできない場合の事例

※給付金をお支払いできる場合、またはお支払いできない場合をわかりやすく説明するために、代表的な事例をあげたものです。なお、次の事例に記載の内容以外に他の事実関係が認められる場合には、異なる取扱いとなることがあります。

(1) 告知義務違反



お支払いできる場合

過去5年以内の「肝硬変」での通院について、告知せずに加入し、責任開始日から1年後に「肝硬変」と因果関係のない「胃がん」の診断確定をされた場合

告知義務違反に該当し、保険契約は解除となりますが、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間にまったく因果関係が認められない場合には、**3大疾病一時給付金をお支払いします。**



お支払いできない場合

過去5年以内の「肝硬変」での通院について、告知せずに加入し、責任開始日から1年後に「肝硬変」と因果関係のある「肝臓がん」の診断確定をされた場合

告知義務違反に該当し、保険契約は解除となるため、**3大疾病一時給付金をお支払いできません。**

解説

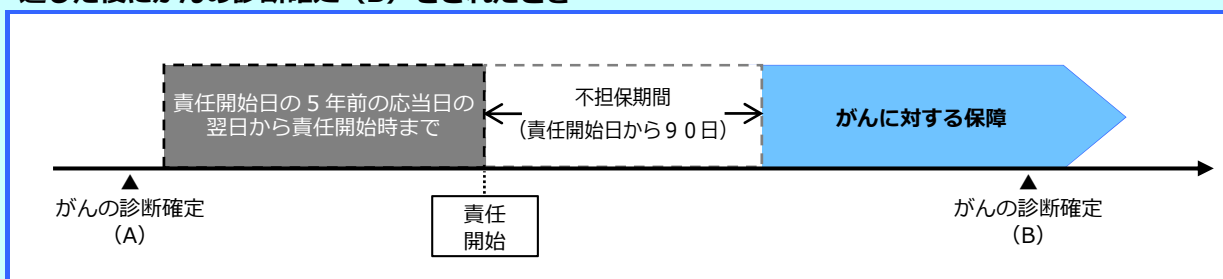
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴や現在の健康状態等について事実を正確にもれなく告知いただく必要があります。^①
- 故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知したりした場合、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。
ただし、責任開始日から2年を経過していても、責任開始日から2年以内に解除の原因となる事実により、給付金の支払事由や保険料の払込みの免除事由が発生していた場合には、保険契約または特約を解除することがあります。
この場合、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除を行いません。
- 保険契約または特約を解除した場合でも、給付金の支払事由や保険料の払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらないときには、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除を行います。

^① 詳細は、「4. 健康状態等の告知義務」をご確認ください。

(2) がんによる3大疾病一時給付金（主契約）

○ お支払いできる場合

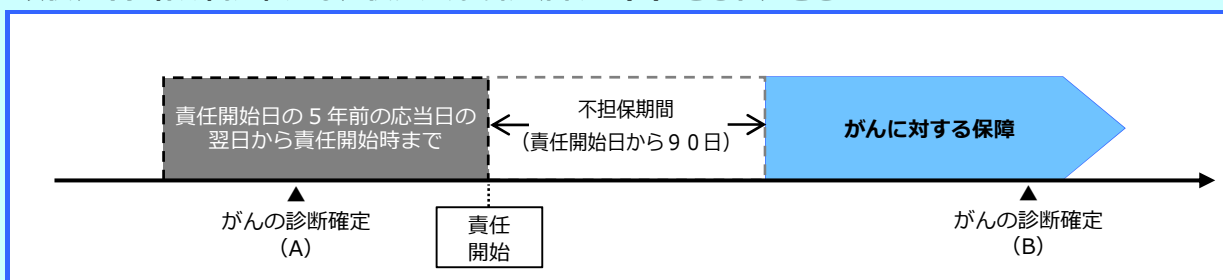
責任開始日の5年前の応当日より前にがんの診断確定（A）をされ、責任開始時以後、不担保期間が経過した後にがんの診断確定（B）をされたとき



責任開始日の5年前の応当日より前にがんの診断確定（A）をされていた場合でも、責任開始日の5年前の応当日の翌日から責任開始時までの期間中に、がんが診断確定されていないときは、がんの診断確定（B）について3大疾病一時給付金をお支払いします。

✕ お支払いできない場合

責任開始日の5年前の応当日の翌日から責任開始時まで、がんの診断確定（A）をされ、責任開始時以後、不担保期間が経過した後にがんの診断確定（B）をされたとき



責任開始日の5年前の応当日の翌日から責任開始時までの期間中に、がんの診断確定（A）をされていた場合、がんの診断確定（B）については3大疾病一時給付金をお支払いできません。

解説

- がんによる3大疾病一時給付金のお支払いは、責任開始日の5年前の応当日の翌日から責任開始時までの期間中にがんが診断確定されていないことを要します。
- がん一時給付金、抗がん剤・ホルモン剤治療給付金のお支払いおよび引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約のがん（または悪性新生物）による保険料の払込みの免除も同様の取扱いです。
- がんによる3大疾病一時給付金、がん一時給付金および抗がん剤・ホルモン剤治療給付金のお支払いができない場合や、引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約のがん（または悪性新生物）による保険料の払込みを免除できない場合については、「6. 保障内容」のそれぞれのページもあわせてご確認ください。

ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

給付金等の
お支払い

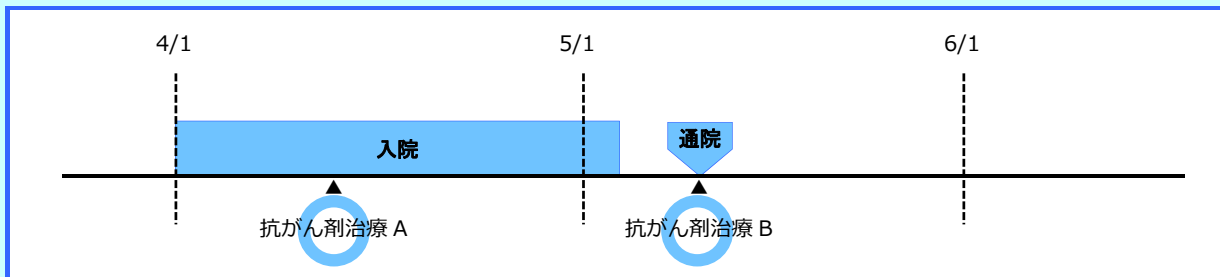
ご契約後の
取扱い

その他
お知らせ

(3) 抗がん剤・ホルモン剤治療給付金（引受緩和型抗がん剤・ホルモン剤治療特約）

○ お支払いできる場合 <引受緩和型抗がん剤・ホルモン剤治療特約を付加している場合>

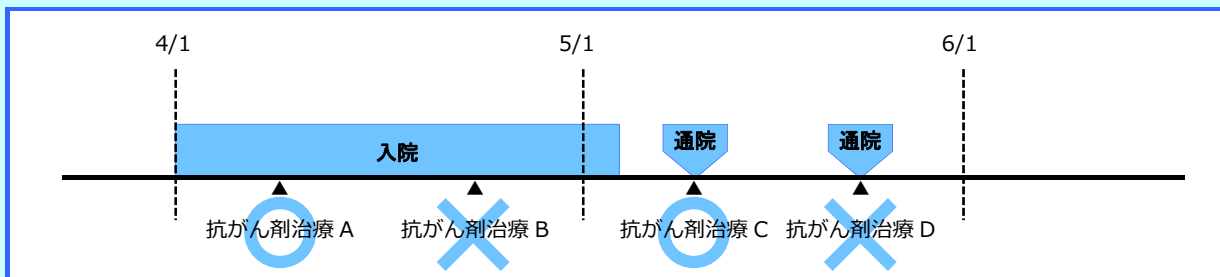
抗がん剤による治療を受け、**その翌月に**、抗がん剤による治療を再度受けた場合



抗がん剤治療 A を受けた翌月に抗がん剤治療 B を受けているため、抗がん剤治療 A および抗がん剤治療 B の**抗がん剤・ホルモン剤治療給付金**をお支払いします。

✕ お支払いできない場合 <引受緩和型抗がん剤・ホルモン剤治療特約を付加している場合>

抗がん剤による治療を受け、**その同一の月に**、抗がん剤による治療を再度受けた場合



抗がん剤治療 A や治療 C の**抗がん剤・ホルモン剤治療給付金**をお支払いした場合、それらと同一の月に受けた抗がん剤治療 B および治療 D の**抗がん剤・ホルモン剤治療給付金**をお支払いできません。

解説

- 抗がん剤・ホルモン剤治療給付金のお支払いは同一の月で 1 回を限度とします。
- 抗がん剤・ホルモン剤治療給付金が支払われた月の翌月に受けた抗がん剤・ホルモン剤治療については、抗がん剤・ホルモン剤治療給付金をお支払いします。
- 抗がん剤・ホルモン剤の処方を複数月分まとめて受けた場合には、その投薬期間にかかわらず、その処方せん料の算定対象となる処方せんが発行された日を、支払事由に該当する入院または通院をした日とします。
- 処方せん料が算定される通院をし、その処方せんにもとづく抗がん剤・ホルモン剤の支給を実際には受けていない場合の通院は支払対象となりません。



ご契約後の取扱い

13 解約と解約払戻金

解約と解約払戻金

契約者は保険契約または特約の解約を請求することができます。^①
解約した場合、解約払戻金があるときは、当社はこれをお支払いします。

- 解約の請求にあたっては、所定の手続きが必要となります。手続き方法をご案内しますので、はなさく生命お客様コンタクトセンター^②にご連絡ください。
- 解約した時点で保険契約または特約は消滅し、以後の保障はなくなります。
- 解約払戻金額は次のとおりです。

		主契約	特約
保険料払込期間が終身の場合		(解約払戻金はありません)	(解約払戻金はありません)
保険料払込期間が有期の場合	保険料払込期間中	(解約払戻金はありません)	
	保険料払込期間満了後	基準給付金額の10%と同額	



- 主契約を解約した場合、付加されている特約も同時に消滅します。
- 保険料の払込みが免除された場合は、引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約のみを解約することはできません。
- 解約払戻金は、保険料払込期間満了の日までの保険料が払込まれていない場合、お支払いできません。

ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

給付金等の
お支払い

ご契約後の
取扱い

その他
お知らせ

^① 保険契約または特約を解約せず保険料の負担を軽減する方法については、「14. ご契約後の保障内容の見直し」をご確認ください。
^② 電話番号等は、当冊子の裏表紙をご確認ください。

被保険者による契約者への解約請求

被保険者は契約者に対し、保険契約の解約を請求することができます。

- 被保険者と契約者が異なる保険契約の場合、**一定の条件^①**に該当するときには、被保険者は契約者に対して、保険法（第58条、第87条）にもとづき保険契約の解約を請求することができます。
この場合、被保険者から解約の請求を受けた契約者は、保険契約の解約を行う必要があります。



- 被保険者は当社に対し、直接保険契約の解約を請求することはできません。
解約の請求は、契約者が当社に行う必要があります。

債権者等による解約

契約者の**債権者等^②**から解約の請求があっても、給付金等の受取人は所定の手続きを行うことで、保険契約を存続させることができます。

- 債権者等による保険契約の解約^③は、解約の請求書が当社に到達した日の翌日から1カ月を経過した日に効力を生じます。
- 解約の請求書が当社に到達した日において、次のすべてを満たす給付金等の受取人は保険契約を存続させる権利があります。
 - ・契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - ・契約者でないこと
- 給付金等の受取人が保険契約を存続させるためには、解約の請求書が当社に到達した日の翌日から1カ月以内に、次のすべての手続きを行う必要があります。
 - (A) 契約者の同意を得ること
 - (B) 解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば、当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
 - (C) 上記(B)について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること

① 一定の条件 被保険者が保険契約の申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変更した場合等をいいます。

例) 契約者と被保険者との間の親族関係の終了

② 債権者等 差押債権者、破産管財人 等

③ 減額や特約の解約を含みます。

14 ご契約後の保障内容の見直し

給付金額の減額

主契約または特約の給付金額を減額することにより、保険料の負担を軽減することができます。

- 減額した場合、当社は、以後の保険料を改めます。減額分に対応する**解約払戻金^①**があるときは、これを契約者にお支払いします。



- 次に該当する場合、減額はできません。
 - ・減額後の給付金額が当社の定める限度を下回る場合
 - ・保険料の払込みが免除された場合
- 引受緩和型先進医療特約についての減額の取扱いはありません。
- 解約払戻金は、保険料払込期間満了の日までの保険料が払込まれていない場合、お支払いしません。

給付金額の増額・特約の途中付加

- 主契約および特約の給付金額を増額することはできません。

- 次の特約については、途中付加はできません。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| ●引受緩和型がん一時給付特約 | ●引受緩和型先進医療特約 |
| ●引受緩和型抗がん剤・ホルモン剤治療特約 | ●引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約 |

ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

給付金等の
お支払い

ご契約後の
取扱い

その他
お知らせ

① 解約払戻金 「13. 解約と解約払戻金」参照

15 死亡時支払金受取人の変更

死亡時支払金受取人を変更する場合の取扱い

契約者は、死亡時支払金受取人を変更することができます。

また、死亡時支払金受取人の変更は契約者の遺言^①によって行うこともできます。

■ 死亡時支払金受取人の変更にあたっては、被保険者の同意を得たうえで、当社に必要書類^②をご提出ください。ただし、変更できるのは、被保険者が死亡するまでの期間です。

■ 遺言による死亡時支払金受取人の変更にあたっては、契約者が死亡した後、契約者の相続人が当社に必要書類をすみやかにご提出ください。

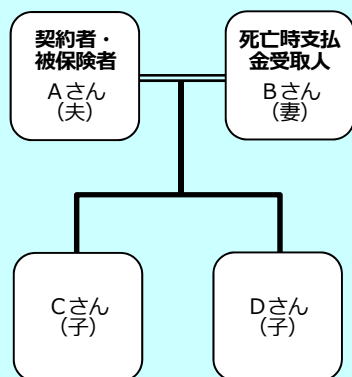
なお、遺言による死亡時支払金受取人の変更は、被保険者の同意がなければその効力を生じません。

死亡時支払金受取人が死亡した場合の取扱い

死亡時支払金受取人が死亡した場合は、すみやかに死亡時支払金受取人をご変更ください。

■ 新たな死亡時支払金受取人への変更が行われるまでの間は、死亡時支払金受取人が死亡した時の法定相続人が死亡時支払金受取人となります。^③

《例》



※上記以外に相続関係に影響のある人物がいない場合

Aさんより先にBさん（死亡時支払金受取人）が死亡し、死亡時支払金受取人の変更が行われていない間

Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、Cさん、Dさんが死亡時支払金受取人となります。

その後、新たな死亡時支払金受取人への変更が行われないまま、死亡時支払金受取人となったAさんが死亡した場合

Aさんの死亡時の法定相続人であるCさんとDさんが死亡時支払金受取人となります。^④
(なお、CさんとDさんの受取割合はそれぞれ5割ずつとなります。)



■ 死亡時支払金受取人の変更の通知が当社に到達する前に変更前の死亡時支払金受取人に死亡時支払金をお支払いしたときは、その後、変更後の死亡時支払金受取人から請求を受けても、当社は死亡時支払金を変更後の死亡時支払金受取人にお支払いできません。

① 遺言 法律上有効な遺言に限ります。

② 必要書類 詳細は、巻末の「お手続きの際の提出書類一覧表」をご確認ください。

③ 死亡時支払金受取人となった人が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。

④ 被保険者であるAさんの死亡時支払金受取人としての地位は、Aさんの死亡時の法定相続人であるCさん、Dさんに移行するため、Aさんは実際に受取人にはなりません。

16 住所等の変更にもなう手続き

当社にご登録いただいた通信先（携帯電話番号等）・住所等の情報について、変更がある場合には、すみやかに当社にご連絡ください。手続きをご案内します。

変更のご連絡がない場合、当社からの大切なお知らせをお届けできなくなることがあります。

■ 次のような場合は、はなさく生命お客様コンタクトセンター^①にご連絡ください。

- | | |
|-------------------|------------------|
| ・ 通信先（携帯電話番号等）の変更 | ・ 住所の変更 |
| ・ 死亡時支払金受取人の変更 | ・ 指定代理請求人の変更 |
| ・ 契約者の変更 | ・ 保険料払込方法の変更 |
| ・ 改姓・改名 | ・ 生命保険料控除証明書の再発行 |
- 等

■ 当社のホームページ（マイページ^②）でも、次の手続きができます。

- ・ 通信先（携帯電話番号等）の変更
 - ・ 住所の変更
 - ・ 生命保険料控除証明書の再発行
- 等

（2024年3月現在）



■ 当社からののお知らせは、携帯電話番号を宛先とするメッセージサービスまたは郵送等により行います。通信先（携帯電話番号等）・住所等の変更について当社へご連絡がない場合、当社からの大切なお知らせ等の通知をお届けできなくなるため、必ずご連絡ください。

■ 当社からののお知らせのお届け先は、国内の通信先（携帯電話番号等）・住所のみとなります。海外渡航時には国内の通信先（携帯電話番号等）・住所をお申出ください。

ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

給付金等の
お支払い

ご契約後の
取扱い

その他
お知らせ

① 電話番号等は、当冊子の裏表紙をご確認ください。

② マイページ ご契約成立後に開設されるお客様専用 WEB サイトのことをいいます。

17 生命保険と税金

※税務の取扱い等については2023年12月現在の税制・関係法令等にもとづき記載しています。

今後、税務の取扱い等が変わる場合もありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務の取扱い等については、(顧問) 税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生命保険料控除

お払込みいただいた保険料に応じて、一定額がその年の所得から控除されるため、所得税と住民税が少なくなります。

(1) 生命保険料控除の具体内容

■ 生命保険料控除の対象となるご契約・保険料

- ・控除の対象となるご契約 ⇒ 納税する人が保険料を支払い、保険金・給付金等の受取人が自己または配偶者その他の親族であるご契約
- ・控除の対象となる保険料 ⇒ 1月から12月までに払込まれた保険料の合計額から、その期間に支払われた配当金を差引いた額^①

■ 生命保険料控除の種類

この保険に適用される生命保険料控除は次のとおりです。

主契約・特約	適用される生命保険料控除
引受緩和型3大疾病一時給付保険(無解約払戻金型)【主契約】、引受緩和型がん一時給付特約、引受緩和型先進医療特約、引受緩和型抗がん剤・ホルモン剤治療特約	介護医療保険料控除

※上記のほか、生命保険料控除の種類には一般生命保険料控除および個人年金保険料控除があります。

■ 生命保険料控除額

一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除それぞれについて、控除額が所得から控除されます。

<所得税>

年間正味払込保険料	控除額 *
20,000 円以下	全額
20,000 円超 40,000 円以下	正味払込保険料×1/2 + 10,000 円
40,000 円超 80,000 円以下	正味払込保険料×1/4 + 20,000 円
80,000 円超	一律 40,000 円

* 各保険料控除の合計適用限度額は、合計12万円となります。

<住民税>

年間正味払込保険料	控除額 *
12,000 円以下	全額
12,000 円超 32,000 円以下	正味払込保険料×1/2 + 6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	正味払込保険料×1/4 + 14,000 円
56,000 円超	一律 28,000 円

* 各保険料控除の合計適用限度額は、合計7万円となります。

① 引受緩和型3大疾病一時給付保険(無解約払戻金型)【主契約】とその特約には、配当金はありません。

(2) 生命保険料控除の手続き

- 生命保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。当社から「生命保険料控除証明書」(以下、「控除証明書」といいます。)を発行しますので、次の要領でご申告ください。

給与所得者	毎年12月の給与が支払われる前日までに、「給与所得者の保険料控除申告書」に「控除証明書」を添付して勤務先に提出し、年末調整を受けてください。
申告納税者	事業所得者等の申告納税者の方は、確定申告の際「確定申告書」に生命保険料控除対象額を記入し、「控除証明書」を添付のうえ税務署に提出し、控除を受けてください。

《「控除証明書」の送付時期》

毎年10月頃より順次、契約者あてに発送します。

給付金の税法上の取扱い

給付金の受取りにあたっては、非課税となることがあります。

- 次の給付金について、受取人が被保険者の場合には全額非課税となります。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ● 3大疾病一時給付金 | ● がん一時給付金 |
| ● 先進医療給付金 | ● 抗がん剤・ホルモン剤治療給付金 |

ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

給付金等の
お支払い

ご契約後の
取扱い

その他
お知らせ



その他お知らせ

18 その他お知らせ

■ はなさく生命の組織運営

- 保険会社の会社形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者とは異なり、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

■ 個人情報の取扱い

当社では、お客様からいただいた個人情報を以下の目的の範囲内で利用いたします。

- ◆ 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ◆ 日本生命グループ会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ◆ 当社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ◆ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求
- ◆ その他保険に関連・付随する業務

なお、当社ウェブサイト等の閲覧履歴、お客様の取引履歴等の情報を分析して、お客様のニーズにあった各種商品・サービスのご案内・提供（広告等の配信を含む）をさせていただく場合があります。

■ お客様の健康状態・傷病歴等に関する情報

お客様の健康状態・傷病歴等に関する情報は、ご本人の同意なしに取得せず、特に保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。また、当該情報は、保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、業務遂行上必要な範囲内で、各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、保険商品の開発等の目的のために取得・利用いたします。

なお、保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

■ お申込みいただいたご契約が不成立となった場合の情報管理

お申込みいただいたご契約が不成立となった場合においても、お客様からいただいた個人情報は、ご契約が成立しなかった理由にかかわらず、当社における個人情報の利用目的の範囲内で利用いたします。なお、ご提出いただいた申込書・告知書等の書類につきましては、ご契約の成立・不成立にかかわらず返却いたしませんのでご了解ください。

■ 再保険会社への情報提供

当社は、お引受けする保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあり、再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

■被保険者・受取人・指定代理請求人への個人情報の提供

当社は、お客様との間の保険契約について、保険契約の継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いを目的に、契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報を、契約者を同一とする契約の被保険者・受取人（後継年金受取人・死亡時支払金受取人を含む）・指定代理請求人に提供する場合があります。



■取引時に確認したお客様の情報（氏名・住所・職業等）に変更があった場合には、すみやかに当社までご連絡ください。

■個人情報保護方針（お客様の個人情報の取扱い）

- 当社では、お客様から信頼いただける保険会社を目指すため、個人情報の取扱いに関する方針を定め、お客様からお預かりしている大切な個人情報の適正な管理・利用と保護に努めています。また、適正な個人情報保護を実現するため、この方針を継続的に維持・改善してまいります。
- 「個人情報保護方針」は当社ホームページ（<https://www.life8739.co.jp/>）をご確認ください。

ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

給付金等
のお支払い

ご契約後の
取扱い

その他
お知らせ

当社は生命保険契約者保護機構に加入しています

- 当社は、お客様への保険金等のお支払いを確実にを行うため、リスク管理と健全性の確保に努めています。
- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構

- 「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）の概要は以下のとおりです。
 - 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
 - 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
 - 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））
 - なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

*1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）

*2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（※1）を超えていた契約を指します（※2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率 = $90\% - \{ (\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$

（※1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

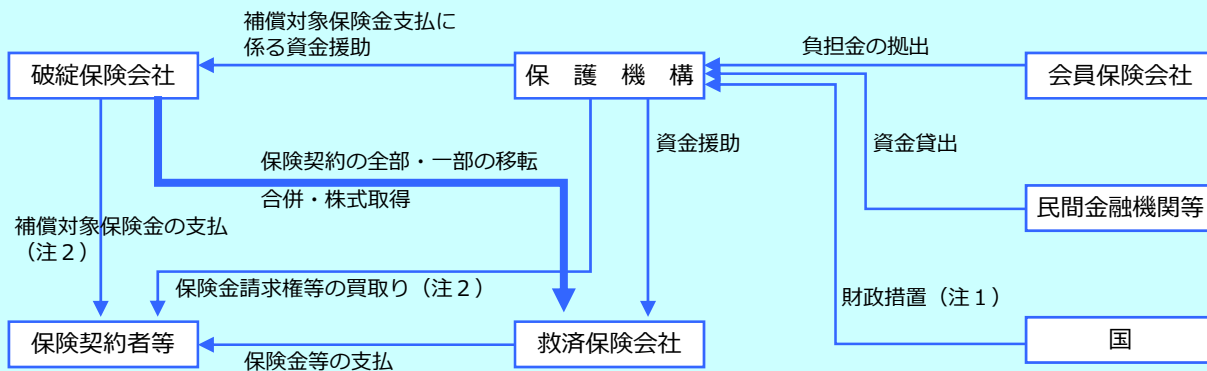
（※2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

*3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

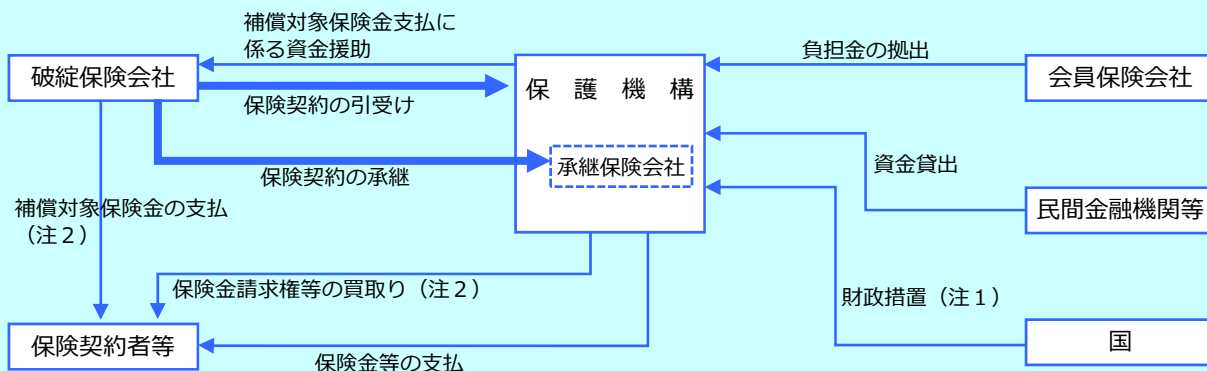
*4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

《仕組みの概略図》

■ 救済保険会社が現れた場合



■ 救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の抛出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、*2に記載の率となります。)

■ 補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て2023年12月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

■ 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関する詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問合せください。

● 生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

給付金等の
お支払い

ご契約後の
取扱い

その他
お知らせ

■ 契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度 (他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用)

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

■ 契約内容登録制度・契約内容照会制度

お客様のご契約内容が登録されることがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が満15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が満15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社までご連絡ください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】

2024年3月31日以前の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

2024年4月1日以降の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 普通死亡保険金の金額
- (3) 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4) 災害死亡保険金の金額
- (5) がん給付金の一時金額
- (6) 就業不能保障給付金の月額
- (7) 先進医療保障給付を有する契約の件数
- (8) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (9) 取扱会社名

※2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)～(7)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ（<https://www.life8739.co.jp/>）をご確認ください。

■支払査定時照会制度

保険金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会を行い、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会

ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

給付金等の
お支払い

ご契約後の
取扱い

その他
お知らせ

を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または死亡保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社までご連絡ください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。)
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ(<https://www.life8739.co.jp/>)をご確認ください。

※上記の「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」は、各生命保険会社等が共同で利用する制度についての記載であり、当社において取扱いのない商品・手続き等に関する記載が含まれている場合があります。

約款

“ご契約のご加入から消滅までのとりきめ”を記載しています。

約款条項の基本的な構成

■約款中では、基本的に条・項・号を用いて規定しています。

〔例〕引受緩和型3大疾病一時給付保険（無解約払戻金型）普通保険約款 第10条（保険料の払込）の規定
の場合
（第3項以下は省略）

第10条

第10条（保険料の払込）

第1項

1 保険契約者は、保険料払込期間中、毎回次条（保険料払込方法（経路））第1項に定める保険料払込方法（経路）にしたがい、保険料を、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

第1号

（1）第1回保険料の払込期月
責任開始日から、その日を含めて、責任開始日の属する月の翌月末日まで

第2号

（2）第2回以後の保険料の払込期月
（ア）月払契約の場合
月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
（イ）年払契約の場合
年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

この前項とは、
「第1項」を
さします。

第2項

2 **前項**で払い込むべき保険料は、つぎの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。

第1号

（1）第1回保険料の保険料期間
（ア）月払契約の場合
契約日からその翌月の月単位の契約応当日の前日までの期間
（イ）年払契約の場合
契約日からその翌年の年単位の契約応当日の前日までの期間

第2号

（2）第2回以後の保険料の保険料期間
（ア）月払契約の場合
月単位の契約応当日からその翌月の月単位の契約応当日の前日までの期間
（イ）年払契約の場合
年単位の契約応当日からその翌年の年単位の契約応当日の前日までの期間

引受緩和型3大疾病一時給付保険（無解約払戻金型） 普通保険約款目次

第1編 総則

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 総則

第2条 総則

第2編 主契約の給付に関する規定

3. 疾病の定義

第3条 疾病の定義

4. 給付金額の型

第4条 給付金額の型

5. 3大疾病一時給付金

第5条 3大疾病一時給付金の支払

第6条 3大疾病一時給付金の受取人

6. 保険料の払込の免除

第7条 保険料の払込の免除

第8条 保険料の払込の免除に関する地震、噴火、津波、戦争その他の変乱の場合の特例

第3編 保険契約の取扱いに関する規定

7. 会社の責任開始

第9条 会社の責任開始

8. 保険料の払込

第10条 保険料の払込

第11条 保険料払込方法（経路）

9. 猶予期間および保険料の未払込による保険契約の消滅

第12条 猶予期間および保険料の未払込による保険契約の消滅

第13条 猶予期間中に保険事故が発生した場合

10. 請求、給付金の支払時期および支払場所

第14条 請求の手続き

第15条 指定代理請求人による請求

第16条 給付金の支払時期および支払場所

11. 保険契約者

第17条 保険契約者

第18条 保険契約者の住所または通信先の変更

12. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第19条 詐欺による取消

第20条 不法取得目的による無効

13. 告知義務、告知義務違反による解除および重大事由による解除

第21条 告知義務

第22条 告知義務違反による解除

第23条 告知義務違反による解除ができない場合

第24条 重大事由による解除

14. 責任開始日の5年前の応当日の翌日以後責任開始時前のがんと診断確定されていた場合の取扱

第25条 責任開始日の5年前の応当日の翌日以後責任開始時前のがんと診断確定されていた場合の取扱

15. 給付金額の減額

第26条 給付金額の減額

16. 解約および解約払戻金

第27条 解約

第28条 解約払戻金

第29条 債権者等による解約の効力等

17. 被保険者の死亡等

第30条 被保険者の死亡

第31条 死亡時支払金受取人

第32条 遺言による死亡時支払金受取人の変更

第33条 保険料等の払戻に関する取扱

18. 契約者配当金

第34条 契約者配当金

19. その他

第35条 契約年齢の計算

第36条 契約年齢または性別の誤りの処理

第37条 時効

第38条 管轄裁判所

第4編 特則（保険契約の取扱いに関する規定）

20. 契約日に関する特則

第39条 契約日に関する特則

引受緩和型３大疾病一時給付保険（無解約払戻金型） 普通保険約款

第１編 総則

１．用語の意義

第１条（用語の意義）

この普通保険約款において使用される用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

用語	意義
主契約	引受緩和型３大疾病一時給付保険（無解約払戻金型）普通保険約款によって定められたこの保険契約のことをいい、付加している特約は含まれません。
主約款	引受緩和型３大疾病一時給付保険（無解約払戻金型）普通保険約款のことをいいます。
責任開始時	保険契約の締結の際、会社の保険契約上の責任が開始される時のことをいいます。
責任開始日	責任開始時の属する日のことをいいます。
契約応当日	毎月または毎年の契約日に対応する日のことをいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日のことをいうものとします。
月払契約	保険料払込方法（回数）が月払の保険契約のことをいいます。
年払契約	保険料払込方法（回数）が年払の保険契約のことをいいます。
契約年齢	契約日における被保険者の年齢のことをいいます。

２．総則

第２条（総則）

- 主約款は、主契約の給付に関する規定および保険契約の取扱いに関する規定を定めるものです。
- 主契約に付加している特約があるときは、主約款または付加している特約の約款にとくに規定のない限り、本編の規定および保険契約の取扱いに関する規定（第３編および第４編）は、その特約を含んだ保険契約についての規定とします。

第2編 主契約の給付に関する規定

3. 疾病の定義

第3条（疾病の定義）

主契約において「がん」、「心疾患」、「急性心筋梗塞」、「脳血管疾患」および「脳卒中」とは、別表44に定めるがん、心疾患、急性心筋梗塞、脳血管疾患および脳卒中をいいます。

4. 給付金額の型

第4条（給付金額の型）

1 保険契約者は、主契約の締結の際、給付金額の型について、つぎのいずれかを指定するものとします。

給付金額の型	3大疾病一時給付金の支払額	
	第1回の給付金	第2回以後の給付金
初回2倍型	基準給付金額×2	基準給付金額
同額型	基準給付金額	基準給付金額

なお、3大疾病一時給付金の支払回数は、次条（3大疾病一時給付金の支払）第1項に定める疾病の種類ごとに、それぞれ通算するものとします。

2 前項により指定された給付金額の型の変更は取り扱いません。

5. 3大疾病一時給付金

第5条（3大疾病一時給付金の支払）

1 主契約における3大疾病一時給付金の支払は、つぎのとおりです。

名称	疾病の種類	支払事由	支払額	受取人
3大疾病一時給付金	(1)がん	責任開始日の5年前の応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の翌日以後責任開始時前にがんと医師によって診断確定されたことのない被保険者が、保険期間中につぎのいずれかに該当したとき a がんによる第1回の給付金 責任開始時以後に初めてがんと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）による診断確定については、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下、同じ。） b がんによる第2回以後の給付金 直前に支払われることとなったがんによる3大疾病一時給付金の支払事由に該当した日の1年後の応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）以後に、つぎの①および②をともに満たす入院（別表14）をしたとき ① 責任開始時以後に医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたがんを直接の原因とする入院であること ② そのがんの治療を目的とした、病院または診療所（別表16）への入院であり、かつ、入院日数が1日 ¹ 以上であること	a 第1回の給付金 ① 初回2倍型の場合 基準給付金額×2 ② 同額型の場合 基準給付金額 b 第2回以後の給付金 1回につき、 基準給付金額	被保険者

備考

1. 入院日数が1日

「入院日数が1日」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

名称	疾病の種類	支払事由	支払額	受取人
3 大 疾 病 一 時 給 付 金	(2) 心 疾 患	被保険者が保険期間中につぎのいずれかに該当したとき a 心疾患による第1回の給付金 つぎの①から③までのいずれかに該当したとき ① つぎの(ア)および(イ)をともに満たす入院(別表14)をしたとき (ア)責任開始時以後の疾病を原因として発病した急性心筋梗塞を直接の原因とする入院であること (イ)その急性心筋梗塞の治療を目的とした、病院または診療所(別表16)への入院であり、かつ、入院日数が1日¹以上であること ② つぎの(ア)および(イ)をともに満たす入院(別表14)をしたとき (ア)責任開始時以後の疾病を原因として発病した急性心筋梗塞以外の心疾患を直接の原因とする入院であること (イ)その急性心筋梗塞以外の心疾患の治療を目的とした、病院または診療所(別表16)への入院であり、かつ、入院日数が継続して20日以上であること ③ 責任開始時以後の疾病を原因として発病した心疾患の治療を直接の目的として、病院または診療所(別表32)において手術(別表45)を受けたとき b 心疾患による第2回以後の給付金 直前に支払われることとなった心疾患による3大疾病一時給付金の支払事由に該当した日の1年後の応当日以後に、a①もしくはa②に定める入院をし、またはa③に定める手術を受けたとき	a 第1回の給付金 ① 初回2倍型の場合 基準給付金額×2 ② 同額型の場合 基準給付金額 b 第2回以後の給付金 1回につき、 基準給付金額	被 保 険 者
	(3) 脳 血 管 疾 患	被保険者が保険期間中につぎのいずれかに該当したとき a 脳血管疾患による第1回の給付金 つぎの①から③までのいずれかに該当したとき ① つぎの(ア)および(イ)をともに満たす入院(別表14)をしたとき (ア)責任開始時以後の疾病を原因として発病した脳卒中を直接の原因とする入院であること (イ)その脳卒中の治療を目的とした、病院または診療所(別表16)への入院であり、かつ、入院日数が1日¹以上であること ② つぎの(ア)および(イ)をともに満たす入院(別表14)をしたとき (ア)責任開始時以後の疾病を原因として発病した脳卒中以外の脳血管疾患を直接の原因とする入院であること (イ)その脳卒中以外の脳血管疾患の治療を目的とした、病院または診療所(別表16)への入院であり、かつ、入院日数が継続して20日以上であること ③ 責任開始時以後の疾病を原因として発病した脳血管疾患の治療を直接の目的として、病院または診療所(別表32)において手術(別表45)を受けたとき b 脳血管疾患による第2回以後の給付金 直前に支払われることとなった脳血管疾患による3大疾病一時給付金の支払事由に該当した日の1年後の応当日以後に、a①もしくはa②に定める入院をし、またはa③に定める手術を受けたとき	a 第1回の給付金 ① 初回2倍型の場合 基準給付金額×2 ② 同額型の場合 基準給付金額 b 第2回以後の給付金 1回につき、 基準給付金額	

- 2 前項第1号の規定にかかわらず、責任開始日の5年前の応当日の翌日以後責任開始時前にがんと医師によって診断確定されたことのない被保険者が、責任開始時以後、責任開始日からその日を含めて90日(以下、本項および次項において「90日」といいます。)以内にがんと医師によって診断確定された場合(90日以内に診断確定されたがんの90日経過後の再発・転移等と認められる場合を含みます。)には、3大疾病一時給付金は支払いません。
- 3 前項の場合で、90日経過後に医師によって病理組織学的所見(生検)により再度がんと診断確定され、そのがんが90日以内に診断確定されたがんの再発・転移等と認められないときは、第1項第1号aに定める責任開始時以後に初めてがんと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたときに該当するものとみなして取り扱います。
- 4 疾病(がんを除きます。)または傷害を直接の原因とする入院中に、被保険者ががんを併発したときは、そのがんの治療

備考

1. 入院日数が1日

「入院日数が1日」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

を開始した日のがんを直接の原因とする入院を開始したものとみなして取り扱います。

- 5 被保険者が責任開始時に生じた疾病を原因として、責任開始時以後に第1項第2号または第3号に定める3大疾病一時給付金を支払うべき事由に該当した場合でも、つぎの各号のいずれかに該当するときは、責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
 - (1) 保険契約の締結の際にその疾病の告知があった場合
 - (2) その疾病に関して、責任開始時に、被保険者が医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、検査（人間ドック、健康診断を含みます。）の結果で異常指摘を受けたことがない場合。ただし、その疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 6 被保険者が責任開始時に生じた疾病を原因として発病した心疾患または脳血管疾患を直接の原因として、責任開始時以後に入院または手術を受けた場合でも、責任開始時以後にその疾病の症状が悪化したことまたはその疾病と医学上重要な関係にある疾病が生じたことにより、心疾患または脳血管疾患を直接の原因とする入院または手術の必要があると医師によって診断されたときは、その入院または手術は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- 7 被保険者が、急性心筋梗塞以外の心疾患または脳卒中以外の脳血管疾患を直接の原因として、第1項第2号a②または第3号a②に定める入院日数が継続して20日以上である入院をしたことにより、3大疾病一時給付金が支払われたときは、入院日数が継続して20日に達した日に支払事由に該当したものとします。
- 8 被保険者が、急性心筋梗塞以外の心疾患または脳卒中以外の脳血管疾患を直接の原因として入院をし、その入院日数が継続して20日に満たない場合で、最初の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日以内に、同一の心疾患または脳血管疾患¹により転入院または再入院をしたときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- 9 急性心筋梗塞以外の心疾患を直接の原因とする入院中に、被保険者が疾病（急性心筋梗塞以外の心疾患を除きます。）または傷害を併発したときは、その心疾患の治療が終了した日を退院日とみなして、前項の規定を適用します。
- 10 脳卒中以外の脳血管疾患を直接の原因とする入院中に、被保険者が疾病（脳卒中以外の脳血管疾患を除きます。）または傷害を併発したときは、その脳血管疾患の治療が終了した日を退院日とみなして、第8項の規定を適用します。
- 11 疾病（心疾患を除きます。）または傷害を直接の原因とする入院中に、被保険者が心疾患を併発したときは、その心疾患の治療を開始した日から終了した日までの入院について、心疾患を直接の原因とする入院をしたものとみなして取り扱います。
- 12 疾病（脳血管疾患を除きます。）または傷害を直接の原因とする入院中に、被保険者が脳血管疾患を併発したときは、その脳血管疾患の治療を開始した日から終了した日までの入院について、脳血管疾患を直接の原因とする入院をしたものとみなして取り扱います。
- 13 被保険者が第1項に定める、1つの手術を2日以上にわたって受けたときは、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなして取り扱います。
- 14 第1項に定める疾病の種類のうち、同一の疾病の種類による3大疾病一時給付金の支払事由が同一の日に複数回生じた場合でも、3大疾病一時給付金は重複して支払いません。
- 15 被保険者が、第1項に定める疾病の種類のうち、つぎの疾病の種類による3大疾病一時給付金について、それぞれ直前に支払われることとなった3大疾病一時給付金の支払事由に該当した日の1年後の応当日に、つぎに該当する入院を継続しているときは、その日に入院を開始したものとみなして取り扱います。

第1項に定める疾病の種類	対象となる入院
がん	第1項第1号bに定める入院
心疾患	第1項第2号a①に定める入院
脳血管疾患	第1項第3号a①に定める入院

- 16 被保険者が、第1項に定める疾病の種類のうち、つぎの疾病の種類による3大疾病一時給付金について、それぞれ直前に支払われることとなった3大疾病一時給付金の支払事由に該当した日の1年後の応当日に、つぎに該当する入院を20日以上継続しているときは、その日に入院日数が継続して20日に達したものとみなして取り扱います。

第1項に定める疾病の種類	対象となる入院
心疾患	第1項第2号a②に定める入院
脳血管疾患	第1項第3号a②に定める入院

第6条（3大疾病一時給付金の受取人）

- 1 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が第31条（死亡時支払金受取人）第1項に定める死亡時支払金受取人（第30条（被保険者の死亡）に定める死亡払戻金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、前条（3大疾病一時給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、保険契約者を3大疾病一時給付金の受取人とします。

備考

1. 同一の心疾患または脳血管疾患

「同一の心疾患または脳血管疾患」とは、医学上重要な関係にある一連の心疾患または脳血管疾患をいい、会社が認めたときは、病名を異にする場合でもこれを同一の心疾患または脳血管疾患として取り扱います。たとえば、心筋症とその心筋症から移行した心不全等をいいます。

- 2 3大疾病一時給付金の受取人は、被保険者（前項の規定が適用される場合には、保険契約者）以外の者に変更することはできません。
- 3 被保険者が死亡した場合、3大疾病一時給付金については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの各号に定める1人の者が、被保険者の他の法定相続人を代理して請求するものとします。ただし、3大疾病一時給付金の受取人が法人である場合を除きます。
 - （1）死亡時支払金受取人（法定相続人である死亡時支払金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
 - （2）前号に該当する者がいない場合
指定代理請求人（被保険者の死亡時において第15条（指定代理請求人による請求）第3項各号に定める範囲内であることを要します。）
 - （3）第1号および前号に該当する者がいない場合
配偶者
 - （4）第1号から前号までに該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めた者
- 4 前項の規定により、会社が3大疾病一時給付金を支払った場合には、その後重複してその3大疾病一時給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 故意に3大疾病一時給付金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第3項に定める請求を行うことができません。

6. 保険料の払込の免除

第7条（保険料の払込の免除）

- 1 被保険者がつぎに定める保険料の払込の免除事由に該当したときは、会社は、その直後に到来する第10条（保険料の払込）第2項に定める保険料期間以降の保険料の払込を免除します。

保険料の払込の免除事由	保険料の払込を免除しない場合
被保険者が責任開始時以後に生じた不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に高度障害状態（別表10）または身体障害の状態（別表11）に該当したとき。この場合、責任開始時にすでにあった障害状態に責任開始時以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表10）または身体障害の状態（別表11）に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより被保険者が高度障害状態（別表10）または身体障害の状態（別表11）に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意 ② 保険契約者または被保険者の重大な過失 ③ 被保険者の犯罪行為 ④ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- 2 前項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後第10条第1項に定めるそれぞれの契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。
- 3 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、第10条第3項に定める保険料払込方法（回数）の変更に關する規定および第26条（給付金額の減額）の規定は適用しません。

第8条（保険料の払込の免除に関する地震、噴火、津波、戦争その他の変乱の場合の特例）

前条（保険料の払込の免除）の規定にかかわらず、被保険者がつぎのいずれかにより高度障害状態（別表10）または身体障害の状態（別表11）に該当した場合で、その原因により保険料の払込の免除事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の一部または全部についてその払込を免除しないことがあります。

- （1）地震、噴火または津波
- （2）戦争その他の変乱

第3編 保険契約の取扱いに関する規定

7. 会社の責任開始

第9条（会社の責任開始）

- 1 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込または第21条（告知義務）に定める告知のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。
- 2 契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 3 責任開始日から契約日の前日までの間に、主約款および付加している特約の規定にもとづいて給付金を支払うべき事由または保険料の払込を免除すべき事由が発生したときには、会社は、責任開始日から契約日の前日までの間についても、保険期間、保険料払込期間および次条（保険料の払込）第2項第1号に定める第1回保険料の保険料期間とみなして、主約款および付加している特約の約款の規定を適用します。
- 4 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券（電磁的方法¹による場合を含みます。以下、本条において同じ。）を発行します。
 - （1）当会社名
 - （2）保険契約者の氏名または名称
 - （3）被保険者の氏名
 - （4）給付金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - （5）支払事由（付加する特約については特約の名称で代えることがあります。）
 - （6）保険期間
 - （7）給付金の額
 - （8）保険料およびその払込方法（回数）
 - （9）契約日
 - （10）保険証券を作成した年月日

8. 保険料の払込

第10条（保険料の払込）

- 1 保険契約者は、保険料払込期間中、毎回次条（保険料払込方法（経路））第1項に定める保険料払込方法（経路）にしたがい、保険料を、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
 - （1）第1回保険料の払込期月
責任開始日から、その日を含めて、責任開始日の属する月の翌月末日まで
 - （2）第2回以後の保険料の払込期月
 - （ア）月払契約の場合
月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
 - （イ）年払契約の場合
年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- 2 前項で払い込むべき保険料は、つぎの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
 - （1）第1回保険料の保険料期間
 - （ア）月払契約の場合
契約日からその翌月の月単位の契約応当日の前日までの期間
 - （イ）年払契約の場合
契約日からその翌年の年単位の契約応当日の前日までの期間
 - （2）第2回以後の保険料の保険料期間
 - （ア）月払契約の場合
月単位の契約応当日からその翌月の月単位の契約応当日の前日までの期間
 - （イ）年払契約の場合
年単位の契約応当日からその翌年の年単位の契約応当日の前日までの期間
- 3 保険契約者は、会社の定める基準にもとづき、月払または年払の保険料払込方法（回数）を相互に変更することができません。
- 4 第1項第2号の保険料が、それぞれの契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにつぎのいずれかの事由に該当することにより保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻

備考

1. 電磁的方法

第9条（会社の責任開始）、第21条（告知義務）および第36条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

します。ただし、第1号において給付金を支払うときは、給付金とともに給付金の受取人に払い戻します。

(1) 保険契約または付加している特約の消滅（第19条（詐欺による取消）または第20条（不法取得目的による無効）に該当する場合は除きます。）

(2) 主契約または付加している特約の給付金額の減額

(3) 保険料の払込の免除事由の発生

5 年払契約の場合で、すでに払い込まれた保険料に対応する保険料期間中に、前項各号に定めるいずれかの事由に該当することにより保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。また、保険料の払込が免除された後に、払込があったものとして取り扱う保険料を除きます。）のうち、保険料の払込を要しなくなった事由が生じた日の翌日以後、最初に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数（月単位の契約応当日から翌月の月単位の契約応当日の前日までの期間を1か月として計算します。）に対応する保険料相当額を、保険契約者に支払います。ただし、前項第1号において給付金を支払うときは、給付金とともに給付金の受取人に支払います。

6 月払契約の場合で、すでに払い込まれた保険料に対応する保険料期間中に、第4項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合であっても、会社は、その保険料期間に対応する保険料を払い戻しません。

7 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの契約応当日以後それぞれの払込期月の末日まで（第1回保険料については責任開始日以後第1回保険料の払込期月の末日まで。第9項において同じ。）に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。

8 前項の支払うべき金額が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、給付金を支払いません。

9 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの契約応当日以後それぞれの払込期月の末日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

第11条（保険料払込方法（経路））

1 保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料払込方法（経路）を選択することができます。

(1) 口座振替扱 会社の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込む方法

(2) クレジットカード扱 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に定める保険料払込方法（経路）を選択する場合については、それぞれつぎの特約の付加を要し、会社がこれらの特約の付加を取り扱っていない場合には、その保険料払込方法（経路）を選択することはできません。

(1) 口座振替扱の場合 口座振替扱特約

(2) クレジットカード扱の場合 クレジットカード扱特約

3 保険契約者は、第1項各号の保険料払込方法（経路）を相互に変更することができます。この場合、前項の規定を適用します。

9. 猶予期間および保険料の未払込による保険契約の消滅

第12条（猶予期間および保険料の未払込による保険契約の消滅）

1 保険料の払込については、払込期月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。

2 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間の満了をもって消滅します。

第13条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

1 猶予期間中に給付金または死亡払戻金を支払うべき事由が生じたときには、会社は、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。

2 前項の支払うべき金額が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料をその猶予期間の満了する日までに払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、給付金または死亡払戻金を支払いません。

3 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じたときには、保険契約者は、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料をその猶予期間の満了する日までに払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

10. 請求、給付金の支払時期および支払場所

第14条（請求の手続き）

1 給付金の支払事由が生じたときまたは保険料の払込の免除事由が生じたときは、支払事由が生じた給付金の受取人または保険契約者は、ただちに会社に通知してください。

2 支払事由が生じた給付金の受取人（保険料の払込の免除については、保険契約者）は、すみやかに給付金（または保険料の払込の免除）を請求してください。この場合、第4項に定める必要書類を会社に提出してください。

3 前項のほか、主約款または付加している特約の約款に定めるつぎの各号の取扱を行う場合は、次項に定める必要書類を会社に提出してください。

(1) 保険契約にもとづく支払金の支払（給付金の支払を除きます。）の請求

(2) 被保険者の死亡の通知

(3) 保険契約の内容の変更等の請求

4 第2項および前項の必要書類は、つぎの各号に定める書類のうち会社が提出を求めるもの（書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。）とします。

（1）第2項の必要書類

- ① 会社所定の請求書
- ② 請求権者であることを証する会社所定の書類
- ③ 給付金の支払事由が生じたことを証する会社所定の書類
- ④ 保険料の払込の免除事由が生じたことを証する会社所定の書類
- ⑤ その他の請求の手続きに必要な会社所定の書類

（2）前項の必要書類

- ① 会社所定の請求書
- ② 請求権者であることを証する会社所定の書類
- ③ その他の請求の手続きに必要な会社所定の書類

5 引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約が付加されている場合で、引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約の保険料の払込の免除事由に該当し、かつ、3大疾病一時給付金の請求があったときは、保険契約者から引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約の保険料の払込の免除について本条の請求があったものとして取り扱います。

第15条（指定代理請求人による請求）

1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめ指定代理請求人を1人指定することができます。ただし、給付金の受取人が法人である場合を除きます。

2 前条（請求の手続き）第2項の規定にかかわらず、給付金の受取人（保険料の払込の免除については、保険契約者。以下、本条において同じ。）が、つぎの各号に定める給付金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めたときその他の給付金等を請求できない特別な事情があると会社が認めたときは、保険契約者が指定した指定代理請求人が、給付金の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。

（1）3大疾病一時給付金

（2）保険契約者と被保険者が同一人である場合の第7条（保険料の払込の免除）に定める保険料の払込の免除（あわせて保険契約者に支払うべき支払金を含みます。）

（3）付加している特約の約款に定める指定代理請求人による請求の対象となる給付金等

3 指定代理請求人が前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時においてつぎの各号に定める者であることを要します。

（1）つぎの範囲内の者

（ア）被保険者の戸籍上の配偶者

（イ）被保険者の直系血族

（ウ）被保険者の兄弟姉妹

（エ）前（イ）（ウ）のほか、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

（2）前号のほか、つぎの範囲内の者で、給付金の受取人のために給付金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者

（ア）被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者

（イ）被保険者の財産管理を行っている者

（ウ）死亡時支払金受取人

（エ）その他前（ア）から（ウ）までに掲げる者と同等の関係にある者

4 第2項の規定により、会社が給付金等を給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその給付金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

5 本条の規定にかかわらず、故意に給付金の支払事由（保険料の払込の免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に給付金の受取人を第2項に定める給付金等を請求できない状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。

6 保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、指定代理請求人を変更することができます。

7 本条の規定により指定代理請求人が指定されている場合には、保険契約または付加している特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、第22条（告知義務違反による解除）第4項に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または死亡時支払金受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。

第16条（給付金の支払時期および支払場所）

1 給付金は、第14条（請求の手続き）第4項に定める必要書類（必要事項が完備されていることを要します。以下、本条において「必要書類」といいます。）が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

2 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から給付金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。

（1）給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

主約款および付加している特約の約款に定める支払事由に該当する事実の有無

（2）給付金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合

給付金の支払事由が発生した原因

- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
- (4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第2号および前号に定める事項、第24条（重大事由による解除）第1項第4号（ア）から（オ）までに該当する事実（同条第4項の規定により同条第1項第4号の規定を読み替えて適用する場合を含みます。）の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金の請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金の請求時までにおける事実
- 3 前項の確認をするため、つぎの各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、第1項および前項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (3) 前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日
- 4 第2項および前項の規定を適用する場合には、会社は、給付金を請求した者に通知します。
- 5 第2項および第3項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
- 6 第1項から前項までの規定は、保険料の払込の免除について準用します。
- 7 第1項から第5項までの規定は、第14条第3項第1号の支払金について準用します。ただし、第29条（債権者等による解約の効力等）に定める債権者等による保険契約の解約の場合の支払金の支払時期については、第29条第1項に定める解約の効力発生日を、本条に定める必要書類が会社に到達した日とみなして準用します。

11. 保険契約者

第17条（保険契約者）

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が死亡したときは、保険契約者の相続人を保険契約者とします。この場合、保険契約者が2人以上いるときは、当該保険契約者の中から他の保険契約者を代理する1人の者を定めてください。
- 3 前項の者が定まらないかまたはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- 4 第2項の規定により保険契約者が2人以上いる場合は、その責任は連帯とします。

第18条（保険契約者の住所または通信先の変更）

- 1 保険契約者が住所または通信先を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。
- 2 保険契約者が前項の通知をしなかった場合は、保険契約者からの通知により会社の知った最後の住所または通信先に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなして取り扱います。

12. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第19条（詐欺による取消）

保険契約者、被保険者または給付金の受取人の詐欺により保険契約の締結が行われたときは、会社は保険契約または付加している特約の取消を行うことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

第20条（不法取得目的による無効）

保険契約者が給付金（保険料の払込の免除を含みます。以下、本条において同じ。）を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結を行ったときは、保険契約または付加している特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

13. 告知義務、告知義務違反による解除および重大事由による解除

第21条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、保険契約の締結の際、給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社所定の告知書（電磁的方法¹による場合を含みます。以下、本条において同じ。）で質問した事項については、その告知書により告知することを要します。

備考

1. 電磁的方法

第9条（会社の責任開始）、第21条（告知義務）および第36条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

第22条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、前条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約または付加している特約を解除することができます。
- 2 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、保険契約または付加している特約を解除することができます。この場合、会社は給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。またすでに給付金を支払っていたときでもその返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めることができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者またはその給付金の受取人が証明したときは、給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- 4 本条の規定による保険契約または付加している特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡時支払金受取人に解除の通知をします。
- 5 前項の保険契約者に対する通知を行う場合は、第17条（保険契約者）第2項および同条第3項の規定を準用します。死亡時支払金受取人が2人以上いる場合も同様とします。
- 6 本条の規定により保険契約または付加している特約が解除された場合には、会社は、解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第23条（告知義務違反による解除ができない場合）

- 1 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条（告知義務違反による解除）の規定による解除をすることができません。
 - （1）会社が、保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 - （2）会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第21条（告知義務）に定める告知をすることを妨げたとき
 - （3）保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第21条に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - （4）会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - （5）保険契約が、責任開始日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じているとき（責任開始時に原因が生じていたことにより、給付金の支払または保険料の払込の免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
- 2 前項第2号および第3号の規定は、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第21条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第24条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約または付加している特約を解除することができます。
 - （1）保険契約者、被保険者または給付金の受取人が主契約もしくは付加している特約の給付金（保険料の払込の免除を含みます。以下、本項において同じ。）を詐取する目的または第三者に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - （2）主契約または付加している特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺（未遂を含みます。）があった場合
 - （3）他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - （4）保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - （ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - （イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - （ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - （エ）保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - （オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - （5）第1号から前号までのほか、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、保険契約または付加している特約の存続を困難とする第1号から前号までに定める事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、給付金の支払事由（以下、本項において「支払事由」といいます。）または保険料の払込の免除事由（以下、本項において「免除事由」といいます。）が生じた後でも、保険契約または付加している特約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に、支払事由または免除事由が生じていたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - （1）会社は、その支払事由または免除事由については、給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。
 - （2）会社は、その支払事由により、すでに給付金を支払っていたときでもその返還を請求することができ、また、その免除事由により、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めることができます。
- 3 本条の規定による解除については、第22条（告知義務違反による解除）第4項から第6項までの規定を準用します。

- 4 死亡時支払金受取人がいるときは、第1項第4号中「保険契約者、被保険者または給付金の受取人」とあるのは「保険契約者、被保険者、給付金の受取人または死亡時支払金受取人」と、「保険契約者または給付金の受取人」とあるのは「保険契約者、給付金の受取人または死亡時支払金受取人」と読み替えて、第1項第4号の規定を適用します。

14. 責任開始日の5年前の応当日の翌日以後責任開始時前にかんと診断確定されていた場合の取扱

第25条（責任開始日の5年前の応当日の翌日以後責任開始時前にかんと診断確定されていた場合の取扱）

被保険者が責任開始日の5年前の応当日の翌日以後責任開始時前にかんと医師によって診断確定されており、保険契約者および被保険者が、保険契約の締結の際に、その事実を知らなかったときは、主約款および付加している特約の約款に定める支払事由に該当していない場合に限り、責任開始日からその日を含めて180日以内に保険契約者が保険契約の解除を申し出ることにより、会社は、すでに払い込まれた保険契約の保険料を保険契約者に払い戻します。

15. 給付金額の減額

第26条（給付金額の減額）

- 1 保険契約者は、主契約または付加している特約の給付金額の減額を請求することができます。
- 2 本条の請求により給付金額が減額された場合、会社は、将来の保険料を改め、減額分に対応する解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。
- 3 会社は、第1項の規定にかかわらず、減額後の給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

16. 解約および解約払戻金

第27条（解約）

保険契約者は、将来に向かって保険契約または付加している特約を解約し、解約払戻金があるときはこれを請求することができます。

第28条（解約払戻金）

- 1 主契約の解約払戻金は、つぎのとおりです。
 - （1）保険期間と保険料払込期間が同一の場合
解約払戻金はありません。
 - （2）保険期間と保険料払込期間が異なる場合
保険料払込期間中は、解約払戻金はありません。保険料払込期間経過後は、基準給付金額の10%と同額の解約払戻金があります。ただし、保険料払込期間満了の日までの保険料が払い込まれていない場合、解約払戻金は支払いません。
- 2 付加している特約の解約払戻金は、特約ごとに特約の約款に定めるところによります。

第29条（債権者等による解約の効力等）

- 1 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約または付加している特約の解約（給付金額が減額される場合を含みます。以下、本条において同じ。）をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約または付加している特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす給付金または死亡払戻金（以下、本条において「給付金等」といいます。）の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - （1）保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - （2）保険契約者でないこと
- 3 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金等の支払事由が生じ、会社が給付金等を支払うべきときで、給付金等を支払うことにより保険契約または付加している特約が消滅する場合は、その支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、その給付金等の受取人に支払います。

17. 被保険者の死亡等

第30条（被保険者の死亡）

- 1 被保険者が死亡した場合は、保険契約は消滅します。
- 2 前項の場合、保険契約者（保険契約者と被保険者が同一人の場合は保険契約者の死亡時の法定相続人）は、ただちに会社へ通知してください。
- 3 第1項の場合、解約払戻金があるときは、会社は、解約払戻金と同額の死亡払戻金を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者と被保険者が同一人の場合、第6条（3大疾病一時給付金の受取人）第3項および同条第4項の規定を準用して支払います。
- 4 第1項の場合、次条（死亡時支払金受取人）に定める死亡時支払金受取人がいるときは、第2項および前項の規定にかかわらず、つぎの各号の規定により取り扱います。
 - （1）死亡時支払金受取人は、ただちに会社へ通知してください。

- （２）解約払戻金があるときは、会社は、解約払戻金と同額の死亡払戻金を死亡時支払金受取人に支払います。ただし、死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、会社はこれを支払いません。この場合、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。
- （３）死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡払戻金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡払戻金の残額をその他の死亡時支払金受取人に支払い、支払わない死亡払戻金に対応する部分については、前号ただし書きに該当する場合の取扱にもとづきその部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。

第31条（死亡時支払金受取人）

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめ死亡時支払金受取人を指定することができます。
- 2 保険契約者は、被保険者が死亡するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡時支払金受取人を変更することができます。
- 3 死亡時支払金受取人の死亡時以後、死亡時支払金受取人の変更が行われていない間は、死亡時支払金受取人の死亡時の法定相続人を死亡時支払金受取人（本項の規定により死亡時支払金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本項の規定により死亡時支払金受取人となった者のうち生存している他の死亡時支払金受取人）とします。
- 4 前項により死亡時支払金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。
- 5 第2項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡時支払金受取人に死亡払戻金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡時支払金受取人から死亡払戻金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 6 死亡時支払金受取人が2人以上いるときは、当該死亡時支払金受取人の中から他の死亡時支払金受取人を代理する1人の者を定めてください。

第32条（遺言による死亡時支払金受取人の変更）

- 1 前条（死亡時支払金受取人）第2項に定めるほか、保険契約者は、被保険者が死亡するまでは、法律上有効な遺言により、死亡時支払金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡時支払金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 第1項および前項による死亡時支払金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第33条（保険料等の払戻に関する取扱）

- 1 保険契約者と被保険者が同一人の場合で、被保険者が死亡し、かつ、被保険者の死亡によりつぎの各号の金額を会社が支払うときは、第10条（保険料の払込）の規定にかかわらず、会社は、その支払うべき金額を第6条（3大疾病一時給付金の受取人）第3項および第4項の規定を準用して支払います。
 - （１）第10条に定める、払込を要しなくなった場合に払い戻す、払い込まれた保険料
 - （２）第10条に定める、年払契約の場合の、すでに払い込まれた保険料のうち、払込を要しなくなった保険料相当額
- 2 前項の規定にかかわらず、被保険者が死亡した場合に、死亡時支払金受取人がいるときは、前項に定める支払うべき金額は死亡時支払金受取人に支払います。

18. 契約者配当金

第34条（契約者配当金）

主契約および付加している特約には、契約者配当金はありません。

19. その他

第35条（契約年齢の計算）

- 1 契約年齢は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- 2 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第36条（契約年齢または性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書（電磁的方法¹による場合を含みます。以下、本条において同じ。）に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、実際の年齢が保険契約締結の当時、会社の定める範囲外であったときは、会社は、保険契約または付加している特約の取消を行うことができるものとし、その他のときは、会社の定める方法により実際の年齢にもとづいて保険料の差額の精算等の取扱を行います。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りのあった場合には、会社の定める方法により実際の性別にもとづいて保険料の差額の精算等の取扱を行います。

第37条（時効）

給付金、解約払戻金その他の保険契約にもとづく支払金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

第38条（管轄裁判所）

- 1 給付金の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）の住所地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

備考

1. 電磁的方法

第9条（会社の責任開始）、第21条（告知義務）および第36条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

2 保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

第4編 特則（保険契約の取扱いに関する規定）

20. 契約日に関する特則

第39条（契約日に関する特則）

保険契約の締結の際、保険契約者の申出を受け、会社が承諾した場合は、第9条（会社の責任開始）第2項の規定にかかわらず、責任開始日を契約日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。

引受緩和型がん一時給付特約目次

1. この特約の給付に関する規定

- 第1条 がん一時給付金の支払
第2条 がん一時給付金の受取人
第3条 特約の保険料の払込の免除

2. この特約の取扱に関する規定

- 第4条 特約の付加
第5条 指定代理請求人による請求
第6条 特約の解約払戻金
第7条 特約の消滅
第8条 主約款の規定の適用

引受緩和型がん一時給付特約

1. この特約の給付に関する規定

第1条（がん一時給付金の支払）

1 この特約におけるがん一時給付金の支払は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人
がん一時給付金	責任開始日の5年前の応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の翌日以後責任開始時前に別表24に定めるがん（以下、「がん」といいます。）と医師によって診断確定されたことのない被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれかに該当したとき ① 第1回の給付金 責任開始時以後に初めてがんと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）による診断確定については、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下、同じ。） ② 第2回以後の給付金 直前に支払われることとなったがん一時給付金の支払事由に該当した日の1年後の応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）以後に、つぎの（ア）および（イ）をともに満たす入院（別表14）をしたとき （ア）責任開始時以後に医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたがんを直接の原因とする入院であること （イ）そのがんの治療を目的とした、病院または診療所（別表16）への入院であり、かつ、入院日数が1日¹以上であること	1回につき、 給付金額	被保険者

2 被保険者が責任開始日の5年前の応当日の翌日以後責任開始時前にがんと医師によって診断確定されていたときには、この特約について、主約款に定める告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定は適用せず、この特約は無効とし、つぎの各号のとおり取り扱います。

- （1）保険契約者および被保険者が、この特約を主契約に付加する際に、被保険者が責任開始日の5年前の応当日の翌日以後責任開始時前にがんと医師によって診断確定されていた事実を知らなかったとき
会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。
- （2）保険契約者または被保険者が、この特約を主契約に付加する際に、被保険者が責任開始日の5年前の応当日の翌日以後責任開始時前にがんと医師によって診断確定されていた事実を知っていたとき
会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

3 第1項の規定にかかわらず、責任開始日の5年前の応当日の翌日以後責任開始時前にがんと医師によって診断確定されたことのない被保険者が、責任開始時以後、責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと医師によって診断確定された場合には、がん一時給付金は支払いません。この場合、この特約について、主約款に定める告知義務違反による解除お

備考

1. 入院日数が1日

「入院日数が1日」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

よび重大事由による解除に関する規定は適用せず、この特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。

- 4 疾病（がんを除きます。）または傷害を直接の原因とする入院中に、被保険者ががんを併発したときは、そのがんの治療を開始した日にがんを直接の原因とする入院を開始したものとみなして取り扱います。
- 5 被保険者が、直前に支払われることとなったがん一時給付金の支払事由に該当した日の1年後の応当日に、第1項②に定める入院を継続しているときは、その日に入院を開始したものとみなして取り扱います。

第2条（がん一時給付金の受取人）

- 1 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主約款に定める死亡時支払金受取人（主約款に定める死亡払戻金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、前条（がん一時給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、保険契約者をがん一時給付金の受取人とします。
- 2 がん一時給付金の受取人は、被保険者（前項の規定が適用される場合には、保険契約者）以外の者に変更することはできません。
- 3 第1項および前項のほか、がん一時給付金の受取人については、主約款の給付金の受取人に関する規定を準用します。

第3条（特約の保険料の払込の免除）

- 1 主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除されたときは、会社は、この特約の保険料の払込を免除します。
- 2 前項のほか、特約の保険料の払込の免除については、主約款の保険料の払込の免除に関する規定を準用します。

2. この特約の取扱に関する規定

第4条（特約の付加）

- 1 この特約は、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出を受け、会社が承諾した場合に、主契約に付加します。
- 2 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約と同一とします。

第5条（指定代理請求人による請求）

この特約のがん一時給付金は、主約款に定める指定代理請求人による請求の対象とします。

第6条（特約の解約払戻金）

この特約の解約払戻金はありません。

第7条（特約の消滅）

主契約が消滅したときは、この特約は消滅します。

第8条（主約款の規定の適用）

この特約にとくに規定のない事項については、主約款の規定（主契約の給付に関する規定は含まれません。）によるものとします。

引受緩和型先進医療特約目次

1. この特約の給付に関する規定

- 第1条 先進医療給付金の支払
- 第2条 給付限度
- 第3条 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱の場合の特例
- 第4条 法令等の改正等に伴う支払事由に関する規定の変更
- 第5条 先進医療給付金の受取人
- 第6条 特約の保険料の払込の免除

2. この特約の取扱に関する規定

- 第7条 特約の付加
- 第8条 指定代理請求人による請求
- 第9条 減額
- 第10条 特約の解約払戻金
- 第11条 特約の消滅
- 第12条 主約款の規定の適用

引受緩和型先進医療特約

1. この特約の給付に関する規定

第1条（先進医療給付金の支払）

1 この特約における先進医療給付金の支払は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由 （先進医療給付金を支払わない場合）
先進医療給付金	被保険者がこの特約の保険期間中につぎの①および②をともに満たす療養（別表26）を受けたとき ① つぎのいずれかを直接の原因とする療養であること （ア）責任開始時以後に生じた疾病（異常分娩（別表4）を含みます。以下、同じ。） （イ）責任開始時以後に生じた不慮の事故（別表2）またはそれ以外の外因による傷害 ② 公的医療保険制度（別表5）に定める先進医療（別表27）による療養（以下、「先進医療による療養」といいます。）であること	先進医療にかかる技術料（別表28）と同額	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦ 被保険者の薬物依存 ¹ ⑧ 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの（原因の如何を問いません。）

- 2 前項の規定にかかわらず、責任開始日から契約日の1年後の応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日とします。）の前日までの期間中に先進医療給付金の支払事由が生じた場合の支払額は、前項に定める支払額に50%を乗じて得た金額とします。
- 3 被保険者が責任開始時に生じた疾病または責任開始時に生じた不慮の事故（別表2）もしくはそれ以外の外因による傷害を原因として先進医療による療養を受けた場合でも、責任開始日からその日を含めて2年を経過した後に先進医療

備考

1. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

による療養を受けたときは、その先進医療による療養は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。

- 4 被保険者が責任開始時に生じた疾病を原因として責任開始時以後に先進医療による療養を受けた場合でも、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その先進医療による療養は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。

(1) 保険契約の締結の際にその疾病の告知があった場合

(2) その疾病に関して、責任開始時に、被保険者が医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、検査（人間ドック、健康診断を含みます。）の結果で異常指摘を受けたことがない場合。ただし、その疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- 5 被保険者が責任開始時に生じた疾病を原因として責任開始時以後に先進医療による療養を受けた場合でも、責任開始時以後にその疾病の症状が悪化したことまたはその疾病と医学上重要な関係にある疾病が生じたことにより、先進医療による療養の必要があると医師によって診断されたときは、その先進医療による療養は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。

- 6 被保険者が第1項に定める、同一の先進医療による療養を複数回にわたって受けた場合で、かつ、当該療養が一連の療養（別表29）に該当するときは、第1項の規定にかかわらず、それらの一連の療養を1回の先進医療による療養とみなして取り扱います。この場合、最初にその先進医療による療養を受けた時に支払事由に該当したものとみなして取り扱います。

- 7 先進医療給付金が支払われる場合で、その支払額とすでに支払った先進医療給付金の支払額との合計額が次条（給付限度）に定める給付限度をこえるときは、その合計額がその給付限度をこえない範囲で先進医療給付金を支払います。

第2条（給付限度）

この特約の保険期間を通じての先進医療給付金の給付限度は、支払額を通算して2000万円とします。

第3条（地震、噴火、津波、戦争その他の変乱の場合の特例）

第1条（先進医療給付金の支払）の規定にかかわらず、被保険者がつぎのいずれかにより先進医療給付金の支払事由に該当した場合で、その原因により支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、先進医療給付金を削減して支払うかまたは先進医療給付金を支払わないことがあります。

(1) 地震、噴火または津波

(2) 戦争その他の変乱

第4条（法令等の改正等に伴う支払事由に関する規定の変更）

- 1 会社は、この特約の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化がこの特約の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由に関する規定を変更することがあります。
- 2 会社は、前項の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、「契約条項変更日」といいます。）から将来に向かって支払事由に関する規定を変更します。
- 3 本条の規定によりこの特約の支払事由に関する規定を変更する場合には、契約条項変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第5条（先進医療給付金の受取人）

- 1 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主約款に定める死亡時支払金受取人（主約款に定める死亡払戻金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1条（先進医療給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、保険契約者を先進医療給付金の受取人とします。
- 2 先進医療給付金の受取人は、被保険者（前項の規定が適用される場合には、保険契約者）以外の者に変更することはできません。
- 3 第1項および前項のほか、先進医療給付金の受取人については、主約款の給付金の受取人に関する規定を準用します。

第6条（特約の保険料の払込の免除）

- 1 主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除されたときは、会社は、この特約の保険料の払込を免除します。
- 2 前項のほか、特約の保険料の払込の免除については、主約款の保険料の払込の免除に関する規定を準用します。

2. この特約の取扱に関する規定

第7条（特約の付加）

- 1 この特約は、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出を受け、会社が承諾した場合に、主契約に付加します。
- 2 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約と同一とします。

第8条（指定代理請求人による請求）

この特約の先進医療給付金は、主約款に定める指定代理請求人による請求の対象とします。

第9条（減額）

この特約には、減額の取扱はありません。

第10条（特約の解約払戻金）

この特約の解約払戻金はありません。

第11条（特約の消滅）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

(1) 主契約が消滅したこと

(2) 先進医療給付金の支払額が第2条（給付限度）に定める給付限度に達したこと

第12条（主約款の規定の適用）

この特約にとくに規定のない事項については、主約款の規定（主契約の給付に関する規定は含まれません。）によるものとします。

引受緩和型抗がん剤・ホルモン剤治療特約目次

1. この特約の給付に関する規定

- 第1条 抗がん剤・ホルモン剤治療給付金の支払
- 第2条 給付限度
- 第3条 法令等の改正等に伴う支払事由に関する規定の変更
- 第4条 抗がん剤・ホルモン剤治療給付金の受取人
- 第5条 特約の保険料の払込の免除

2. この特約の取扱に関する規定

- 第6条 特約の付加
- 第7条 指定代理請求人による請求
- 第8条 特約の解約払戻金
- 第9条 特約の消滅
- 第10条 主約款の規定の適用

引受緩和型抗がん剤・ホルモン剤治療特約

1. この特約の給付に関する規定

第1条（抗がん剤・ホルモン剤治療給付金の支払）

1 この特約における抗がん剤・ホルモン剤治療給付金の支払は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人
抗がん剤・ホルモン剤治療給付金	責任開始日の5年前の応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の翌日以後責任開始時前に別表24に定めるがん（以下、「がん」といいます。）と医師によって診断確定されたことのない被保険者が、この特約の保険期間中に、つぎのすべてを満たす入院（別表31）または通院（別表31）（往診や訪問診療等、医師が治療のために被保険者の自宅等を訪問したときを含みます。以下、同じ。）をしたとき ① 責任開始時以後に医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたがんを直接の原因とし、そのがんの治療を目的とする入院または通院であること（病理組織学的所見（生検）による診断確定については、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。） ② 公的医療保険制度（別表5）にもとづく医科診療報酬点数表（別表37）（以下、「医科診療報酬点数表」といいます。）または歯科診療報酬点数表（別表38）（以下、「歯科診療報酬点数表」といいます。）によって抗がん剤・ホルモン剤（別表39）にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象となる入院または通院であること ③ 抗がん剤治療・ホルモン剤治療（別表40）を目的とした、病院または診療所（別表16）への入院または通院であること	抗がん剤・ホルモン剤治療給付金の支払事由に該当した日の属する月ごとに、給付金額	被保険者

2 被保険者が責任開始日の5年前の応当日の翌日以後責任開始時前にがんと医師によって診断確定されていたときには、この特約について、主約款に定める告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定は適用せず、この特約は無効とし、つぎの各号のとおり取り扱います。

- （1）保険契約者および被保険者が、この特約を主契約に付加する際に、被保険者が責任開始日の5年前の応当日の翌日以後責任開始時前にがんと医師によって診断確定されていた事実を知らなかったとき
- 会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。
- （2）保険契約者または被保険者が、この特約を主契約に付加する際に、被保険者が責任開始日の5年前の応当日の翌日以後責任開始時前にがんと医師によって診断確定されていた事実を知っていたとき
- 会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

3 第1項の規定にかかわらず、責任開始日の5年前の応当日の翌日以後責任開始時前にがんと医師によって診断確定されたことのない被保険者が、責任開始時以後、責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと医師によって診断確定された場合には、抗がん剤・ホルモン剤治療給付金は支払いません。この場合、この特約について、主約款に定める告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定は適用せず、この特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。

4 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によって抗がん剤・ホルモン剤（別表39）にかかる薬剤料または処方せ

ん料の算定対象となる入院については、薬剤料の算定対象となる治療を受けた日または処方せん料の算定対象となる処方せんを発行された日を、入院をした日として取り扱います。

- 5 抗がん剤・ホルモン剤治療給付金の支払事由に該当する入院または通院を同一の月に2回以上した場合は、その月の最初に入院または通院をした日を抗がん剤・ホルモン剤治療給付金の支払事由に該当した日とみなして取り扱います。
- 6 第1項の規定にかかわらず、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によって抗がん剤・ホルモン剤（別表39）にかかる処方せん料の算定対象となる通院をした場合で、その処方せんにもとづく抗がん剤・ホルモン剤（別表39）の支給を受けていないときは、会社は、抗がん剤・ホルモン剤治療給付金を支払いません。
- 7 厚生労働大臣が定める診断群分類点数表により診療報酬が算定される入院のうち、抗がん剤・ホルモン剤（別表39）にかかる薬剤料または処方せん料に相当する費用が含まれる入院は、第1項の抗がん剤・ホルモン剤治療給付金の支払事由の②に定める入院に含みます。
- 8 給付金額の減額があった月の抗がん剤・ホルモン剤治療給付金の支払額は、その月の最初に被保険者が抗がん剤・ホルモン剤治療給付金の支払事由に該当する入院または通院をした日の給付金額とします。

第2条（給付限度）

この特約の保険期間を通じての抗がん剤・ホルモン剤治療給付金の給付限度は、抗がん剤・ホルモン剤治療給付金を支払う月数（以下、「支払月数」といいます。）を通算して60か月とします。

第3条（法令等の改正等に伴う支払事由に関する規定の変更）

- 1 会社は、この特約の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化がこの特約の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由に関する規定を変更することがあります。
- 2 会社は、前項の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、「契約条項変更日」といいます。）から将来に向かって支払事由に関する規定を変更します。
- 3 本条の規定によりこの特約の支払事由に関する規定を変更する場合には、契約条項変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第4条（抗がん剤・ホルモン剤治療給付金の受取人）

- 1 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主約款に定める死亡時支払金受取人（主約款に定める死亡払戻金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1条（抗がん剤・ホルモン剤治療給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、保険契約者を抗がん剤・ホルモン剤治療給付金の受取人とします。
- 2 抗がん剤・ホルモン剤治療給付金の受取人は、被保険者（前項の規定が適用される場合には、保険契約者）以外の者に変更することはできません。
- 3 第1項および前項のほか、抗がん剤・ホルモン剤治療給付金の受取人については、主約款の給付金の受取人に関する規定を準用します。

第5条（特約の保険料の払込の免除）

- 1 主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除されたときは、会社は、この特約の保険料の払込を免除します。
- 2 前項のほか、特約の保険料の払込の免除については、主約款の保険料の払込の免除に関する規定を準用します。

2. この特約の取扱いに関する規定

第6条（特約の付加）

- 1 この特約は、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出を受け、会社が承諾した場合に、主契約に付加します。
- 2 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約と同一とします。

第7条（指定代理請求人による請求）

この特約の抗がん剤・ホルモン剤治療給付金は、主約款に定める指定代理請求人による請求の対象とします。

第8条（特約の解約払戻金）

この特約の解約払戻金はありません。

第9条（特約の消滅）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- （1）主契約が消滅したこと
- （2）抗がん剤・ホルモン剤治療給付金の支払月数が第2条（給付限度）に定める給付限度に達したこと

第10条（主約款の規定の適用）

この特約にとくに規定のない事項については、主約款の規定（主契約の給付に関する規定は含まれません。）によるものとします。

引受緩和型 3 大疾病保険料払込免除特約目次

1. 保険料の払込の免除に関する規定

- 第 1 条 疾病の定義
- 第 2 条 保障範囲の型
- 第 3 条 保険料の払込の免除

2. この特約の取扱いに関する規定

- 第 4 条 特約の付加
- 第 5 条 保険料率
- 第 6 条 特約の請求の手続き
- 第 7 条 指定代理請求人による請求
- 第 8 条 特約の解約
- 第 9 条 特約の解約払戻金
- 第 10 条 特約の消滅
- 第 11 条 各特約の取扱
- 第 12 条 主約款の規定の適用

3. 特則

- 第 13 条 主契約が引受緩和型収入保障保険契約の場合の取扱（※）

※主契約の保険種類または契約日によって、適用されることのない条文であることから記載を省略しております。

引受緩和型 3 大疾病保険料払込免除特約

1. 保険料の払込の免除に関する規定

第 1 条（疾病の定義）

この特約において「がん」、「悪性新生物」、「心疾患」、「急性心筋梗塞」、「脳血管疾患」および「脳卒中」とは、別表46に定めるがん、悪性新生物、心疾患、急性心筋梗塞、脳血管疾患および脳卒中をいいます。

第 2 条（保障範囲の型）

- 1 保険契約者は、この特約を主契約に付加する際、保障範囲の型について、「上皮内がん保障あり型」または「上皮内がん保障なし型」のいずれかを指定するものとします。
- 2 前項により指定された保障範囲の型の変更は取り扱いません。

第 3 条（保険料の払込の免除）

- 1 被保険者がつぎに定める保険料の払込の免除事由のいずれかに該当したときは、会社は、その直後に到来する主約款の保険料の払込に関する規定に定める保険料期間以降の主契約および主契約に付加された特約（以下、「各特約」といいます。）の保険料の払込を免除します。
 - （1）保障範囲の型が「上皮内がん保障あり型」の場合

疾病の種類	保険料の払込の免除事由
a が ん	責任開始日の5年前の応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の翌日以後責任開始時前にかんと医師によって診断確定されたことのない被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始時以後に初めてがんと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）による診断確定については、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下、同じ。）

疾病の種類	保険料の払込の免除事由
b 心疾患	被保険者がこの特約の保険期間中につぎの①から③までのいずれかに該当したとき ① つぎの（ア）および（イ）をともに満たす入院（別表14）をしたとき （ア）責任開始時以後の疾病を原因として発病した急性心筋梗塞を直接の原因とする入院であること （イ）その急性心筋梗塞の治療を目的とした、病院または診療所（別表16）への入院であり、かつ、入院日数が1日¹以上であること ② つぎの（ア）および（イ）をともに満たす入院（別表14）をしたとき （ア）責任開始時以後の疾病を原因として発病した急性心筋梗塞以外の心疾患を直接の原因とする入院であること （イ）その急性心筋梗塞以外の心疾患の治療を目的とした、病院または診療所（別表16）への入院であり、かつ、入院日数が継続して20日以上であること ③ 責任開始時以後の疾病を原因として発病した心疾患の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表32）において手術（別表45）を受けたとき
c 脳血管疾患	被保険者がこの特約の保険期間中につぎの①から③までのいずれかに該当したとき ① つぎの（ア）および（イ）をともに満たす入院（別表14）をしたとき （ア）責任開始時以後の疾病を原因として発病した脳卒中を直接の原因とする入院であること （イ）その脳卒中の治療を目的とした、病院または診療所（別表16）への入院であり、かつ、入院日数が1日¹以上であること ② つぎの（ア）および（イ）をともに満たす入院（別表14）をしたとき （ア）責任開始時以後の疾病を原因として発病した脳卒中以外の脳血管疾患を直接の原因とする入院であること （イ）その脳卒中以外の脳血管疾患の治療を目的とした、病院または診療所（別表16）への入院であり、かつ、入院日数が継続して20日以上であること ③ 責任開始時以後の疾病を原因として発病した脳血管疾患の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表32）において手術（別表45）を受けたとき

(2) 保障範囲の型が「上皮内がん保障なし型」の場合

疾病の種類	保険料の払込の免除事由
a 悪性新生物	責任開始日の5年前の応当日の翌日以後責任開始時前に悪性新生物と医師によって診断確定されたことのない被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始時以後に初めて悪性新生物と医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき
b 心疾患	被保険者がこの特約の保険期間中につぎの①から③までのいずれかに該当したとき ① つぎの（ア）および（イ）をともに満たす入院（別表14）をしたとき （ア）責任開始時以後の疾病を原因として発病した急性心筋梗塞を直接の原因とする入院であること （イ）その急性心筋梗塞の治療を目的とした、病院または診療所（別表16）への入院であり、かつ、入院日数が1日¹以上であること ② つぎの（ア）および（イ）をともに満たす入院（別表14）をしたとき （ア）責任開始時以後の疾病を原因として発病した急性心筋梗塞以外の心疾患を直接の原因とする入院であること （イ）その急性心筋梗塞以外の心疾患の治療を目的とした、病院または診療所（別表16）への入院であり、かつ、入院日数が継続して20日以上であること ③ 責任開始時以後の疾病を原因として発病した心疾患の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表32）において手術（別表45）を受けたとき

備考

1. 入院日数が1日

「入院日数が1日」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

疾病の種類	保険料の払込の免除事由
c 脳血管疾患	被保険者がこの特約の保険期間中につぎの①から③までのいずれかに該当したとき ① つぎの（ア）および（イ）をともに満たす入院（別表14）をしたとき （ア）責任開始時以後の疾病を原因として発病した脳卒中を直接の原因とする入院であること （イ）その脳卒中の治療を目的とした、病院または診療所（別表16）への入院であり、かつ、入院日数が1日¹以上であること ② つぎの（ア）および（イ）をともに満たす入院（別表14）をしたとき （ア）責任開始時以後の疾病を原因として発病した脳卒中以外の脳血管疾患を直接の原因とする入院であること （イ）その脳卒中以外の脳血管疾患の治療を目的とした、病院または診療所（別表16）への入院であり、かつ、入院日数が継続して20日以上であること ③ 責任開始時以後の疾病を原因として発病した脳血管疾患の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表32）において手術（別表45）を受けたとき

2 保障範囲の型が「上皮内がん保障あり型」の場合で、被保険者が責任開始日の5年前の応当日の翌日以後責任開始時前にがんを医師によって診断確定されており、保険契約者および被保険者が、この特約を主契約に付加する際に、その事実を知らなかったときは、保険料の払込の免除事由（主約款に定める保険料の払込の免除事由を含みます。以下、本条において同じ。）に該当していない場合に限り、責任開始日からその日を含めて180日以内に保険契約者がこの特約の解除を申し出ることにより、会社は、つぎの第1号に定める金額から第2号に定める金額を差し引いた金額を保険契約者に払い戻します。

（1）すでに払い込まれた保険料の金額

（2）すでに払い込まれた保険料について、この特約を付加しなかった場合の保険料率を適用して計算した金額

3 第1項第1号aの規定にかかわらず、保障範囲の型が「上皮内がん保障あり型」の場合で、責任開始日の5年前の応当日の翌日以後責任開始時前にがんを医師によって診断確定されたことのない被保険者が、責任開始時以後、責任開始日からその日を含めて90日（以下、本条において「90日」といいます。）以内にがんを医師によって診断確定された場合（90日以内に診断確定されたがんの90日経過後の再発・転移等と認められる場合を含みます。）には、保険料の払込の免除は行いません。

4 前項の場合で、90日経過後に医師によって病理組織学的所見（生検）により再度がんを診断確定され、そのがんが90日以内に診断確定されたがんの再発・転移等と認められないときは、第1項第1号aに定める責任開始時以後に初めてがんを医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたときに該当するものとみなして取り扱います。

5 保障範囲の型が「上皮内がん保障なし型」の場合で、被保険者が責任開始日の5年前の応当日の翌日以後責任開始時前に悪性新生物を医師によって診断確定されており、保険契約者および被保険者が、この特約を主契約に付加する際に、その事実を知らなかったときは、保険料の払込の免除事由に該当していない場合に限り、責任開始日からその日を含めて180日以内に保険契約者がこの特約の解除を申し出ることにより、会社は、つぎの第1号に定める金額から第2号に定める金額を差し引いた金額を保険契約者に払い戻します。

（1）すでに払い込まれた保険料の金額

（2）すでに払い込まれた保険料について、この特約を付加しなかった場合の保険料率を適用して計算した金額

6 第1項第2号aの規定にかかわらず、保障範囲の型が「上皮内がん保障なし型」の場合で、責任開始日の5年前の応当日の翌日以後責任開始時前に悪性新生物を医師によって診断確定されたことのない被保険者が、責任開始時以後、90日以内に悪性新生物を医師によって診断確定された場合（90日以内に診断確定された悪性新生物の90日経過後の再発・転移等と認められる場合を含みます。）には、保険料の払込の免除は行いません。

7 前項の場合で、90日経過後に医師によって病理組織学的所見（生検）により再度悪性新生物を診断確定され、その悪性新生物が90日以内に診断確定された悪性新生物の再発・転移等と認められないときは、第1項第2号aに定める責任開始時以後に初めて悪性新生物を医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたときに該当するものとみなして取り扱います。

8 被保険者が責任開始時前に生じた疾病を原因として、責任開始時以後に第1項第1号bもしくはcまたは第2号bもしくはcに定める保険料の払込を免除すべき事由に該当した場合でも、つぎの各号のいずれかに該当するときは、責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。

（1）保険契約の締結の際にその疾病の告知があった場合

（2）その疾病に関して、責任開始時前に、被保険者が医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、検査（人間ドック、健康診断を含みます。）の結果で異常指摘を受けたことがない場合。ただし、その疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

9 被保険者が責任開始時前に生じた疾病を原因として発病した心疾患または脳血管疾患を直接の原因として、責任開始時以後に入院または手術を受けた場合でも、責任開始時以後にその疾病の症状が悪化したことまたはその疾病と医学上重要な関係にある疾病が生じたことにより、心疾患または脳血管疾患を直接の原因とする入院または手術の必要があると医師によって診断されたときは、その入院または手術は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用しま

備考

1. 入院日数が1日

「入院日数が1日」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

す。

- 10 被保険者が、急性心筋梗塞以外の心疾患または脳卒中以外の脳血管疾患を直接の原因として、第1項第1号b②もしくはc②または第2号b②もしくはc②に定める入院日数が継続して20日以上である入院をしたことにより、保険料の払込が免除されたときは、入院日数が継続して20日に達した日に保険料の払込の免除事由に該当したものとします。
- 11 被保険者が、急性心筋梗塞以外の心疾患または脳卒中以外の脳血管疾患を直接の原因として入院をし、その入院日数が継続して20日に満たない場合で、最初の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日以内に、同一の心疾患または脳血管疾患¹により転入院または再入院をしたときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- 12 急性心筋梗塞以外の心疾患を直接の原因とする入院中に、被保険者が疾病（急性心筋梗塞以外の心疾患を除きます。）または傷害を併発したときは、その心疾患の治療が終了した日を退院日とみなして、前項の規定を適用します。
- 13 脳卒中以外の脳血管疾患を直接の原因とする入院中に、被保険者が疾病（脳卒中以外の脳血管疾患を除きます。）または傷害を併発したときは、その脳血管疾患の治療が終了した日を退院日とみなして、第11項の規定を適用します。
- 14 疾病（心疾患を除きます。）または傷害を直接の原因とする入院中に、被保険者が心疾患を併発したときは、その心疾患の治療を開始した日から終了した日までの入院について、心疾患を直接の原因とする入院をしたものとみなして取り扱います。
- 15 疾病（脳血管疾患を除きます。）または傷害を直接の原因とする入院中に、被保険者が脳血管疾患を併発したときは、その脳血管疾患の治療を開始した日から終了した日までの入院について、脳血管疾患を直接の原因とする入院をしたものとみなして取り扱います。
- 16 被保険者が第1項に定める、1つの手術を2日以上にわたって受けたときは、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなして取り扱います。
- 17 第1項から前項までの規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後主約款の保険料の払込に関する規定に定めるそれぞれの契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。
- 18 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、主約款に定める保険料払込方法（回数）の変更に関する規定および給付日額等の減額に関する規定は適用しません。

2. この特約の取扱に関する規定

第4条（特約の付加）

- 1 この特約は、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出を受け、会社が承諾した場合に、主契約に付加します。この場合、各特約についても、この特約を適用します。
- 2 この特約の保険期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。

第5条（保険料率）

この特約を付加した場合、主契約および各特約には、この特約を付加した場合の保険料率を適用します。

第6条（特約の請求の手続き）

主契約に引受緩和型特定疾病一時給付特約が付加されている場合で、この特約の保険料の払込の免除事由に該当し、かつ、引受緩和型特定疾病一時給付特約の特定疾病一時給付金の請求があったときは、主約款に定める請求の手続きに関する規定にかかわらず、保険契約者からこの特約の保険料の払込の免除について請求があったものとして取り扱います。

第7条（指定代理請求人による請求）

この特約の保険料の払込の免除（あわせて保険契約者に支払うべき支払金を含みます。）は、主約款に定める指定代理請求人による請求の対象とします。ただし、保険契約者と被保険者が同一人である場合に限り、将来に

第8条（特約の解約）

保険契約者は、保険料の払込の免除事由（主約款に定める保険料の払込の免除事由を含みます。）発生前に限り、将来に向かってこの特約を解約することができます。

第9条（特約の解約払戻金）

この特約の解約払戻金はありません。

第10条（特約の消滅）

主契約が消滅したときは、この特約は消滅します。

第11条（各特約の取扱）

各特約の約款に定める特約の保険料の払込の免除に関する規定中「主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除されたとき」とあるのは、「主約款または引受緩和型3大疾病保険料払込免除特約の規定により主契約の保険料の払込が免除されたとき」と読み替えます。

第12条（主約款の規定の適用）

この特約とくく規定のない事項については、主約款の規定（主契約の給付に関する規定は含まれません。）によるものとします。

備考

1. 同一の心疾患または脳血管疾患

「同一の心疾患または脳血管疾患」とは、医学上重要な関係にある一連の心疾患または脳血管疾患をいい、会社が認めたときは、病名を異にする場合でもこれを同一の心疾患または脳血管疾患として取り扱います。たとえば、心筋症とその心筋症から移行した心不全等をいいます。

3. 特則

第13条（主契約が引受緩和型収入保障保険契約の場合の取扱）

（記載省略）

口座振替扱特約

第1条（特約の適用）

- 1 この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から、主約款に定める保険料払込方法（経路）のうち口座振替扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。
 - （1）保険契約者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下、「提携金融機関」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置されていること
 - （2）保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関がある場合には、その委託機関の口座。以下、同じ。）へ保険料の口座振替を委託すること

第2条（保険料の払込）

- 1 保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込期月中の会社の定めた日（以下、「振替日」といいます。ただし、この日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。）に、指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって会社に払い込まれるものとします。
- 2 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- 3 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 4 保険契約者は、あらかじめ保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
- 5 会社は、口座振替により払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

第3条（口座振替不能の場合の取扱）

- 1 振替日に保険料の口座振替が不能となった場合は、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。翌月の応当日にも口座振替が不能となった場合は、翌々月の応当日に口座振替を行います。
- 2 月払契約について前項の規定を適用する場合、払込期月の到来した2か月分または3か月分の保険料（主契約に契約日に関する特約が適用されている場合で、第1回保険料を含む口座振替のときは、払込期月の到来した2か月分、3か月分または4か月分の保険料）の口座振替を行います。ただし、指定口座の預入額がその金額に満たない場合には、払込期月の到来した保険料のうちその到来した払込期月の時期の早いものにかかる保険料から払込があったものとし、指定口座の預入額の範囲内で口座振替可能な月数分の保険料の口座振替を行います。
- 3 第1項および前項に定める保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間満了の日までに、未払込保険料を、会社の定める方法により、会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

第4条（諸変更）

- 1 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。
- 2 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料払込方法（経路）に変更してください。
- 3 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するか、他の保険料払込方法（経路）に変更してください。
- 4 会社または提携金融機関の事情により、会社は、振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。
- 5 第1条（特約の適用）第2項に該当しなくなった場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するか、他の保険料払込方法（経路）に変更してください。その変更をするまでの間の未払込保険料は、主約款に定める猶予期間満了の日までに、会社の定める方法により、会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

第5条（特約の消滅）

- つぎの場合には、この特約は消滅します。
- （1）保険料の払込を要しなくなったとき
 - （2）他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき

クレジットカード扱特約

第1条（特約の適用）

- 1 この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から、主約款に定める保険料払込方法（経路）のうちクレジットカード扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 この特約が適用できるクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定したクレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約その他これに準じるもの（以下、「会員規約等」といいます。）にもとづき、カード会社より貸与されかつ使用を認められたものに限りします。
- 3 会社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等（以下、「クレジットカードの有効性等」といいます。）の確認を行うものとします。

第2条（保険料の払込）

- 1 保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等を確認し、カード会社に保険料を請求した時に、その払込があったものとします。
- 2 同一のクレジットカードにより2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合には、保険契約者は、会社に対しその払込順序を指定できないものとします。
- 3 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたがい、保険料相当額をカード会社に払い込むことを要します。
- 4 会社は、クレジットカードにより払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

第3条（クレジットカードの有効性等の確認ができなかった場合等の取扱）

- 1 会社がクレジットカードの有効性等の確認ができなかった場合には、保険契約者は、その払込期月の保険料からクレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、他の保険料払込方法（経路）に変更してください。
- 2 会社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - （1）クレジットカードの有効性等の確認が行われた後に保険契約者がカード会社に対して保険料相当額を支払っている場合には、保険契約者は、つぎの払込期月の保険料からクレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、他の保険料払込方法（経路）に変更してください。
 - （2）クレジットカードの有効性等の確認が行われた後に保険契約者がカード会社に対して保険料相当額を支払っていない場合には、前条（保険料の払込）第1項の規定にかかわらず、保険料の払込はなかったものとします。この場合、保険契約者は、その払込期月の保険料からクレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、他の保険料払込方法（経路）に変更してください。
- 3 第1項または前項の場合、保険契約者は、クレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、他の保険料払込方法（経路）に変更するまでの間の未払込保険料を、主約款に定める猶予期間満了の日までに、会社の定める方法により、会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

第4条（諸変更）

- 1 保険契約者は、クレジットカードを同一のカード会社の他のクレジットカードまたは他のカード会社のクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。
- 2 保険契約者がクレジットカードによる保険料の払込を停止する場合には、あらかじめ会社に申し出て他の保険料払込方法（経路）に変更してください。
- 3 カード会社がクレジットカードによる保険料の払込の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、クレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、他の保険料払込方法（経路）に変更してください。その変更をするまでの間の未払込保険料は、主約款に定める猶予期間満了の日までに、会社の定める方法により、会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

第5条（特約の消滅）

つぎの場合には、この特約は消滅します。

- （1）保険料の払込を要しなくなったとき
- （2）他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき

別表2 不慮の事故

「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当するか否かにかかわらず除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 （疾病や疾病に起因するもの等の身体の内部に原因があるものは該当しません。）

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
つぎのような事故は、表1の定義にもとづく要件をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落、不慮の転倒 ・不慮の溺水	つぎのような事故は、表1の定義にもとづく要件を満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病、潜水病、乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・継続的な騒音、継続的な振動 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病、熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒等の原因となった事故	つぎの症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等 c. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表4 異常分娩

「異常分娩」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものを伴う分娩とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩及び産じょく＜褥＞における浮腫、タンパク＜蛋白＞尿及び高血圧性障害 主として妊娠に関連するその他の母体障害 胎児及び羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題 分娩の合併症 分娩（単胎自然分娩（O80）を除きます。） 主として産じょく＜褥＞に関連する合併症 その他の産科的病態、他に分類されないもの	O10～O16 O20～O29 O30～O48 O60～O75 O81～O84 O85～O92 O94～O99

約款別表

別表5 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表10 高度障害状態

「高度障害状態」とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

別表11 身体障害の状態

「身体障害の状態」とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (3) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (4) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (5) 10手指の用を全く永久に失ったもの
- (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
- (7) 10足指を失ったもの
- (8) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

備考〔別表10、別表11〕

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$
の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

5. 上・下肢の障害
- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
6. 脊柱の障害
- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
7. 手指の障害
- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。
8. 足指の障害
- 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。



別表14 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等（病院または診療所（別表16）以外の施設を含みます。）での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所（別表16）に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表16 病院または診療所

- 「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当するものとします。
- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表24 がん

1. 「がん」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00～C14
消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15～C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30～C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40～C41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43～C44
中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45～C49
乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60～C63
腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64～C68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69～C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73～C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76～C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
上皮内新生物＜腫瘍＞	D00～D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髄線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.5

2. 上記1において「がん」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3.1版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2 ・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3 ・・・悪性、原発部位
／6 ・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9 ・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

別表26 療養

「療養」とは、つぎの各号のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 診察
- (2) 薬剤または治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療

別表27 先進医療

「先進医療」とは、療養を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りです。）をいいます。

別表28 先進医療にかかる技術料

「先進医療にかかる技術料」とは、被保険者が受けた先進医療技術に対する被保険者の支払額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた金額をいいます。

別表29 一連の療養

「一連の療養」とは、療養開始にあたっての医師による療養に関する計画にもとづく一連の療養をいいます。なお、療養開始後に新たに行われることとなった療養は、一連の療養には含まれません。

別表31 入院、通院

- (1) 入院
「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等（病院または診療所（別表16）以外の施設を含みます。以下、同じ。）での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所（別表16）に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- (2) 通院
「通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所（別表16）（ただし、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。）において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

別表32 病院または診療所

- 「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当するものとします。
- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所
 - (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表37 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、入院または通院をした時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表38 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、入院または通院をした時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表39 抗がん剤・ホルモン剤

- (1) 抗がん剤
「抗がん剤」とは、被保険者が診断確定されたがんの治療を目的として被保険者に投薬または処方された時点において厚生労働大臣の承認を受けている医薬品のうち、つぎの①および②のいずれにも該当する医薬品をいいます。
 - ① 厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められたこと
 - ② 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、L01（抗悪性腫瘍薬）、L03（免疫賦活薬）、L04（免疫抑制薬）またはV10（治療用放射性医薬品）に分類されること
- (2) ホルモン剤
「ホルモン剤」とは、被保険者が診断確定されたがんの治療を目的として被保険者に投薬または処方された時点において厚生労働大臣の承認を受けている医薬品のうち、つぎの①および②のいずれにも該当する医薬品をいいます。
 - ① 厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められたこと
 - ② 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、L02（内分泌療法）に分類されること

別表40 抗がん剤治療・ホルモン剤治療

- (1) 抗がん剤治療
「抗がん剤治療」とは、別表39に定める抗がん剤を投与することにより、がんを破壊またはこれの発育・増殖を阻止することを目的とした治療法をいいます。
- (2) ホルモン剤治療
「ホルモン剤治療」とは、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモン、またはホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を投与する療法のうち、別表39に定めるホルモン剤を投与することにより、がん細胞の発育・増殖を阻止することを目的とした治療法をいいます。

別表44 がん、心疾患、急性心筋梗塞、脳血管疾患、脳卒中

1. 「がん」、「心疾患」、「急性心筋梗塞」、「脳血管疾患」、「脳卒中」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

疾病の種類	分類項目	基本分類コード
がん	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00～C14
	消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15～C26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30～C39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40～C41
	皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43～C44
	中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45～C49
	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
	女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64～C68
	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69～C72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73～C75
	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76～C80
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C81～C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
	上皮内新生物＜腫瘍＞	D00～D09
	真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
	骨髓異形成症候群	D46
心疾患	慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
	虚血性心疾患	I20～I25
	肺性心疾患及び肺循環疾患	I26～I28
	その他の型の心疾患	I30～I52
急性心筋梗塞	虚血性心疾患（I20～I25）のうち	
	急性心筋梗塞	I21
	再発性心筋梗塞	I22
脳血管疾患	脳血管疾患	I60～I69
脳卒中	脳血管疾患（I60～I69）のうち	
	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	脳梗塞	I63

2. 上記1において「がん」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3.1版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号	
／2	・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3	・・・悪性、原発部位
／6	・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

3. 上記1において「急性心筋梗塞」、「脳卒中」とは、つぎのとおり定義づけられる疾病をいいます。

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 （1）典型的な胸部痛の病歴 （2）新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 （3）心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血および頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

別表45 手術

心疾患および脳血管疾患について対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、つぎの①～⑤に該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

- ①開頭術（穿頭器等により頭蓋骨に孔を開ける手術を含みます。）
②開胸術
③ファイバースコープ手術
④血管・バスケットカテーテル手術
⑤内視鏡手術

別表46 がん、悪性新生物、心疾患、急性心筋梗塞、脳血管疾患、脳卒中

1. 「がん」、「悪性新生物」、「心疾患」、「急性心筋梗塞」、「脳血管疾患」、「脳卒中」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

疾病の種類	分類項目	基本分類コード
がん	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00～C14
	消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15～C26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30～C39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40～C41
	皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43～C44
	中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45～C49
	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
	女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64～C68
	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69～C72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73～C75
	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76～C80
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C81～C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
	上皮内新生物＜腫瘍＞	D00～D09
	真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち	
	慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
悪性新生物	本態性（出血性）血小板血症	D47.3
	骨髄線維症	D47.4
	慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.5
	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00～C14
	消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15～C26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30～C39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40～C41
	皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞（C43～C44）のうち	
	皮膚の悪性黒色腫	C43
	中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45～C49
	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
	女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64～C68
	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69～C72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73～C75
	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76～C80
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C81～C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
	真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち	
	慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
	本態性（出血性）血小板血症	D47.3
	骨髄線維症	D47.4
	慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.5

疾病の種類	分類項目	基本分類コード
心疾患	慢性リウマチ性心疾患 虚血性心疾患 肺性心疾患及び肺循環疾患 その他の型の心疾患	105～109 120～125 126～128 130～152
急性心筋梗塞	虚血性心疾患（120～125）のうち 急性心筋梗塞 再発性心筋梗塞	121 122
脳血管疾患	脳血管疾患	160～169
脳卒中	脳血管疾患（160～169）のうち くも膜下出血 脳内出血 脳梗塞	160 161 163

2. 上記1において「がん」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3.1版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号	
／2	・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3	・・・悪性、原発部位
／6	・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

3. 上記1において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3.1版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号	
／3	・・・悪性、原発部位
／6	・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

4. 上記1において「急性心筋梗塞」、「脳卒中」とは、つぎのとおり定義づけられる疾病をいいます。

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 （1）典型的な胸部痛の病歴 （2）新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 （3）心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血および頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

[illegible]

お手続きの際の提出書類一覧表

	当社所定の請求書	本人確認書類		被保険者の住民票・戸籍謄(抄)本	当社所定の診断書・証明書	その他・備考
		保険契約者	受取人			
給付金のお支払い	●				●	・ 不慮の事故の場合 不慮の事故であることを証明する書類
主契約による 保険料の払込みの免除	●				●	不慮の事故であることを証明する書類
引受緩和型 3 大疾病保険料払込免除 特約による保険料の払込みの免除	●				●	
死亡払戻金のお支払い	●		●	●	●	
保険契約の解約	●	●				
給付金額の減額、特約の解約	●	●				
保険契約者の変更	●	● ※				・ 契約者死亡による契約者変更の場合 1. 現在の契約者の戸籍謄(抄)本 2. 相続人の本人確認書類 ※現在の契約者と変更後の契約者両者の 本人確認書類が必要です。
指定代理請求人の変更	●	●				
死亡時支払金受取人の変更	●	●				
改姓・改名・字体訂正	●	●				

- 本人確認書類は、次のいずれかをご提出いただきます。
運転免許証、パスポート、年金手帳、印鑑証明書、公的機関発行の写真付証明書 等
- 上記の提出書類のうち全部または一部の省略を認めることがあります。
- 必要に応じて、上記以外の書類の提出を求めることがあります。
- 2024年3月現在の取扱いです。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いします。

特に・・・	ご契約のしおりのページ
●クーリング・オフ制度(契約申込みの撤回)	P. 8
●健康状態等の告知義務	P.11
●責任開始(保障の開始)と契約日	P.14
●保険料払込方法・保険料の払込期月等	P.29
●保険料の払込みの猶予期間と保険契約の消滅	P.32
●給付金等をお支払いできない場合	P.39
●解約と解約払戻金	P.45

等は、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらです。

上記の事項以外でもわかりにくい点がございましたら下記のはなさく生命お客様コンタクトセンターにお問合せください。

お問合せ先等

はなさく生命お客様
コンタクトセンター



は な さ く いーな
0120-8739-17 (通話料無料)

受付時間 月～土曜日 9:00～18:00(祝日、12/31～1/3を除く)

※プライバシー保護のため、お問合せは契約者ご本人からお願いいたします。

※お電話をいただく際には、証券番号をお知らせください。

※はなさく生命お客様コンタクトセンターへのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実等の観点から、録音することがありますので、あらかじめご了承ください。

はなさく生命
ホームページ

<https://www.life8739.co.jp/>

はなさく生命

検索



はなさく生命ホームページではご契約内容のご確認や、住所・電話番号の変更等の各種お手続きができます。

[募集代理店]

[引受保険会社]



はなさく生命

日本生命グループ

はなさく生命保険株式会社

<お客様コンタクトセンター> 0120-8739-17

<ホームページ> <https://www.life8739.co.jp/>